

ための専用の設備として新たに設置するものに限る。この号及び次条第一項第三号において同じ。) イ 非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気の供給に係る料金 (当該料金の額の算出方法を含む)。

ロ 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
要場所ごとに次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者

二 取引等 (前号の生産工程における関係を除く。)により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要

三 共同して設立した組合 (長期にわたり存続することが見込まれるものであつて、当該組合の組合契約書において次に掲げる事項を定めている場合に限る。) の組員である者の需要

イ 非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気の供給に係る料金 (当該料金の額の算出方法を含む)。

ロ 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項第三号に掲げる需要に該当する場合にあつては、第一号から第三号までのいずれかに該当するものとする。

一 の建物内 (集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であつて、一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける当該の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部)

二 柵、堀その他の客観的な遮断物によって明確に区分された一の構内 (ただし、特段の理由がないのに複数の発電等用電気工作物を隣接した構内に設置する場合を除く。)

三 隣接する複数の前号に掲げる構内であつて、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの

四 道路その他の公共の用に供せられる土地 (前二号に掲げるものを除く。)において、一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置されている部分

前項第一号から第四号までに掲げる一の需要場所 (以下この条において「原需要場所」といいう。)において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置に伴い必要な設備であつて、次の各号に掲げる要件を満たす設備 (当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。)が設置されている場所を含む必要最小限の場所 (以下この項において「特例需要場所」という。)については、当該設備の設置に際し、当該設備に係る電気の使用者又は小売電気事業者から一般送配電事業者又は配電事業者に対して申出があつたときは、前項の規定にかかるらず、一の需要場所とみなす。

一 公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者又は配電事業者の検針並びに保守及び保安等の業務のための立入り (当該設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合にかつ、特例需要場所における配線工事その他の工事に關する費用は、当該特例需要場所の電気の使用者又は小売電気事業者が負担するものであること。)

二 原需要場所における他の電気工作物と電気的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること。

三 特例需要場所における配線工事その他の工事に關する費用は、当該特例需要場所の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

(離島)

第三条の二 法第二条第一項第八号イの経済産業省令で定める離島は、別表第一の上欄に掲げる区域を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる離島とする。
(送電事業に係る送電用の電気工作物の要件)

第三条の三 法第二条第一項第十号の経済産業省令で定める要件は、専ら一般送配電事業者又は配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行う事業 (当該振替供給を十年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が千キロワットを超えるもの又は当該振替供給を五年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が十万キロワットを超えるもの。) の用に供する送電用の電気工作物であることとする。

(配電事業に係る配電用の電気工作物の要件)

第三条の三の一 法第二条第一項第十一号の二の経済産業省令で定める要件は、その供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業 (一般送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。) の用に供する配電用の電気工作物であつて、電圧七千ボルト以下の配電線路であることとする。

(発電事業に係る発電等用電気工作物の要件)

第三条の四 法第二条第一項第十四号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する発電等用電気工作物 (以下「特定発電等用電気工作物」という。) であつて、それぞれの接続最大電力 (特定発電等用電気工作物と一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物 (一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であつて、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電気的に接続されているものを含む。) とを直接に電気的に接続する地点 (次項において「接続地点」という。) における最大の電力をいう。第四十五条の十九第二項第二号において同じ。) のうち小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業 (第三号において「小売電気事業等」という。) の用に供するためのもの (第二号及び第四十八条の二において「小売電気事業等用接続最大電力」という。) の合計が一万キロワットを超えることとする。

一 出力が千キロワット以上であること。

二 出力の値に占める小売電気事業等用接続最大電力の値の割合が五十パーセント (出力が十万キロワットを超える場合には、十パーセント) を超えるものであること。

三 発電し、又は放電する電気の量 (発電又は放電のために使用するものを除く。) に占める小売電気事業等の用に供するためのものの割合が五十パーセント (出力が十万キロワットを超える場合には、十パーセント) を超えると見込まれること。

前項の規定の適用については、同一の接続地点に接続している二以上の発電等用電気工作物は、一の発電等用電気工作物とみなす。

第三条の四の一 法第二条第一項第十五号の二の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとします。

- 一 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して電子情報処理組織等を使用して発電又は放電を指示する方法
- 二 電子情報処理組織等を使用した特定抑制依頼による方法

第三条の四の二 法第二条第一項第十五号の二の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給を行う者が供給能力を有する者 (発電事業者を除く。) (以下この節において「他の者」という。) から集約する電力が千キロワットを超えることが見込まれることとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ、各号に掲げる値が千キロワットを超えることが見込まれることとする。

一 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対する電子情報処理組織等を使用して発電又は放電を指示する方法

二 電子情報処理組織等を使用した特定抑制依頼による方法

- 一 小売電気事業の登録を受け、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気のみを供給する場合、他の者から集約する電力の値から様式第一の最大需要電力の見込み（最大需要電力の見込みに変更があった場合には、様式第一の四の最大需要電力の見込み）（以下「この節において「直近需要電力値」という。）を除いた値
- 二 発電事業の届出をし、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気のみを供給する場合、他の者から集約する電力の値から自己の消費、発電及び放電のために使用する電力の値を除いた値
- 三 小売電気事業の登録を受け、発電事業の届出をし、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気のみを供給する場合、他の者から集約する電力の値から直近需要電力値並びに自己の消費、発電及び放電のために使用する電力の値を除いた値

第二章 電気事業

第一節 小売電気事業

第一款 事業の登録

（小売電気事業の登録申請）

第三条の五 法第一条の三第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

法第二条の三第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 その行う小売電気事業以外の事業の概要

三 法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第二条の五第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

二 様式第一の二の小売電気事業遂行体制説明書

三 様式第一の三の苦情等処理体制説明書

四 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度

末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

五 申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

六 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が小売電気事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

七 申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

八 経済産業大臣は、法第二条の三第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求める（以下「この節において「軽微な変更」という。）

第三条の六 法第二条の六第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 変更後の供給能力として見込まれる値（変更がない場合にあっては直近供給能力値をいう。以下この節において「変更後供給能力値」という。）を変更後の最大需要電力として見込まれる値（変更がない場合にあっては直近需要電力値をいう。以下この節において「変更後最大電力値」という。）で除した値が減少しないもの

二 変更後供給能力値を変更後最大電力値で除した値が減少するものであつて、当該値が一・〇八以上であり、かつ、変更後供給能力値のうち、卸電力取引市場からの調達に係る値を除いた値が変更後最大電力値以上であるもの

前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一 変更後最大電力値が百五十万キロワット以上増加し、又は変更後最大電力値が直近需要電力値の二倍を超えるもの

- 二 変更後供給能力値が百五十万キロワット以上減少し、又は変更後供給能力値が直近供給能力値の二分の一を下回るもの
- 三 沖縄県及び離島等（沖縄県に属するものを除く。）の需要に応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

- 前二項において「直近需要電力値」とは、直近の法第二条の四第一項（法第二条の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された最大需要電力の値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第二条の四第一項（法第二条の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された供給能力の値をいう。（変更登録の申請）
- 第三条の七 法第二条の六第二項の申請書は、様式第一の四によるものとする。
- 法第二条の六第三項において準用する法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 法第二条の六第三項において読み替えて準用する法第二条の五第一項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面

経済産業大臣は、法第二条の六第二項の変更登録の申請書を提出した者に対し、前項の書類のほか、他の者からその小売電気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

（変更の届出）

法第二条の六第四項の規定による第三条の六第一項各号に掲げる軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第一の六の小売電気事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（小売電気事業者の地位の承継の届出）

第三条の九 法第二条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第一の七の小売電気事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類

二 小売電気事業者の地位を承継した者が小売電気事業者以外の者である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 法第二条の五第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

ロ 法人である場合にあっては、当該法人の定款及び登記事項証明書

ハ 法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第三条の十 法第二条の八第一項の規定による小売電気事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第一の八の小売電気事業休止（廃止）届出書に同条第三項の規定によりその小売供給の相手方に對し周知させるために行った措置の内容を記載した書類及び事業の休止（廃止）の理由を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

法第二条の八第二項の規定による小売電気事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第一の九の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三条の十一 法第二条の八第三項の規定により周知させようとする小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとする日（以下この条において「休廃止日」という。）の前日から起算して六十日前の日（契約電力の値が五十キロワット以上の小売供給契約を締結している場合又

の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。) であつて、法第二条の十三第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合は、前項第一号に掲げる場合には、法第二条の十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。(以下同じ。) 滞なく、小売供給を受けようとする者に対し、同条第二項の書面を交付しなければならない。

法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項とする。

小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十六号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(次項に規定する場合を除く。)における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。)における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。)における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

法第二条の十三第三項の経済産業省令で定める事項は、当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第八項、第九項本文、第十項本文又は前項本文に規定する事項(以下この条において「説明時交付事項」という。)を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法(小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することによる書面を作成することができる場合には、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合には、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合には、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

三 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に説明時交付事項を記録したものを作成し、それを交付する方法

小売電気事業者等は、法第二条の十三第三項の規定により、前項各号に掲げる方法により説明時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に対し、説明時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

(書面の交付)

第三条の十三 法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とする形的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わないとする者から求めがあつたとき)であつて、同項の書面を交付しないことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合とする。

法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

二 当該小売電気事業者の登録番号

三 前条第一項第三号から第二十五号まで(第五号を除く。)に掲げる事項(小売電気事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあっては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯を除く。)では、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができることができる時間帯を除く。)に掲げる事項のうち苦情及び問合せを処理することとしている場合にあっては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができることができる時間帯を除く。)

四 供給地点特定番号(小売供給を受けようとする者の需要場所を特定することができる番号をいう。以下この条において同じ。)

三 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十六号に掲げる事項及び供給地点特定番号とする。ただし、法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項、前条第一項第十六号に掲げる事項並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

四 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合(第一項に規定する場合を除く。)における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、法第二条の十四第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの及び供給地点特定番号とする。ただし、同項第一号及び第二号に掲げる事項、第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

五 法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事項(以下この条において「契約締結時交付事項」という。)を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法(小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができる場合には、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合には、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない)

三 電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法

小売電気事業者等は、法第二条の十四第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあつたときは、その者に対し、契約締結時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

(電磁的方法の種類及び内容)

第三条の十四 令第二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 第三条の十二第十二項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、小売電気事業者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(小売電気事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第三条の十五 令第二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、小売電気事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法

三 電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

第二節 一般送配電事業

第一款 事業の許可

(一般送配電事業の許可申請)

第四条 法第四条第一項の申請書は、様式第一の十によるものとする。

2 法第四条第二項の事業計画書は、様式第二によるものとする。

3 法第四条第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度について、様式第三により作成するものとする。

4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 一般送配電事業の用に供する電気工作物（配電用のものを除く。）の概要及び供給区域の境界を明示した地形図

二 送電関係一覧図

三 電力潮流図

四 一般送配電事業の用に供する変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図

五 他の一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を供給する場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し

六 他の者から一般送配電事業の用に供するための電気の供給を受ける場合にあつては、その供給をする者との契約書の写し

七 主たる技術者の履歴書

八 様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書

九 申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

十 申請者が法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

十一 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が一般送配電事業を営むことにについての議決に係る議会の会議録の写し

十二 一般送配電事業の用に供する水力発電所を設置する場合において、発電水力に関する水利使用について行政庁の許可又は登録を要するときは、その許可書又は登録書の写し（許可又は登録の申請をしている場合にあつては、その申請書の写し）

13 申請者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとつたことを証する書類

5 経済産業大臣は、法第三条の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
(事業開始の届出)

第五条 法第七条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第五の事業開始届出書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

第六条 法第八条第一項の規定により供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第六の供給区域の変更の許可申請

二 變更を必要とする理由を記載した書類

二 増加し、又は減少する供給区域の境界を明示した地形図

三 供給区域を増加する場合にあつては、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後十年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類

四 供給区域を増加する場合にあつては、所要資金の額及び調達方法を記載した書類

五 内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

六 供給区域を増加する場合は、送電関係一覧図

七 供給区域の増加に伴い他の者から電気の供給を受ける場合にあつては、その供給をする者との契約書の写し

八 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し

2 経済産業大臣は、法第八条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 (供給区域の増加に伴う事業開始の届出)

第七条 第五条の規定は、法第八条第二項において準用する法第七条第四項の規定による届出をしようとする者に準用する。

第八条 法第九条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。

1 送電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 他の電気事業者の電気事業の用に供する電気工作物と電気的に接続するための送電線路であつて、電圧三十万ボルト（直流にあつては、十七万ボルト）以上のものに係る変更（設置の場所の変更のうち経過地の変更及び設置の方法の変更を除く。）

ロ 他の電気事業者の電気事業の用に供する電気工作物と電気的に接続するための送電線路以外の送電線路又は電圧三十万ボルト（直流にあつては、十七万ボルト）未満の送電線路を他の電気事業者の電気事業の用に供する電気工作物と電気的に接続するための送電線路において、電圧三十万ボルト（直流にあつては、十七万ボルト）以上のものとすることに伴う変更

ハ 電圧三十万ボルト（直流にあつては、十七万ボルト）以上の送電線路であつて、長さ十キロメートル以上のものに係る変更（設置の場所の変更のうち、経過地の変更及び設置の方法の変更であつて変更する部分の長さが十キロメートル未満のものを除く。）

ニ 電圧三十万ボルト（直流にあつては、十七万ボルト）未満又は長さ十キロメートル未満の送電線路であつて、電圧三十万ボルト（直流にあつては、十七万ボルト）以上かつ長さ十キロメートル以上のものとすることに伴う変更

二 変電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 設置の場所の変更であつて、電圧三十万ボルト以上のもの又は電圧三十万ボルト未満のものであつて、容量十五万キロワットアンペア以上若しくは出力十五万キロワット以上の周波数変換機器若しくは整流機器の設置を伴うもの若しくは出力がその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の二十分の一セント以上のものを

ロ 設置の場所の変更であつて、廃止することに伴うもの

ハ 周波数の変更

ニ 電圧三十万ボルト以上のものの出力の変更であつて、その変更する出力が三十万キロボルトアンペアを超えるもの又はその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の二十分の一セント以上のもの

ホ 電圧三十万ボルト未満のものの出力の変更であつて、周波数変換機器若しくは整流機器の容量を十五万キロワットアンペア以上とし、又はこれらの出力を十五万キロワット以上とすことに伴うもの

三 発電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 設置の場所、原動力の種類又は周波数の変更

ロ 出力の変更であつて、その変更する出力が十五万キロワット以上又はその者の電気事業の

用に供する発電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの

四 蓄電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 設置の場所又は周波数の変更

ロ 出力の変更であつて、その変更する出力が十五万キロワット以上又はその者の電気事業の

用に供する蓄電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの

ハ 容量の変更

(電気工作物等の変更の届出)

第九条 法第九条第一項の規定による一般送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしよ

うとする者は、その実施日の二十日前までに、様式第七の電気工作物変更届出書に次に掲げる

書類(電気工作物の廃止の場合にあっては、第一号の書類に限る)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更工事の概要の説明書

三 変更に係る電気工作物の概要を明示した地形図

四 変更が変電所、発電所又は蓄電所に係る場合にあっては、その変電所、発電所又は蓄電所の

主要設備の配置図

五 送電関係一覧図

六 法第九条第二項の規定による氏名若しくは名称及び住所又は主たる営業所その他の営業所の名

称及び所在地の変更の届出をしようとする者は、様式第八の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

七 法第九条第二項の規定による一般送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第七の電気工作物変更届出書を提出しなければならない。

(事業の譲渡し及び譲受けの認可申請)

第十一条 法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第九の事業譲渡譲受認可申請書に次の

各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 譲渡し及び譲受けを必要とする理由を記載した書類

二 譲渡し及び譲受けの認可申請書の写し

三 譲渡価額及びその算出の根拠を記載した書類

四 譲受けに係る資金の額及び調達方法を記載した書類

五 譲受けに係る資金の額及び調達方法を記載した書類

六 譲受けの日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

七 登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

八 譲渡人又は譲受け人が地方公共団体である場合にあっては、当該譲渡人又は譲受け人の譲渡し又

は譲受けについての議決に係る議会の会議録の写し

九 譲受けの日以後十年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計

画を記載した書類

十 譲渡しに係る一般送配電事業に水力発電所が属する場合において、発電水力に関する水利使

用に係る権利の譲渡し又は譲受けについて行政庁の承認又は許可を要するときは、その承認書

又は許可書の写し(承認又は許可の申請をしている場合にあっては、その申請書の写し)

十一 主たる技術者の履歴書

十二 様式第四的一般送配電事業遂行体制説明書
2 経済産業大臣は、法第十条第一項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(合併及び分割の認可申請)

第十二条 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十の合併認可申請書又は様式第十

一の分割認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならぬ。

一 合併又は分割を必要とする理由を記載した書類

二 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

三 合併又は分割の条件に関する説明書

四 合併又は分割の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

五 合併又は分割の日以後十年内の日を含む毎事業年度における用途別に需要見込み及び供給の

計画を記載した書類

六 当事者の一方が一般送配電事業者以外の者である場合にあっては、その者の定款、登記事項

証明書並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

七 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般送配電事業の全部

を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

八 主たる技術者の履歴書

九 様式第四的一般送配電事業遂行体制説明書

10 経済産業大臣は、法第十条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(設備の譲渡し等)

第十三条 法第十三条第一項の規定による設備譲渡等の届出をしようとする者は、その実施日の日

二十日前までに、様式第十三の設備譲渡等届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 その設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とすることを必要とする理由を記載した書類

二 その設備の譲渡し又はその設備を所有権以外の権利の目的とすることに関する契約書の写し

三 その設備の譲渡価額又は所有権以外の権利の目的としての評価額の算出の根拠を記載した書類

四 その設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とすることにより一般送配電事業に及ぼす影響に関する説明書

第十四条 法第十三条第一項の規定による設備は、次に掲げるものとする。

一 送電線路、配電線路、変電所、発電所、蓄電所及び給電設備(以下この条において「電気の供給に直接必要な設備」という。)以外の設備

二 電気の供給に直接必要な設備であつて、その帳簿価額が前事業年度末の電気事業会計規則

(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第六条第一項に規定する電気事業固定資産の帳簿価額の総額の百分の一未満のもの

(事業の休止及び廃止の許可申請)

第十五条 法第十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十四の事業休止(廃止)許可申

請書に次の各号に掲げる書類(事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあっては、第一号の書類に限る)を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類

二 一般送配電事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあっては、休止し、又は廃止する事業

に係る供給区域の境界を明示した地形図

三 休止し、又は廃止する一般送配電事業に係る電気工作物の概要を記載した書類

四 休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

五 休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における用途別に需要見込み及び供給の

計画を記載した書類

六 休止又は廃止する一般送配電事業に係る電気工作物の概要を記載した書類

七 休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における用途別に需要見込み及び供給の

計画を記載した書類

八 休止又は廃止する一般送配電事業に係る電気工作物の概要を記載した書類

九 休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における用途別に需要見込み及び供給の

計画を記載した書類

(法人の解散の認可申請)

第十六条 法第十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十五の解散認可申請書に解散を

必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、法第十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第二款 業務

(一般送配電事業者の振替供給の範囲)

第十七条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める振替供給は、一般送配電事業者が行う次に掲げる振替供給とする。

一 小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域又は配電事

業者の供給区域における需要に応じて供給する電気に係るもの

二 法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であつて、当該振替供

給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域又は配電事業者の供給区域における同号ロに

規定する非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者の需要又は第三条第一項各号

に掲げる需要に応じて供給する電気に係るもの

(託送供給等に係る収入の見通しの算定期間)

第十七条の二 法第十七条の二第一項の経済産業省令で定める期間は、四月一日を始期とする五年

(託送供給等に係る収入の見通しの申請)

第十七条の三 法第十七条の二第一項の規定により収入の見通しの承認を受けようとする者は、様式第十五の二の託送供給等に係る収入の見通しの承認申請書に一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令(令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定期間」とい

う。)の規定に基づいて作成した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第十七条の四 法第十七条の二第四項の規定により収入の見通しの変更の承認を受けようとする者は、様式第十五の三の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 算定期間の規定に基づいて作成した書類

2 経済産業大臣は、法第十七条の二第四項の承認を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第十七条の五 法第十七条の二第五項第一号イの需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 需要の変動

二 第四十五条の二十一の第一項第一号、第二号又は第四号に規定する回収すべき賠償負担金の額等の通知又は通知した事項の変更

三 第四十五条の二十一の十三第一項第一号、第二号又は第四号に規定する回収すべき廃炉円滑化負担金の額等の通知又は通知した事項の変更

四 無電柱化推進計画(無電柱化の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十二号))第七条第一項に規定する無電柱化推進計画をいう。)の策定又は変更

五 法第二十八条の四十に規定する広域系統整備計画の策定又は変更

六 エネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の変化

七 前各号に掲げるもののほか、費用の変動が算定可能な場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該事由による一般送配電事業に係る費用の変動の数量及び単価のいずれについても一般送配電事業者の責めに帰することができないもの

ロ 一般送配電事業を行つて当たり当該事由により生じる費用を節減することが著しく困難なもの

第十七条の六 法第十七条の二第五項第一号ロの他の法律の規定により支払うべき費用の額の変動に応ずる場合(当該費用の額の増加に応ずる場合にあつては、一般送配電事業を行つて当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。)として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 石油石炭税相当額の増加(石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。)に対応する場合

二 電源開発促進税相当額の増加(電源開発促進税の税率の増加その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するものに限る。)に対応する場合

三 固定資産税相当額の増加(固定資産税の税率の増加その他の固定資産税に関する制度の改正に起因するものに限る。)に対応する場合

四 雑税相当額の増加(市町村民税、都道府県民税、事業所税、不動産取得税、都市計画税、印紙税、自動車重量税、軽自動車税、自動車取得税、登録免許税等に関する制度の改正に起因するものに限る。)に対応する場合

五 事業税相当額の増加(事業税の税率の増加その他の事業税に関する制度の改正に起因するものに限る。)に対応する場合

六 法人税相当額の増加(法人税の税率の増加その他の法人税に関する制度の改正に起因するものに限る。)に対応する場合

(託送供給等に係る収入の見通しの公表)

第十七条の七 法第十七条の二第六項の規定による公表は、同条第一項の承認若しくは第四項の変更の承認を受けた後、又は法第十七条の三第三項の規定による変更の通知を受けた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(託送供給等約款の申請期間)

第十七条の八 法第十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、四月一日を始期とする五年間とする。

(託送供給等約款において定めるべき事項)

第十八条 法第十八条第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び電力量調整供給に關し、振替供給又は接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。

一 振替供給に関する次に掲げる事項

イ 適用範囲

ロ 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ハ に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

チ 契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法

ト 送電上の責任の分界

イ からへまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責

任に關する事項がある場合にあつては、その内容

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項

イ 適用範囲

ハ 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第三十二条第一項に規定する調整を行う場合にあっては、同条第二項に規定する離島基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する離島基準調整単価

二 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ホ 口からニまでに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

ヘ 契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

給電所における指令に関する事項

ヲ カルまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

ワ 有効期間を定める場合には、その期間

カ 実施期日

（託送供給等約款の申請）

第十九条 法第十八条第一項の規定による託送供給等約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第十六の託送供給等約款認可申請書に託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 第十七条の三第一項の規定により提出した書類の写し

二 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

三 供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

四 法第十八条第一項の規定により託送供給等約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十

七の託送供給等約款変更認可申請書にその変更後の託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款

三 前条第二号の事項を変更（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）のみの変更を除く。）しようとする場合にあっては、第十七条の三第一項の規定により提出した書類の写し（法第十七条の二第四項の承認を受けた場合にあっては、第十七条の四第一項の規定により提出した書類の写し）

四 前条第二号の事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合にあっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

五 前条第一号若しくはハ又は同条第二号ニ若しくはホの事項を変更しようとする場合にあっては、供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（託送供給等約款以外の供給条件の認可の申請）

第二十条 法第十八条第二項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第十八の託送供給等特例認可申請書に次に掲げる書類を添えて、經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（託送供給等約款の変更の届出）

第二十一条 法第十八条第四項の経済産業省令で定める場合は、同条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変後のもの。以下この条から第二十五までにおいて単に「託送供給等約款」という。）の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 託送供給等約款により接続供給を受ける者又は電力量調整供給を受ける者（以下「接続供給等利用者」という。）の料金を変更する場合であつて、当該料金が法第十七条の二第一項の承認又は同条第四項の変更の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とする場合

二 接続供給等利用者の料金の支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該接続供給等利用者の負担（以下「延滞利息」という。）を変更する場合であつて、当該接続供給等利用者が受けける接続供給又は電力量調整供給に係る電気の量、最大需要電力その他の利用形態並びに当該接続供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般送配電事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。）の価格が当該託送供給等約款の変更の前後ににおいて同一であると仮定した場合において、いづれかの接続供給等利用者の支払うべき延滞利息を合計した額が減少し、かつ、その他接続供給等利用者の支払うべき延滞利息を合計した額が増加しないと見込まれる場合

三 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項を変更する場合であつて、いづれの託送供給等約款により託送供給を受ける者又は電力量調整供給を受ける者（以下「託送供給等利用者」という。）の負担も増加しない場合

四 前号に掲げるもののほか、託送供給等利用者の負担も増加しない場合

五 受電電力、受電電力量、供給電力若しくは供給電力量の計測方法又は料金調定の方法を変更する場合であつて、いづれの託送供給等利用者の支払うべき料金及び延滞利息の額及びその他の負担も増加しない場合

六 送電上の責任の分界を変更する場合であつて、いづれの託送供給等利用者の支払うべき料金及び延滞利息の額及びその他の負担も増加しない場合

七 託送供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日から一般送配電事業者が当該託送供給等利用者に対する電気の供給を停止できる日までの期間を変更する場合であつて、いづれの託送供給等利用者に対する期間も縮められない場合

八 電気の供給を停止できる条件又は託送供給等に係る契約を解除できる条件を変更する場合であつて、いづれの託送供給等利用者に対する条件も不利なものとしない場合

九 託送供給等利用者が選択し得る事項を追加する場合

十 前各号に掲げるもののほか、託送供給等約款の構成又は使用する字句等を変更する場合

十一 託送供給等利用者に対する条件も不利なものとしない場合

一二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款

三 第十八条第二号の事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合にあつては、第十七条の三第一項の規定により提出した書類の写し（法第十七条の二第四項の承認を受けた場合にあっては、第十七条の四第一項の規定により提出した書類の写し）及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

四 第十八条第一号若しくはハ又は同条第二号ニ若しくはホの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給等利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法

（一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経関する説明書

（託送供給等約款の変更の届出）

第二十三条 法第十八条第七項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合に

済産業省令で定める場合は、託送供給等約款の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 石油石炭税相当額の増加（石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合

二 電源開発促進税相当額の増加（電源開発促進税の税率の増加その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合

三 消費税等相当額の増加（消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税の制度の改正に起因するもの又は前二号の増加に伴うものに限る。）に対応する場合

第二十四条 法第十八条第八項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、様式第二十の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 変更をする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款

三 第十八条第一号ロ若しくは三若しくはホの事項を変更しようとする場合にあつては、当該金額の決定の方法

あつては、託送供給等利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法

に関する説明書

（託送供給等約款の公表）

第二十五条 法第十八条第十二項の規定による託送供給等約款の公表は、その実施の日の十日前から、營業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならぬ。

第二十六条 法第二十条第一項の最終保障供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 適用区域又は適用範囲

二 供給の種別がある場合にあつては、その種別

三 供給電圧及び周波数

四 料金

五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあつては、その内容

七 契約の申込みの方法及び解除に関する事項

八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

九 供給の停止及び中止に関する事項

十 送電上の責任の分界

十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に關し制限を設ける場合にあつては、その内容

十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に關する事項がある場合にあつては、その内容

十三 有効期間を定める場合にあつては、その期間

十四 実施期日
（最終保障供給に係る約款の届出）

第二十七条 法第十一条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十一の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 料金の算出の根拠に関する書類

2 法第二十条第一項の規定による最終保障供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十二の最終保障供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 変更をする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の最終保障供給約款

三 前条第四号から第六号までの事項を変更しようとする場合には、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

（最終保障供給約款以外の供給条件の承認の申請）

第二十八条 法第二十条第一項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十三の最終保障供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他の電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合には、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（最終保障供給約款の公表）

第二十九条 法第二十条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による最終保障供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、その供給区域（離島等を除く。）における營業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならぬ。

（指定の申請）

第二十九条の二 法第二十条の二第一項の規定により申請をしようとする者は、様式第二十三の二の指定区域指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 指定区域の指定を受けようとする区域の境界を明示した地形図

二 主要な電線路（以下この号及び次号において「主要電線路」という。）から独立して区域内における電線路を維持し、及び運用する場合の費用が、主要電線路に接続している場合の費用と比較して、一般送配電事業の効率的な運営に資することを示す書類

三 主要電線路に接続している場合の停電時間と主要電線路から独立して区域内における電線路を維持し、及び運用する場合に見込まれる停電時間の比較により、当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがないことを示す書類

四 指定区域供給開始までの工事等の概要の説明書

2 経済産業大臣は、法第二十条の二第一項の規定により申請をした者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（指定区域に係る情報の公表）

第二十九条の三 法第二十条の二第二項及び第三項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（離島等供給に係る約款において定めるべき事項）

第三十条 法第二十二条第一項の離島等供給に係る約款は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 適用区域又は適用範囲

二 供給の種別がある場合にあつては、その種別

三 供給電圧及び周波数

四 料金

五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあつては、その内容

七 契約の申込みの方法及び解除に関する事項

八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

れた情報又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十一條の規定に基づき特定事業者が取引時確認等を的確に行うための措置を講ずるための情報であつて、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがなく、かつ必要最小限のもの（経済産業省令で定める一般送配電事業者の禁止行為）

第三十三条の七 法第二十三条第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。次号において同じ。）が、その特定関係事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合

二 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合についてはこの限りではない。）が、

三 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行ふ部門。第三十三条の十五第一項第八号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。第三十三条の十五第一項第一号ロ、第四十四条の二第一項、第四十四条の七第三号、第四十四条の十三第一項第一号ロ、第四十五条の二の十八第三号及び第四十五条の二の二十四第一項第一号ロにおいて同じ。）又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。第三十三条の十五第一項第一号ロ、第四十四条の二第一項、第四十四条の七第三号、第四十四条の十三第一項第一号ロ、第四十五条の二の十八第三号及び第四十五条の二の二十四第一項第一号ロにおいて同じ。）に對する需要の二の十八第三号及び第四十五条の二の二十四第一項第一号ロにおいて同じ。）又は特定卸供給事業者と特殊の関係のある者）

第三十三条の八 法第二十三条第二項の一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 一般送配電事業者の特定関係事業者の子会社等（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）

二 一般送配電事業者の特定関係事業者の主要株主基準値（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第九項に規定する主要株主基準値をいう。第四十四条の八第二号及び第四十五条の二の十九第二号において同じ。）以上の数の議決権の保有者（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）

三 一般送配電事業者の特定関係事業者の関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第十八号に規定する関連会社をいう。第四十四条の八第三号及び第四十五条の二の十九第三号において同じ。）（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）

（業務委託の禁止の例外）

第三十三条の九 法第二十三条第三項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な受託としてする場合

二 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不當に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合

（重要な役割を担う従業者）

第三十三条の十 法第二十三条第四項本文の規定による受託者の公募は、新聞掲載、掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により広告し、競争入札の方法その他公正かつ適切な業務の受託の実施が確保される方法により行わなければならない。

（受託者の公募の例外）

第三十三条の十一 法第二十三条第四項ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合とする。

（業務受託の禁止の例外）

三 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

- イ 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合
- ロ 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であつて、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき
- ハ 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合

（受託者の公募）

第三十三条の十二 法第二十三条第五項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な受託としてする場合）

一 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不當に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合

（重要な役割を担う従業者）

第三十三条の十三 法第二十三条の二第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であつて、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることをとする。

（同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であつて、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

4 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第三十三条の三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為）

第三十三条の十四 法第二十三条の三第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、一般送配電事業者の特定関係事業者が行う、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に對する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為とする。

（体制の整備等）

第三十三条の十五 法第二十三条の四第一項の規定により一般送配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の用に供する室と区分するものであること。

イ 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。この項の下欄において同じ。）の業務	当該一般送配電事業者の特定関係事業者の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）
ロ 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものに限る。この項の下欄において同じ。）の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務（非公開情報を取り扱わない業務を除く。）	当該一般送配電事業者がその特定関係事業者（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）又はその小売電気事業、発電事業若しくは特定卸供給事業に係る業務（託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務を行う部門が実施する業務を除く。）

二 託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門（以下この条において「託送供給等部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムを特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を含む。第十二号において同じ。）と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを作成するものである。

イ 託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うこと

ロ 必要に応じて区分された非公開情報を入手し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができる。ハ 当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものである。

三 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者（取締役、執行役及び従業者であつた者を含む。第七号、第四十四条の十三第一項第三号及び第七号並びに第四十五条の二の二十四第一項第三号及び第七号において同じ。）が遵守すべき規程を作成するものであること。

四 前号の規定により作成する規程を遵守させため、当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。

五 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の管理責任者（次号及び第七号において「情報管理責任者」という。）を置くものである。

六 情報管理責任者は、当該一般送配電事業者の取締役又は執行役をもってこれに充てることとするものであること。

七 情報管理責任者をして、第三号の規定により作成する規程が当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者によつて遵守されるよう、託送供給及び電力量調整供給の業務に関する情報の取扱いを管理させるものである。

八 託送供給等部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務について、当該一般送配電事業者と小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。

九 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を置くものであること。

十 法令遵守責任者をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視（次条において「法令等を遵守するための体制の整備等」という。）を行わせるものであること。

十一 当該一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の実施状況を監視する部門（以下この条において「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第一条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給及び電力量調整供給の業務に別に置くものであること。

十二 監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。

十三 監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給及び電力量調整供給の業務に別に置くものであること。

十四 監視部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務の運営及び内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視させるものであること。

十五 監視部門をして、前二号の規定により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。

十六 前項第二号ハ及び第八号の規定による記録の保存期間は、五年間とする。

（体制の整備等に関する報告）

十七 第三十三条の十六 法第二十三条の四第二項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後3月以内に、様式第二十六条の三の体制整備等報告書に、当該事業年度に係る法第二十三条の四第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前条第一号の規定により区分した室の配置

二 前条第二号の規定により構築したシステムの概要

三 前条第三号の規定により作成した規程

四 前条第四号の規定により実施した研修の内容

五 前条第五号、第六号、第九号、第十一号及び第十二号の規定により整備した体制

六 前条第七号の規定により実施した管理の内容

七 前条第八号の規定により記録した取引及び連絡調整の経緯等の概要

八 前条第十号の規定により作成した規程及び計画並びに同号の規定により行つた監視の結果

九 前条第十号の規定により行つた監視の結果、法令等を遵守するための体制の整備等が適正でない場合において、当該体制の整備等を見直すための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由

十 前条第十三号及び第十四号の規定により行つた監視の結果

十一 前条第十三号の規定により行つた監視の結果、託送供給及び電力量調整供給の業務について知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由

二 電気工作物（前号に掲げるもの、電線（引込線及び添加電話線に限る。）、ケーブル（引込線に限る。）及び計器を除く。）にあっては、その区分、名称、設置場所、設置の時期、耐用年数、設備仕様、単位及び管理等履歴

三 電線（引込線及び添加電話線に限る。）、ケーブル（引込線に限る。）及び計器にあっては、

その区分、名称、耐用年数及び数量

電気工作物につき、少なくとも次に掲げるところにより記載するものとする。

一 平面図は、次に掲げる事項を記載したものとすること。

市町村名及びその境界線

配電区域（一連の配電線路により電気が供給される区域をいう。）

ハ 前項第一号に掲げる電気工作物の位置及び名称（配電の用に供する鉄塔、鉄柱、コンクリート柱、遮断器、断路器、電力用蓄電器、リアクター及び変圧器にあっては、位置、名称、設置の時期、耐用年数、設備仕様、単位及び管理等履歴）

二 配電の用に供する電線、ケーブル及び開閉器の位置及び名称（開閉器にあっては、位置、名称、設置の時期、耐用年数、設備仕様、単位及び管理等履歴）

ホ 引込線の位置

ト 方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

二 前号の規定にかかるわらず、同号ハからホまでに掲げる事項を平面図に記載することが困難な場合には、その記載することができる。この場合において、当該記載することが困難な事項を記載しなければならない。

四 法第二十六条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号及び第三項各号に掲げる事項（設置の時期及び耐用年数を除く。）とする。

五 帳簿又は図面の記載事項に変更があったときは、速やかに、これを訂正しなければならない。（電磁的方法による保存）

第四十条の三 法第二十六条の三第一項に規定する電気工作物の台帳は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

二 前項の規定による保存をする場合には、同項の電気工作物の台帳が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならぬ。

三 前条第三項第一号ハ括弧書、ニ括弧書及びホに掲げる事項（同号ハ括弧書及びニ括弧書に掲げる事項にあっては、位置及び名称を除く。以下この項において同じ。）が、電磁的方法により作成され、保存されている場合であつて、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしているときは、同号ハ括弧書、ニ括弧書及びホに掲げる事項が同条第三項柱書に規定する平面図に記載されているものとみなす。

四 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三節 送電事業

（送電事業の許可申請）

第四十一条 法第二十七条の五第一項の申請書は、様式第二十九によるものとする。

二 法第二十七条の五第二項の事業計画書は、様式第二によるものとする。

三 法第二十七条の五第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度について、様式第三により作成するものとする。

四 法第二十七条の五第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 送電事業の用に供する電気工作物の概要

二 送電関係一覧図

四 一般送配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行うことを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

を行うことを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

四の二 配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行うことを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

五 様式第三十の送電事業遂行体制説明書

九 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

七 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

八 申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

九 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が送電事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

十 申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該申請者が推進機関に入加入する手続をとったことを証する書類

十一 経済産業大臣は、法第二十七条の四の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（送電事業者の振替供給の範囲）

第四十二条 法第二十七条の十一第一項の経済産業省令で定める振替供給に係る契約の要件は、次に掲げるものとする。

一 一般送配電事業者又は配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であつて、十年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が千キロワットを超えるものであることを約するもの

二 一般送配電事業者又は配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であつて、五年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が十万キロワットを超えるものであることを約するもの

（送電事業者の振替供給条件において定めるべき事項）

第四十三条 法第二十七条の十一第一項の料金その他の供給条件は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 適用範囲

二 料金

三 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

四 前二号に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

五 契約の更新及び解除に関する事項

六 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

七 送電上の責任の分界

八 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は送電事業者、一般送配電事業者及び配電事業者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

九 有効期間を定める場合にあっては、その期間

十 實施期日

（振替供給条件の届出）

第四十四条 法第二十七条の十一第一項の規定による料金その他の供給条件の設定の届出をしようとする者は、その実施日の十日前までに、様式第三十一の振替供給条件届出書に料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

法第二十七条の十一第一項の規定による振替供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施日の十日前までに、様式第三十一の二の振替供給条件変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件
- 三 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(送電事業者の兼業制限の例外)

- 四十四條の二 法第二十七条の十一の二第一項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第三十一の二の二の送電事業者の兼業認可申請書に当該認可を受けようとする者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営むことが特に必要である理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 二 経済産業大臣は、法第二十七条の十一の二第一項ただし書の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件)

- 四十四條の三 法第二十七条の十一の三第一項本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等（当該送電事業者に該当するものを除く。）に該当する者であることとする。

(送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外)

- 四十四條の四 法第二十七条の十一の三第一項ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 送電事業者において、兼職（法第二十七条の十一の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該送電事業者が営む振替供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。次条、第四十四条の九及び第四十四条の十において同じ。）入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該送電事業者が営む振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

二 送電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の運営に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

(特定送電等業務)

- 四十四條の五 法第二十七条の十一の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 非公開情報を入手することができる業務

二 振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの

(重要な役割を担う従業者)

第三条の六 法第二十七条の十一の三第二項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であつて、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

2 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であつて、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあることとする。

同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第四十四条の三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

(経済産業省令で定める送電事業者の禁止行為)

- 四十四條の七 法第二十七条の十一の四第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 送電事業者（認可送電事業者に該当するものを除く。次号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合についてはこの限りではない。

二 送電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、送電事業者がその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、若しくは表示する場合についてはこの限りではない。

三 送電事業者（認可送電事業者に該当する場合は当該認可送電事業者の振替供給の業務を行なう部門。第四十四条の十三第一項第八号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者（認可送電事業者においては当該認可送電事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第四十四条の十三第一項第八号において同じ。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

(送電事業者と特殊の関係のある者)

- 四十四條の八 法第二十七条の十一の四第一項の送電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 送電事業者の特定関係事業者の子会社等（当該送電事業者に該当するものを除く。）

二 送電事業者の特定関係事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（当該送電事業者に該当するものを除く。）

三 送電事業者の特定関係事業者の関連会社（当該送電事業者に該当するものを除く。）

(業務委託の禁止の例外)

- 四十四條の九 法第二十七条の十一の四第二項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 灾害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合

二 受託者が、委託をしようとする送電事業者の子会社（当該送電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（当該送電事業者を介在させることなく、その財務及び事業の方針の決定を支配するものに限る。）に該当するものを除く。）である場合

三 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合

ロ 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であつて、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき

ハ 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合

(業務受託の禁止の例外)

- 四十四條の十 法第二十七条の十一の四第四項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な受託としてする場合
 二 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不适当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える、又は不适当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合

(重要な役割を担う従業者)
第四十四条の十一 法第二十七条の十一の五第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であつて、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参与する管理的地位にあるものであることとする。

2 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であつて、発電事業の業務の運営における重要な決定に参与する管理的地位にあるものであることとする。

3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参与する管理的地位にあるものであることとする。

4 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第四十四条の三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その經營を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の經營管理に係る業務の運営における重要な決定に参与する管理的地位にあるものであることとする。

(経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為)

第四十四条の十二 法第二十七条の十一の六第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、送電事業者の特定関係事業者が行う、当該送電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為とする。(体制の整備等)

第四十四条の十三

法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十三条の四第一項の規定により送電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

第一次の表の上欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の用に供する室と区分するものであること。

イ 当該送電事業者（認可送電事業者）
 ロ 当該送電事業者（認可送電事業者）
 ハ 横欄において同じ。）の業務

ハ 当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存することである。
 三 振替供給の業務に関して知り得た情報その他の送電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該送電事業者の取締役、執行役及び従業者が遵守すべき規程を作成するため、当該送電事業者の取締役、執行役及び従業者に對し必要な研修を実施するものであること。
 四 前号の規定により作成する規程を遵守させるため、当該送電事業者の取締役、執行役及び従業者に對し必要な研修を実施するものであること。
 五 振替供給の業務に関して知り得た情報その他の送電事業の業務に関する情報の管理責任者（次号及び第七号において「情報管理責任者」という。）を置くものであること。
 六 情報管理責任者は、当該送電事業者の取締役又は執行役をもつてこれに充てることとするものであること。
 七 情報管理責任者をして、第三号の規定により作成する規程が当該送電事業者の取締役、執行役及び従業者によつて遵守されるよう、振替供給の業務に関して知り得た情報その他の送電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。
 八 振替供給部門をして、振替供給の業務について、当該送電事業者と小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存すること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。
 九 法令遵守責任者をして、振替供給の業務その他の送電事業の業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視（次条において「法令等を遵守するための体制の整備等」という。）を行わせるものであることを。
 十 法令遵守責任者をして、振替供給の業務その他の送電事業の業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視（次条において「法令等を遵守するための体制の整備等」という。）を行わせるものであることを。
 十一 当該送電事業者の振替供給の業務その他その送電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下この条において「監視部門」という。）を振替供給部門とは別に置くものであること。
 十二 監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。
 十三 監視部門をして、振替供給の業務を行う部門における振替供給の業務について知り得た情報その他の送電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視されること。
 十四 監視部門をして、振替供給の業務その他その送電事業の業務の運営及び内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視させるものであること。
 十五 監視部門をして、前二号の規定により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。
 一 前項第二号ハ及び第八号の規定による記録の保存期間は、五年間とする。
 二 (体制の整備等に関する報告)
第四十四条の十四 法第二十七条の十二において準用する法第二十三条の四第二項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第一十六の三の体制整備等報告書に、当該事業年度に係る法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十三条の四第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に關する事項として次に掲げる事項を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
 一 前条第一号の規定により区分した室の配置
 二 前条第二号の規定により構築したシステムの概要
 三 前条第三号の規定により作成した規程
 四 前条第四号の規定により実施した研修の内容
 五 前条第五号、第六号、第九号、第十一号及び第十二号の規定により整備した体制
 六 前条第七号の規定により実施した管理の内容

第三項第一号柱書	第四十条の二第二項 第三項第一号ハ	電器、主要変圧器、配電用変圧器、リアクター及び変圧器	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
		前項第一号に掲げる電気工作物の位置及び名称（配電の用に供する鉄塔、鉄柱、コンクリート柱、遮断器、断路器、電力用蓄電器、リアクター及び変圧器については、位置、名称、設置の時期、耐用年数、設備仕様、単位及び管理等履歴）	前項第一号に掲げる電気工作物（変圧器を除く。）の位置及び名称
	第四十条の二第二項 第三項第一号	同号ハからホまでに掲げる事項	前項第一号に掲げる電気工作物（変圧器を除く。）の位置及び名称
四項	第四十条の三第三項 第四十一条の二第二項 第四十条の二第二項 第三項第一号	同号ハに掲げる事項	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
二	法第二十六条の三第一項 法第二十六条の三第一項 法第二十七条の十二において準用する法第二十六条の三第一項 法第二十七条の十二において準用する法第二十六条の三第一項	法第二十七条の十二において準用する法第二十六条の三第一項及び第二号	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
一	法第二十七条の十二において準用する法第二十六条の三第一項	法第二十七条の十二において準用する法第二十六条の三第一項	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
4	法第二十七条の十二の三第二項の申請書は、様式第三十一の三の二によるものとする。 法第二十七条の十二の三第二項の事業計画書は、様式第三十一の三の三によるものとする。 法第二十七条の十二の三第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度について、様式第三により作成するものとする。	法第二十七条の十二において準用する法第二十六条の三第一項	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
4	法第二十七条の十二の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 （配電事業の許可申請）	法第二十七条の十二において準用する法第二十六条の三第一項	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
二	送配電関係一覧図	送配電関係一覧図	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
三	電力潮流図	電力潮流図	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
四	配電事業の用に供する変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図	配電事業の用に供する変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
五	一般送配電事業者又は他の配電事業者にその配電事業の用に供するための電気を供給する場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し	一般送配電事業者又は他の配電事業者にその配電事業の用に供するための電気を供給する場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
六	他の者から配電事業の用に供するための電気の供給を受ける場合にあつては、その供給をする者との契約書の写し	他の者から配電事業の用に供するための電気の供給を受ける場合にあつては、その供給をする者との契約書の写し	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
七	主たる技術者の履歴書	主たる技術者の履歴書	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
八	様式第三十一の三の四の配電事業遂行体制説明書	様式第三十一の三の四の配電事業遂行体制説明書	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
九	末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書	末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
十	申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度歴書	申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度歴書	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
十一	申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が配電事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し	申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が配電事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項
十二	配電事業の用に供する水力発電所を設置する場合において、発電水力に関する水利使用について行政庁の許可又は登録を要するときは、その許可書又は登録書の写し（許可又は登録の申請をしている場合にあつては、その申請書の写し）	配電事業の用に供する水力発電所を設置する場合において、発電水力に関する水利使用について行政庁の許可又は登録を要するときは、その許可書又は登録書の写し（許可又は登録の申請をしている場合にあつては、その申請書の写し）	イ、ハ、ヘ及びトに掲げる事項

十三 申請者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

十四 法第二十七条の十二の十一に規定する託送供給等約款の方針を記載した書面

十五 法第二十七条の十二の十二に規定する引継計画の要旨（一般送配電事業者、他の配電事業者は特定送配電事業者から譲り受け、若しくは借り受ける見込みの電気工作物を配電事業の用に供しようとするときに限る。）

十六 法第二十七条の十二の十二に規定する引継計画を作成せず事業を行う場合又は他の配電事業者は特定送配電事業者から譲り受け、又は借り受ける見込みの電気工作物を配電事業の用に供して事業を行う場合にあつては、配電事業の休止又は廃止の際に行う一般送配電事業者への託送供給等の業務の引継ぎに関して一般送配電事業者と共同で作成する休廢止時取決書

経済産業大臣は、法第二十七条の十二の二の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

5

第四十五条の二の二 法第二十七条の十二の十第一項の経済産業省令で定める振替供給は、配電事業者（一般送配電事業者又は他の配電事業者と電気的に接続していない場合を除く。）が行う次に掲げる振替供給とする。

一 小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う配電事業者の供給区域以外の地域における需要に応じて供給する電気に係るものとする。

二 法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行つて配電事業者の供給区域以外の地域における同号ロに規定する非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者の需要又は第三条第一項各号に掲げる需要に応じて供給する電気に係るもの

（託送供給等約款において定めるべき事項）

第四十五条の二の三 法第二十七条の十二の十一第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び電力量調整供給に関し、振替供給又は接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、一般送配電事業者又は他の配電事業者と電気的に接続していない配電事業者にあつては、第一号に掲げる事項について定めることを要しない。

一 振替供給に関する次に掲げる事項

イ 滞用範囲

ロ 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ハ ロに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ニ 契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、供給条件又は配電事業者及び供給の相手方の責任に關する事項がある場合にあつては、その内容

ト 有効期間を定める場合にあつては、その期間

チ 実施期日

二 接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項

イ 適用範囲

ロ 料金

ハ 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ニ ロ及びハに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ホ 契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

へ配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手方による通知の方法、ト受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法チ供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項リ給電所における指令に関する事項ヌイからりままでに掲げるもののほか、供給条件又は配電事業者及び供給の相手方の責任に關係する事項がある場合にあつては、その内容ル有効期間を定める場合にあつては、その期間ヲ実施期日

(託送供給等約款の届出)

第四十五条の二の四 法第二十七条の十二の十一第一項の規定による託送供給等約款の届出をしようとする者は、その実施日の三月前までに、様式第三十一の三の五の託送供給等約款届出書に託送供給等約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金が法第二十七条の十二の五第二項第五号の供給区域の全部又は一部をその供給区域の一
部とする一般送電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準となることが確保さ
れることの説明書及びその算定根拠

二 供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説
明書

三 法第二十七条の十二の十一第一項の規定により託送供給等約款の変更の届出をしようとする者
は、その実施日の三月前までに、様式第三十一の三の六の託送供給等約款変更届出書に次に掲
げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款

三 前条第二号ロの事項を変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)しようとする場合にあつ
ては、前項第一号に掲げる書類

四 前条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとする場合にあつ
ては、供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する
説明書

(託送供給等約款以外の供給条件の承認の申請)

第四十五条の二の五 法第二十七条の十二の十一第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様
式第三十一の三の七の託送供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出
しなければならない。

一 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該
金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(託送供給等約款の公表)

第四十五条の二の六 法第二十七条の十二の十一第四項の規定による託送供給等約款の公表は、そ
の実施の日の三月前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用するこ
とにより、これを行わなければならない。

配電事業者は、託送供給等約款の公表後速やかにその供給区域内の電気の使用者及び事業を管
む小売電気事業者に対して、その旨を通知しなければならない。

(引継計画の承認)

第四十五条の二の七 法第二十七条の十二の十二第一項の承認を受けようとする者は、様式第三十
一の三の八の引継計画承認申請書に様式第三十一の三の九の引継計画を添えて、経済産業大臣に
提出しなければならない。なお、経済産業大臣は、同項の承認を受けようとする者に対する承認を受
け受けようとする者が他の者に託送供給等業務を委託する場合における当該委託に係る契約
書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

へ配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手方による通知の方法、ト受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法チ供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項リ給電所における指令に関する事項ヌイからりままでに掲げるもののほか、供給条件又は配電事業者及び供給の相手方の責任に關係する事項がある場合にあつては、その内容ル有効期間を定める場合にあつては、その期間ヲ実施期日

(託送供給等約款の届出)

第四十五条の二の八 法第二十七条の十二の十二第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、市町村名、連絡先、電気工作物の数量その他の託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎに支障のない変更とする。

(変更の承認)

第四十五条の二の九 法第二十七条の十二の十二第一項の規定による引継計画の変更の承認を受けようとする者は、様式第三十一の三の十の引継計画変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の引継計画

(変更の届出)

第四十五条の二の十 法第二十七条の十二の十二第三項の規定による引継計画の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の三の十一の引継計画変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止の許可申請)

第四十五条の二の十一 法第二十七条の十二の十三において準用する法第十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十四の事業休止(廃止)許可申請書に次の各号に掲げる書類(事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあっては、第一号及び第五号の書類に限る。)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類

二 配電事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあっては、休止し、又は廃止する事業に係る
供給区域の境界を明示した地形図

三 休止し、又は廃止する配電事業に係る電気工作物の概要を記載した書類

四 休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

五 一般送配電事業者、他の配電事業者又は配電事業を営もうとする者に対する託送供給等の業
務の適正かつ円滑な引継ぎに關する事項を記載した休止又は廃止のための計画

六 引継計画又は休廃止時取決書

七 休廃止時取決書の内容に変更がある場合にあつては、その理由を記載した書類

(配電事業者の兼業制限の例外)

第四十五条の二の十二 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の二第一項ただ
し書の認可を受けようとする者は、様式第三十一の三の十二の配電事業者の兼業認可申請書に当
該認可を受けようとする者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営むことが特に必要
である理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、法第二十七条の十二の十三において準用する法第十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることがで
きる。

(特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件)

第四十五条の二の十三 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の三第一項本文
の経済産業省令で定める要件は、当該小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会
社等(当該配電事業者に該当するものを除く。)に該当する者であることとする。

(配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外)

第四十五条の二の十四 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の三第一項ただ
し書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定
める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 配電事業者において、兼職（法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の二第一項ただし書第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であつて、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

二 配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

（特定送配電等業務）

第四十五条の二の十五 法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第二十二条の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 非公開情報を入手することができる業務

二 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの

（重要な役割を担う従業者）

第四十五条の二の十六 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の三第二項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であつて、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

2 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であつて、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

4 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第四十五条の二の十三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであるものであることとする。

（適正な競争関係を阻害するおそれがない情報）

第四十五条の二の十七 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条第一項第一号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一 統計情報

二 匿名加工情報

三 前二号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関する特別措置法第十条第三項の規定に基づき市町村長から配電事業者に対しても提供を求められた情報又は犯罪による収益の移転防止に関する法律第十一条の規定に基づき特定事業者が取引時確認等を的確に行うための措置を講ずるための情報であつて、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない、かつ必要最小限のもの

（経済産業省令で定める配電事業者の禁止行為）

第四十五条の二の十八 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

（経済産業省令で定める配電事業者の禁止行為）

一 配電事業者（法第二十七条の十二において準用する法第二十二条の二第一項ただし書第一項の認可を受けた配電事業者（本条及び第四十五条の二の二十四第一項第一号において「認可配電事業者」という。）を除く。次号において同じ。）が、その特定関係事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、配電事業者がその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印し、若しくは表示する場合についてはこの限りではない。

二 配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標を用いること。ただし、配電事業者がその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印し、若しくは表示する場合についてはこの限りではない。

三 配電事業者（認可配電事業者）にあっては当該認可配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行なう部門。第四十五条の二の二十四第一項第八号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者（認可配電事業者においては当該認可配電事業者の小売電気事業、発電事業、又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第四十五条の二の二十四第一項第八号において同じ。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

（配電事業者と特殊の関係のある者）

第四十五条の二の十九 法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第二十三条第二項の配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 配電事業者の特定関係事業者の子会社等（当該配電事業者に該当するものを除く。）

二 配電事業者の特定関係事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（当該配電事業者に該当するものを除く。）

三 配電事業者の特定関係事業者の関連会社（当該配電事業者に該当するものを除く。）
（業務委託の禁止の例外）

第四十五条の二の二十 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条第三項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合

二 受託者が、委託をしようとする配電事業者の子会社（当該配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（当該配電事業者を介在させることなく、その財務及び事業の方針の決定を支配するものに限る。）に該当するものを除く。）である場合

三 受託者が一般送配電事業者である場合であつて、委託をしようとする配電事業者において、当該一般送配電事業者が受託した業務で知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保するための措置が講じられている場合

四 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

一 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合

二 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であつて、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき

八 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合

（業務受託の禁止の例外）

第四十五条の二の二十一 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条第五項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な受託としてする場合

二 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不适当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不适当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合

(重要な役割を担う従業者)

第四十五条の二の二十二 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の二第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であつて、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

2 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であつて、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

4 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第四十五条の二の十三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

(経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為)

第四十五条の二の二十三 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の三第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、配電事業者の特定関係事業者が行う、当該配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、取引先その他利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為とする。

第四十五条の二の二十四 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第一項の規定により配電事業者が講じなければならない体制の整備は、次に掲げる要件(その供給区域における需要家戸数が五万戸未満の配電事業者にあっては、第一号、第二号及び第十一号から第十五号までに掲げる要件を除く)を満たすものでなければならぬ。

一 次の表の上欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の用に供する室と区分するものであること。

イ 当該配電事業者(認可配電事業者に該当するものを除く。この項の下欄において同じ。)の業務	当該配電事業者の特定関係事業者の業務(当該配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。)
ロ 当該配電事業者(認可配電事業者に該当するものに限る。この項の下欄において同じ。)の託送供給及び電力量調整供給の業務その他の配電事業の業務(当該配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。)	当該配電事業者の特定関係事業者の業務(当該配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を行なう部門が実施する業務を除く。)又はその小売電気事業、発電事業若しくは特定卸供給事業に係る業務(託送供給及び電力量調整供給の業務その他の配電事業の業務を行なう部門が実施する業務を除く。)
二 託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門(以下この項において「託送供給等部門」という。)に非公開情報を管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件(当該システムをいう。)に非公開情報を取り扱わない業務	二 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の配電事業の特定関係事業者(認可配電事業者にあっては当該認可配電事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第十一号において同じ。)と共にしない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。)を満たすことが確保されたものを構築するものであること。
イ 託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又是一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うこと。	二 託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又是一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うこと。

二 託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又是一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うこと。

ロ 必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。

ハ 当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。

三 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該配電事業者の取締役、執行役及び従業者に對し必要な研修を実施するものであること。

四 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。

五 託送供給及び電力量調整供給の業務(次号及び第七号において「情報管理責任者」という。)を置くものであること。

六 情報管理責任者は、当該配電事業者の取締役又は執行役をもつてこれに充てることとするものであること。

七 情報管理責任者をして、第三号の規定により作成する規程が当該配電事業者の取締役、執行役及び従業者によつて遵守されるよう、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他の配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。

八 託送供給等部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務について、当該配電事業者と小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容(この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。)を記録し、これを保存すること。

九 法令遵守責任者をして、第三号の規定により作成する規程が当該配電事業者の取締役、執行役及び従業者によつて遵守されるよう、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た法令遵守責任者をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他の配電事業の業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視(次条において「法令等を遵守するための体制の整備等」という。)を行わせるものであること。

十 一 当該配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務その他の配電事業の業務の実施状況を監視する部門(以下この条において「監視部門」という。)を託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又是一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行なう部門とは別に置くものであること。

十二 監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。

十三 監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又是一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行なう部門における託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他の配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させること。

十四 監視部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その配電事業の業務の運営及び内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視させるものであること。

十五 監視部門をして、前二号の規定により行われた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。

二 前項第二号ハ及び第八号の規定による記録の保存期間は、五年間とする。

(体制の整備等に関する報告)

第四十五条の二の二十五 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第二項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第二十六の三の体制整

備等報告書に、当該事業年度に係る法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項（その供給区域における需要家軒数が五万軒未満の配電事業者にあつては、第一号、第二号及び第十号から第十三号までに掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

二 前条第一項第一号の規定により区分した室の配置
前条第一項第二号の規定により構築したシステムの概要

四三 前条第一項第三号の規定により作成した規程
前条第一項第四号の規定により実施した研修の内容

六五 前条第一項第五号、第六号、第九号、第十一号及び第十二号の規定により整備した体制
前条第一項第七号の規定により実施した管理の内容

八 前条第一項第八号の規定により記録した取引及び連絡調整の経緯等の概要
前条第一項第十号の規定により作成した規程及び計画並びに同号の規定により行つた監視の

結果
九 前条第一項第十号の規定により行った監視の結果、法令等を遵守するための本制の整備等が

適正でない場合において、当該体制の整備等を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなければならないときよその理由

十一 前条第一項第十三号及び第十四号の規定により行つた監視の結果
前条第一項第十三号の規定により行つた監視の結果

当該指置を詰したかたと
いへど、当該耳折しを是正するための指置を詰したときはその内容
はその理由

十二 前条第一項第十四号の規定により行つた監視の結果（記録した取引及び通報調査の結果等）が、法令等の規定を遵守するものでない場合において、取引及び連絡の方法を是正するための措置等

めの措置を講じたときはその内容當該措置を講じなかつたときはその理由十三前条第一項各号に掲げる措置のほか、法第二十七條の十二の十三において準用する法第二

十三条の四第一項の規定に基づき、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するため講じたその他の措置がある場合には、その内容

(供給区域外に設置する電線路による供給の許可申請)
四十五条の二の二十六 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十四条第一項の許可

を受けようとする者は、様式第二十七の供給区域外に設置する電線路による供給許可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

二 一
供給を必要とする理由を記載した書類
供給の相手方との契約書の写し

四三
料金の算出の根拠又は料金決定の方法に関する説明書
供給することにより一般送配電事業又は配電事業者に及ぼす影響に関する説明書

五 供給するため電気工作物を設置する場合にあつては、その電気工作物の概要並びにその設置のために要する資金の額及び調達方法を記載した書類

六 送配電関係一覧図
経済産業大臣は、法第二百七十七条の十二の十三において準用する法第二百四十四条第一項の許可を受

けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(準用) 第五条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三十四条
第四十五条の二の二十七

から第三十六条まで及び第四十条から第四十条の三までの規定は配電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条	法第七条第四項	法第二十七条の十二の六第四項
第六条	法第八条第一項	法第二十七条の十二の七第一項
第七条	法第八条第二項において準用する法第七条第四項	法第二十七条の十二の七第二項において準用する法第七条第四項
第八条	法第九条第一項	法第二十七条の十二の六第四項
第九条第一項	法第九条第一項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第二十七条第一項
第九条第一項	法第九条第一項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第二十七条第一項
五号	法第九条第一項第送電関係一覧図	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第九条第一項
第九条第二項及び第三項	法第九条第二項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第九条第二項
第十条	法第十条第一項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第十条第一項
第十一条	法第十一条第一項第一般送配電事業	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第十一条第一項
六号	法第十一条第一項第一般送配電事業	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第十一条第一項
十号	法第十一条第一項第一般送配電事業	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第十一条第一項
十二号	法第十一条第一項第一般送配電事業	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第十一条第一項
第十二条	法第十一条第一項第一般送配電事業	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第十一条第一項
第十三条	法第十三条第一項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第十三条第一項
第十四条	法第十四条第一項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第十四条第一項
第十五条	法第十五条第一項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第十五条第一項
第十六条	法第十六条第一項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第十六条第一項
第三十五条	法第三十五条第一項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第三十五条第一項
第三十六条	法第三十六条第一項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第三十六条第一項
第四十条第一項	法第四十条第一項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第四十条第一項
第四十条の二第一項	法第四十条の二第一項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第四十条の二第一項
第四十条の二第二項	法第四十条の二第二項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第四十条の二第二項
第四十条の二第三項	法第四十条の二第三項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第四十条の二第三項
六条の三第一項	六条の三第一項	法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する法第二十七条第一項

第四十条の三第一項	法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十一条の三第一項
一項	六条の三第一項

第四節 特定送配電事業

(特定送配電事業の届出)

第四十五条の二の二十八

法第二十七条の十三第一項の規定による特定送配電事業の届出をしようとする者は、様式第三十一の四の特定送配電事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十三第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 送電用及び配電用の電気工作物のこう長及び送電容量

三 小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方及びその内容

法第二十七条の十三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 特定送配電事業の用に供する電気工作物の概要(配電用のものを除く。)及び供給地点の位置を明示した地形図並びに供給地点を記載した図面

二 送電関係一覧図

三 特定送配電事業の用に供する変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図

四 特定送配電事業の用に供する電気工作物に属する供給地点ごとの需要に応ずる電力及び電力量を記載した書類

五 小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方との契約書の写し

六 届出者が法人である場合にあっては、当該届出者の定款及び登記事項証明書

七 届出者が法人の発起人である場合にあっては、当該届出者の定款

八 届出者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとつたことを証する書類

(供給地点の変更の届出)

第四十五条の三 法第二十七条の十三第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、その実施日の二十日前までに、様式第三十一の五の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面

三 供給地点を増加する場合にあっては、送電関係一覧図

四 増加する供給地点において小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方との契約書の写し

(電気工作物の変更の届出)

第四十五条の四 法第二十七条の十三第七項の規定による特定送配電事業の用に供する電気工作物

の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の六の電気工作物変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもの(電気工作物の廃止の場合にあっては、第一号の書類に限る。)とする。

一 變更を必要とする理由を記載した書類

二 変更工事の概要の説明書

三 変更に係る電気工作物の概要を明示した地形図
四 變更が変電所、発電所又は蓄電所に係る場合にあっては、その変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図

第五節 送電関係一覧図

(軽微な変更)

第四十五条の五

法第二十七条の十三第八項の規定により読み替えて準用する同条第三項の経済産業省令で定める軽微な変更は、配電用の電気工作物に係るものであって、既に届け出られたものとす

る。

一 配電用の電気工作物を介して電気の供給が行われていない場所において、既に届け出られた配電用の電気工作物の増設により特定送配電事業としての電気の供給を行おうとすることに伴うもの

二 次のいずれかに該当するもの以外のもの(前号に掲げるものを除く。)

一 電圧の変更(昇圧に限る。)を伴うもの

二 配電用の電気工作物のこう長の増加を伴うもの

三 配電用の電気工作物の廃止その他の供給地点の減少を伴う変更

(氏名等の変更の届出)

第四十五条の六

法第二十七条の十三第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の七の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(小売供給の登録申請)

第四十五条の七

法第二十七条の十六第一項の申請書は、様式第三十一の八によるものとする。

2 法第二十七条の十六第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 その行う特定送配電事業以外の事業の概要

三 様式第一の三の苦情等処理体制説明書

四 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

五 申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

六 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が小売供給を行う事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

七 経済産業大臣は、法第二十七条の十六第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からその小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができ

(軽微な変更)

第四十五条の八

法第二十七条の十九第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 變更後の供給能力として見込まれる値(変更がない場合にあっては直近供給能力値をいう。以下この条において「変更後供給能力値」という。)を変更後の最大需要電力として見込まれる値(変更がない場合にあっては直近需要電力値をいう。以下この条において「変更後最大電力値」という。)で除した値が減少しないもの

- 二 変更後供給能力値を変更後最大電力値で除した値が減少するものであつて、当該値が一・〇八以上であり、かつ、変更後供給能力値のうち、卸電力取引市場からの調達に係る値を除いた値が変更後最大電力値以上であるもの
- 前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。
- 一 変更後最大電力値が百五十万キロワット以上増加し、又は変更後最大電力値が直近需要電力値の二倍を超えるもの
- 二 変更後供給能力値が百五十万キロワット以上減少し、又は変更後供給能力値が直近供給能力値の二分の一を下回るもの
- 三 沖縄県及び離島等（沖縄県に属するものを除く。）の需要に応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの
- 前二項において「直近需要電力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項（法第二十九条の十九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された最大需要電力の値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項（法第二十九条の十九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された供給能力の値をいい。（変更登録の申請）
- 第四十五条の九** 法第二十七条の十九第二項の申請書は、様式第三十一の十によるものとする。
- 2 法第二十七条の十九第三項において準用する法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 2 法第二十七条の十九第三項において読み替えて準用する法第二十七条の十八第一項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面
- 3 経済産業大臣は、法第二十七条の十九第二項の変更登録の申請書を提出した者に対し、前項の書類のほか、他の者からその小売供給の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。（変更の届出）
- 第四十五条の十** 法第二十七条の十九第四項の規定による法第二十七条の十六第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の十一の小売供給氏名等変更届出書（同項第一号に掲げる事項に変更があった場合には、当該変更が行われたことを証する書類を含む。）を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 2 法第二十七条の十九第四項の規定による法第二十七条の八第一項各号（第四号を除く。）に掲げる軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の十二の小売供給変更届出書に、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。（小売供給の休止及び廃止の届出）
- 第四十五条の十一** 法第二十七条の二十第一項の規定による小売供給の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第三十一の十三の小売供給休止（廃止）届出書に、同条第二項の規定によりその小売供給の相手方に對し周知させるために行った措置の内容を記載した書類及び事業の休止（廃止）の理由を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。（小売供給の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知）
- 第四十五条の十二** 法第二十七条の二十第一項の規定により周知させようとする登録特定送配電事業者は、その小売供給を休止し、又は廃止しようとする日（以下この条において「休廃止日」という。）の前日から起算して六十日前の日（契約電力の値が五十キロワット以上の小売供給に関する契約を締結している場合又はその小売供給の相手方の数が一万以上である場合にあっては、休廃止日の前日から起算して九十日前の日）までに、次の各号のいずれかの方法により、その小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対し適切に周知させなければならない。

- 一 訪問
二 電話

二 変更後供給能力値を変更後最大電力値で除した値が減少するものであつて、当該値が一・〇八以上であり、かつ、変更後供給能力値のうち、卸電力取引市場からの調達に係る値を除いた値が変更後最大電力値以上であるもの

前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一 変更後最大電力値が百五十万キロワット以上増加し、又は変更後最大電力値が直近需要電力値の二倍を超えるもの

二 変更後供給能力値が百五十万キロワット以上減少し、又は変更後供給能力値が直近供給能力値の二分の一を下回るもの

三 沖縄県及び離島等（沖縄県に属するものを除く。）の需要に応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

前二項において「直近需要電力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項（法第二十九条の十九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された最大需要電力の値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項（法第二十九条の十九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された供給能力の値をいい。（変更登録の申請）

- 第四十五条の十三** 法第二十七条の二十四第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の十四の特定送配電事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 当該事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類
- 二 特定送配電事業者の地位を承継した者が特定送配電事業者以外の者である場合にあっては、次に掲げる書類
- イ 法人である場合にあつては、当該法人の定款及び登記事項証明書
ロ 法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款
- 三 当該事業が小売供給を行うものに係るものである場合にあつては、法第二十七条の十八第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面
- （事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）
- 第四十五条の十四** 法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、その実施の日の二十日前までに、様式第三十一の十五の特定送配電事業休止（廃止）届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあっては、次に掲げる書類を添付することを要しない。事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあっては、次に掲げる書類を添付することを要しない。
- 一 休止し、又は廃止する事業に係る託送供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を記載した図面
- 二 休止し、又は廃止する事業に係る電気工作物の概要を記載した書類
- 3 法第二十七条の二十五第二項の規定による特定送配電事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の十六の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。（供給条件の説明等）
- 第四十五条の十五** 法第二十七条の二十六第二項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じができる時間帯についてでは、登録特定送配電事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。
- 一 当該登録特定送配電事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 二 当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合には、そとの旨及び当該契約媒介業者等の氏名又は名称
- 三 当該登録特定送配電事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯
- 四 当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合には、当該契約媒介業者等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができるとできる時間帯
- 五 当該小売供給に関する契約の申込みの方法
- 六 当該小売供給開始の予定期日
- 七 当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）
- 八 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
- 九 前二号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあつては、その内容

- 十 前三号に掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容

十一 当該小売供給に関する契約に契約電力又は契約電流容量の定めがある場合にあっては、これらの方値又は決定方法

十二 供給電圧及び周波数

十三 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

十四 当該小売供給に係る料金その他の当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの支払方法

十五 当該小売供給に関する契約に期間の定めがある場合にあっては、当該期間

十六 当該小売供給に関する契約に期間の定めがある場合にあっては、当該小売供給に関する契約の更新に関する事項

十七 当該小売供給の相手方が当該小売供給に関する契約の変更、解除又は解約の申出を行おうとする場合における当該登録特定送配電事業者（当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方

十八 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に期間の制限がある場合にあっては、その内容

十九 当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

二十 前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給に関する契約の変更、解除又は解約に係る条件等がある場合にあっては、その内容

二十一 当該登録特定送配電事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」という。）からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に関する事項

二十二 その小売供給を行う事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項をその行う小売供給の特性とする場合又は当該契約媒介業者等が登録特定送配電事業者が行う小売供給（その小売供給を行う事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項をその行う小売供給の特性とするものに限る。）に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その内容及び根拠

二十三 当該小売供給の相手方の電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に制限がある場合にあっては、その内容

二十四 前各号に掲げるもののほか、当該小売供給に係る重要な供給条件がある場合にあっては、その内容

第五条の十二第二項の規定は、登録特定送配電事業者及び当該登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介等を業として行う者に準用する。

三 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給に関する契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の規定による説明は、第一項の規定にかかるわらず、同項第十五号に掲げる事項について行えど足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていらない場合には、この限りでない。

四 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかるわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えど足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていらない場合には、この限りでない。

五 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする契合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契合

約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。)における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えれば足りるものとする。ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていなければならぬ。

- 6 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第一条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面を交付することなく電話により法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

二 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給に関する契約を更新しようととする場合であつて、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面を交付することなく法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

三 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給に関する契約を変更しようととする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）であつて、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面を交付することなく法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

4 登録特定送配電事業者等は、前項第一号に掲げる場合においては、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行つた後遅滞なく、小売供給を受けようとする者に対し、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面を交付しなければならない。

5 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項とする。

6 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十五号に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、登録特定送配電事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていな場合には、この限りでない。

7 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、登録特定送配電事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていな場合には、この限りでない。

8 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給に関する契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、

登録特定送配電事業者等が当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

12

法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第八項、第九項本文、第十項本文又は前項本文に規定する事項（以下この条において「説明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合には、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三 電磁的記録媒体に説明時交付事項を記録したものと交換する方法

13 登録特定送配電事業者等は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の規定により、前項各号に掲げる方法により説明時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三 電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものと交換する方法

6 登録特定送配電事業者等は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

（電磁的方法の種類及び内容）

三 電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものと交換する方法

6 登録特定送配電事業者等は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十五第十二項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、登録特定送配電事業者等が使用するもの

（登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第四十五条の十八 令第三条第一項において準用する令第二条第一項（令第三条第二項において準用する令第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 第四十五条の十五第十二項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、登録特定送配電事業者等が使用するもの

（二 ファイルへの記録の方法）

（登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第四十五条の十九 令第三条第一項において準用する令第二条第一項（令第三条第二項において準用する令第二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、登録特定送配電事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法

三 電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

（第五節 発電事業

（発電事業の届出）

第四十五条の十九 法第二十七条の二十七第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十七の発電事業届出書を提出しなければならない。

二 法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 特定発電等用電気工作物ごとの接続最大電力、出力、容量（蓄電用の電気工作物に係るものに限る。）、燃料の種類（火力（地熱及び冷熱を除く。）を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物に係るものに限る。）及び運転開始の予定期日

5 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、小売供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事項（以下この条において「契約締結時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合には、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合には、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三 電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものと交換する方法

6 登録特定送配電事業者等は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三 電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものと交換する方法

6 登録特定送配電事業者等は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十五第十二項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、登録特定送配電事業者等が使用するもの

（二 ファイルへの記録の方法）

（登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第四十五条の十八 令第三条第一項において準用する令第二条第一項（令第三条第二項において準用する令第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 第四十五条の十五第十二項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、登録特定送配電事業者等が使用するもの

（二 ファイルへの記録の方法）

（登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第四十五条の十九 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに前条第一項第十五号に掲げる事項としする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号から第三号までに掲げる事項並びに前条第一項第十五号に掲げる事項のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに前条第一項第十五号に掲げる事項としする。

3 契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあつては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯を除く。）

登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかるらず、前条第一項第十五号に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに前条第一項第十五号に掲げる事項のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

三	専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物であつて、法第二十九条の三第一項の規定による接続に係るものと有する場合にあつては、当該電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
四	専ら自己の消費の用に供する蓄電用の電気工作物であつて、法第二十九条の三第一項の規定による接続に係るものと有する場合にあつては、当該電気工作物の設置の場所、周波数、出力及び容量
五	一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電し、当該電気を供給することを約している場合にあつては、その供給の相手方及びその内容
六	法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一	発電事業の用に供する電気工作物の概要を記載した書面
二	一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電し、当該電気を供給することを約している場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し
三	届出者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類
四	法第二十七条の二十七第三項の経済産業省令で定める日は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。
一	発電事業の用に供する発電等用電気工作物の出力を十万キロワット以上減少する変更 九月前日の日
二	前号以外の場合 十日前の日
五	法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十八の発電事業変届出書に変更の予定年月日を記載し、かつ、これに変更を必要とする理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。
六	法第二十七条の二十七第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十八の発電事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。 (発電事業者の地位の承継の届出)
第七条の二十	法第二十七条の二十九において準用する法第二条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の十九の発電事業承継届出書を提出しなければならない。 (事業の休止及び廃止並びに法人の解散)
第四十五条の二十一	法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十の発電事業休止(廃止)届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。
二	法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに行うものとする。
一	発電事業の用に供する発電等用電気工作物の出力の合計が十万キロワット以上である場合 九月前日の日
二	前号以外の場合 十日前の日
三	法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第二項の規定による発電事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の解散届出書を提出しなければならない。
第五節の二	特定卸供給事業 (特定卸供給事業の届出)
第四十五条の二十一の二	法第二十七条の三十第一項の規定による特定卸供給事業の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の二の特定卸供給事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2	法第二十七条の三十第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一	電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
二	特定卸供給事業を行う地域
三	法第二十七条の三十第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一	電気の集約の方針に関するもの
二	供給能力の確保に関するもの
三	一般送配電事業者及び配電事業者にその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を供給することを約している場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し
四	届出者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類
3	法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一	電気の集約の方針に関するもの
二	供給能力の確保に関するもの
三	一般送配電事業者及び配電事業者にその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を供給することを約している場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し
四	法第二十七条の三十第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一	変更を必要とする理由を記載した書類
二	電気の集約の方針に関するもの
三	供給能力の確保に関するもの
四	一般送配電事業者及び配電事業者にその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を供給することを約している場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し
五	法第二十七条の三十第七項の規定による同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の三十日前までに、様式第三十一の三の特定卸供給事業変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
2	法第二十七条の三十第八項において準用する同条第二項の絏済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一	変更を必要とする理由を記載した書類
二	電気の集約の方針に関するもの
三	供給能力の確保に関するもの
四	一般送配電事業者及び配電事業者にその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を供給することを約している場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し
五	法第二十七条の三十第八項において準用する同条第二項の絏済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一	変更を必要とする理由を記載した書類
二	電気の集約の方針に関するもの
三	供給能力の確保に関するもの
四	一般送配電事業者及び配電事業者にその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を供給することを約している場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し
五	法第二十七条の三十第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の四の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
六	(特定卸供給事業者の地位の承継の届出)
第七条の二十一の五	法第二十七条の三十第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の五の特定卸供給事業承継届出書を提出しなければならない。
二	法第二十七条の三十二において準用する法第二条の七第二項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、その実施の日の三十日前までに、様式第三十一の二十一の六の特定卸供給事業承継届出書を記載した書類を添えて提出しなければならない。
三	法第二十七条の三十二において準用する法第二条の七第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の七の解散届出書を提出しなければならない。

第五節の三 賠償負担金の回収等

(賠償負担金の回収等)

第四十五条の二十一の八 一般送配電事業者（第四十五条の二十一の十第一項の通知を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、当該通知に従い、賠償負担金（次条第一項に規定する賠償負担金をいう。）をその接続供給の相手方又はその供給区域内に供給区域がある配電事業者から回収しなければならない。

一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の十第一項に規定する賠償負担金相当金（第四十五条の二十一第一項に規定する賠償負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（賠償負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の九 原子力発電事業（自らが維持し、及び運用する原子力発電工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業をいう。以下この項及び第四十五条の二十一の十二第三項第二号において同じ。）を営む発電事業者（以下この条、次条及び第四十五条の二十一の十二第一項において「原子力発電事業者」という。）は、その運用する原子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物（旧原子力発電事業者（当該原子力発電事業者が営む原子力発電事業に相当する事業を営んでいた者をいう。以下この条において同じ。）が廃止したものと含む。）（第三項及び第四十五条の二十一の十二第一項において単に「原子力発電工作物」という。）に係る原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第二百四十七号）第一条第二項に規定する原子力損害及びこれに相当するものをいう。）の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に原価として算定することができなかつたものを、一般送配電事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条、次条、第四十五条の二十一の十二及び第四十五条の二十一の十三において同じ。）から回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「賠償負担金」という。）の額について、五年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

前項の承認を受けようとする原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の八の賠償負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（賠償負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の十 一般送配電事業者は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項第三号の各原子力発電事業者に対する事項を通知するものとする。

（回収すべき賠償負担金の額）

回収すべき賠償負担金の額（前条第一項の規定により承認された賠償負担金の額を各一般送配電事業者ごとに合計した額をいう。）

（回収の期間）

回収すべき賠償負担金相当金（一般送配電事業者がこの項の通知に従い回収した金銭をいう。）を払い渡すべき各原子力発電事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（回収すべき賠償負担金の額等の通知）

前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

（回収すべき賠償負担金の額等の通知）

（各一般送配電事業者が回収すべき賠償負担金の額等の通知）

第四十五条の二十一の十 経済産業大臣は、前条第一項の承認をしたときは、各一般送配電事業者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。通知した事項が変更されたときも、同様とする。

（回収すべき賠償負担金の額等の通知）

回収すべき賠償負担金の額（前条第一項の規定により承認された賠償負担金の額を各一般送配電事業者ごとに合計した額をいう。）

（回収の期間）

回収すべき賠償負担金相当金（一般送配電事業者がこの項の通知に従い回収した金銭をいう。）を払い渡すべき各原子力発電事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（回収すべき賠償負担金の額等の通知）

前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

（回収すべき賠償負担金の額等の通知）

前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

（回収すべき賠償負担金の額等の通知）

前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

（回収すべき賠償負担金の額等の通知）

前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

（回収すべき賠償負担金の額等の通知）

前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

（回収すべき賠償負担金の額等の通知）

前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

（回収すべき賠償負担金の額等の通知）

前各号に掲げるもののほか、絏済産業大臣が必要と認める事項

（回収すべき賠償負担金の額等の通知）

(原子力発電施設解体引当金に関する省令第五条第三項に規定する要引当額をいう。)に照らし、適正かつ明確に定められていること。

二 各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担金の額が、特定原子力発電事業者(当該特定原子力発電事業者が営む原子力発電事業に相当する事業を営んでいた者を含む。)が発電した原子力電気の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。

(各一般送配電事業者が回収すべき廃炉円滑化負担金の額等の通知)

第四十五条の二十一の十三 経済産業大臣は、前条第一項の承認をしたときは、各一般送配電事業者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。通知した事項が変更されたときも、同様とする。

一 回収すべき廃炉円滑化負担金の額

二 回収の期間

三 廃炉円滑化負担金相当金(一般送配電事業者がこの項の通知に従い回収した金銭をいう。)を払い渡すべき各特定原子力発電事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四 経済産業大臣は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、同項第三号の各特定原子力発電事業者に対し、同項の規定により通知した事項のうち当該各特定原子力発電事業者に係る事項を通知するものとする。

第六節 特定供給

(構内の定義)

第四十五条の二十二 法第二十七条の三第一項第一号の経済産業省令で定める構内は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内

二 隣接する複数の前号に定める構内であつて、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの

(特定供給の許可申請)

第四十五条の二十三 法第二十七条の三十三第二項の申請書は、様式第三十一の二十二によるものとする。

2 法第二十七条の三十三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 供給を必要とする理由を記載した書類

二 供給の相手方との契約書の写し

三 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と次条で定める関係を有することに関する説明書

四 送電関係一覧図

3 法第二十七条の三十三第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 供給する電力及び電力量

二 供給開始予定年月日

(密接な関係)

第四十五条の二十四 法第二十七条の三十三第三項第一号の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等におけるもの

二 取引等(前号の生産工程におけるものを除く。)により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれるもの

三 自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する事業を営もうとする場合にあつては、共同して組合を設立し、かつ、当該組合が長期にわたり存続することが見込まれるもの

(特定供給の変更届出)

第四十五条の二十五 法第二十七条の三十三第四項の規定による届出に係る書類を添えて提出しなければならないもの

三十一年の二十三の特定供給変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならないもの

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

第四十五条の二十六

法第二十七条の三十三第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十四の特定供給廃止届出書を提出しなければならない。

第七節 広域的運営

第一款 特定自家用電気工作物設置者の届出

(特定自家用電気工作物)

第四十五条の二十七 法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める要件は、その出力が千キロワット以上である発電用又は蓄電用の自家用電気工作物(太陽電池発電設備及び風力発電設備を除く。以下「特定自家用電気工作物」という。)であることとする。

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

第四十五条の二十八

法第二十八条の三第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十五の二十の二十五の特定自家用電気工作物接続届出書を提出しなければならない。

第二款 特定自家用電気工作物接続届出書

1 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

2 発電用の自家用電気工作物(太陽電池発電設備及び風力発電設備を除く。)の設置の場所、

3 原動力の種類、周波数、出力及びその用途

4 逆潮流防止装置(特定自家用電気工作物の発電又は放電に係る電気を、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者若しくは配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に送電できないようにするための装置をいう。以下同じ。)の有無

5 法第二十八条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一 当該届出が法第二十八条の三第二項第一号に係るものである場合 様式第三十一の二十六の特定期間の届出書

二 当該届出が法第二十八条の三第二項第二号に係るものである場合 様式第三十一の二十七の特定期間の届出書

三 当該届出が法第二十八条の三第二項第三号に係るものである場合 様式第三十一の二十八の特定期間の届出書

四 特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出書

五 様式第三十一の二十八の特定期間の届出書

三 当該届出が法第二十八条の三第二項第二号に係るものである場合 様式第三十一の二十八の特定期間の届出書

四 特定自家用電気工作物が一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者若しくは配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電気的に接続されている状態でなくなつた場合の届出書

第二款 供給計画

(供給計画の届出)

第四十六条 法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に定める期間における計画を記載した様式第三十二の供給計画届出書を提出しなければならない。

者	事業小売電気事業者	年間	初年度以降十
三 電気の取引(振替供給、接続供給、特定供給及び法第二十七条の三十三第一項第一号の規定による電気の供給を除く。以下この条において同じ。)に関する事項	第一項第一号の規定による電気の供給を除く。以下この条において同じ。)に		
二 月別の最大電力の供給に関する事項			
一 月別の電力量の供給に関する事項			

		月別の最大電力の供給に関すること	初年度及び第 二年度
2 前項の供給計画届出書には、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。			初年度
業者	小売電一 気事業二	統安定化業務を行うため必要となる電源等の能力であつて、対して提供が可能なものについて記載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書	
配電事業者	一般送一 配電事業	二 供給区域内において行う電気の供給に対する需要について記載した様式第三十三の供給区域需要電力量想定書 三 供給区域内における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力確保状況について記載した様式第三十三の二の調整力確保計画書 四 供給区域内における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力の見込みについて記載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書 五 供給区域内における周波数の標準周波数に比した変動の割合について、前年度の実績を記載した様式第三十七の周波数滞在率実績表	
配電事業者	送電事業者	六 様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書面 七 初年度及び第五年度の最大需要電力発生時における電力潮流の状況を記載した書類 八 様式第三十八の二の初年度、第五年度及び第十年度の会社間連系線ごとの送電容量並びに最大需要電力発生時における運用容量及び受電力を記載した書類 九 様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書類	
登録特定送配電事業者	一 様式第三十六の初年度及び第二年度における電気の取引に関する計画書 二 様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書面 三 一般送配電事業者及び配電事業者が供給区域内における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務を行うため必要となる電源等の能力であつて、提供が可能なものについて記載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書		初年度
登録特定送配電事業者	一 様式第三十六の初年度及び第二年度における電気の取引に関する計画書 二 様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書面 三 一般送配電事業者及び配電事業者が供給区域内における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務を行うため必要となる電源等の能力であつて、提供が可能なものについて記載した様式第三十三の三の調整力に関する計画書		初年度

発電事業者	一 様式第三十六条の初年度及び第二年度における電気の取引に関する計画書 二 様式第三十四条の初年度及び第二年度における発電所別発電計画明細書 三 様式第三十五条の初年度における火力発電所燃料計画明細書 四 一般送配電事業者及び配電事業者が供給区域における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務を行うために必要となる電源等の能力であつて、提供が可能なものについて記載した様式第三十三条の二の調整力に関する計画書
特定供給事業者	一 様式第三十六条の初年度及び第二年度における電気の取引に関する計画書 二 一般送配電事業者及び配電事業者が供給区域における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務を行うために必要となる電源等の能力であつて、提供が可能なものについて記載した様式第三十三条の二の調整力に関する計画書
法定卸供給事業者	一 法第二十九条第二項の規定により推進機関が供給計画を送付しようとするときは、様式第三十一条の三の供給計画を取りまとめ送付書に従い、これをを行わなければならない。 二 法第二十九条第三項の規定による供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第三十九の八の三の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類及び当該変更に係る第一項の表下欄に掲げる書類の変更の内容を記載した書類を提出しなければならない。 三 法第四十六条の二 法第二十九条第六項第五号の経済産業省令で定める措置は、一般送配電事業者及び送電事業者に対して行う次に掲げる措置とする。 一 会社間連系線に係る設備を整備すること。 二 主要送電線路（使用電圧が二百五十五キロボルト以上の送電線路及び最上位電圧から二階級までの送電線路（供給区域内の最上位電圧が二百五十五キロボルト未満の場合にあっては、最上位電圧の送電線路に限る。）であつて、会社間連系線を除くものをいう。）に係る設備を整備すること。 （供給命令等の実施細目に関する裁定の申請）
法定卸供給事業者	一 法第三十二条において準用する法第二十五条第二項の裁定を申請しようとする者は、様式第三十九の八の三の供給計画変更届出書に協議の経過に関する説明書を添えて提出しなければならない。 二 法第三十二条において準用する法第二十五条第二項の裁定を申請しようとする者は、様式第三十九の二の裁定申請書に協議の経過に関する説明書を添えて提出しなければならない。
第三款 灾害等への対応	（災害時連携計画の届出） 一 法第三十三条の二第一項前段の規定による災害時連携計画の届出をしようとする者は、様式第三十九の二の災害時連携計画届出書を提出しなければならない。 二 法第三十三条の二第一項後段の規定による災害時連携計画の変更の届出をしようとする者は、変更後遅滞なく、様式第三十九の三の災害時連携計画変更届出書を提出しなければならない。 （災害時連携計画の記載事項） 一 法第三十三条の二第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 二 災害時における設備の被害状況その他の復旧に必要な情報の共有方法に関する事項 三 電源車の燃料の確保に関する事項 四 電気の需給及び電力系統の運用に関する事項 五 電気事業者、地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項 六 共同訓練に関する事項 （発電の用に供する燃料） 第七款 第四十七条の四 法第三十三条の三の経済産業省令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油及び重油（あつせん及び仲裁に関する通知の方法） 第八節 第四十七条の五 法第三十三条の三の経済産業省令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油及び重油（あつせん及び仲裁に関する通知の方法） 第九节 第四十七条の六 法第三十六条、第二十七条第二項、第二十九条第二項及び第三十条（これらの規定を令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2 令第二十六条第一項の規定による通知をする場合には、同項の申請に係る申請書の写しを併せて送付しなければならない。
(名簿の記載事項)

第四十七条の六 令第二十八条の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 氏名及び職業

二 経歴
(あつせん及び仲裁の状況の報告)

三 任命及び任期満了の年月日

四 仲裁判決をした事件の件数
(あつせんにより解決した事件の件数)

五 その他電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の事務に關し重要な事項
(あつせんの申請)

六 法第三十五条第一項の規定によるあつせんの申請をしようとする者は、様式第四十の申請書を委員会に提出しなければならない。

七 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

八 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

九 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

十 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

十一 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

十二 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

十三 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

十四 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

十五 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

十六 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

十七 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

十八 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

十九 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

二十 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

二十一 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

二十二 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

二十三 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

二十四 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

二十五 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

二十六 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

二十七 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

二十八 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

二十九 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

三十 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

三十一 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

三十二 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

三十三 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

三十四 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

三十五 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

三十六 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

三十七 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

三十八 法第三十五条第一項の規定による証拠となるものがある場合には、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

て、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書類。

3 経済産業大臣は、第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第四十七条の十の三 法第三十七条の八第一項の経済産業省令で定める情報は、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害し、又は阻害するおそれがある情報とする。

(認定電気使用者情報利用者等協会への報告)

第四十七条の十の四 法第三十七条の十一の経済産業省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法に基づく報告書若しくは資料の求め又は立入検査の結果及びその内容に関する事項

二 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する事項

三 電気使用者情報の利用及び提供に関する電気供給事業者及び電気の使用者からの苦情並びにその苦情の処理に関する事項

四 その他情報利用等適正化業務を適正に行うために経済産業大臣が必要と認める事項

第三章 電気工作物

第一節 適用範囲及び定義

(適用範囲)

第四十七条の十一 この章(第五十六条及び第二款の一を除く。)の規定は、原子力発電工作物以外の電気工作物について適用する。

第四十七条の十二 令第四十七条第三項の表第十三号(二)の経済産業省令で定めるものは、スターリングエンジン又はこれに準ずるものとする。

(蓄電用の電気工作物の範囲)

第四十七条の十三 令第四十七条第三項の表第十三号(六)の経済産業省令で定めるものは、蓄電所とする。

(一般用電気工作物の範囲)

第四十八条 法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める電圧は、六百ボルトとする。

2 法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電気的に接続され、これらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。

一 太陽電池発電設備であつて出力五十キロワット未満のもの

二 風力発電設備であつて出力二十キロワット未満のもの

三 次のいずれかに該当する水力発電設備であつて、出力二十キロワット未満のもの

イ 最大使用水量が毎秒一立方メートル未満のもの(ダムを伴うものを除く。)

ロ 特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するもの

四 内燃力を原動力とする火力発電設備であつて、出力十キロワット未満のもの

イ 固体高分子型又は固体酸化物型の燃料電池発電設備であつて、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が○・一メガパスカル(液体燃料を通ずる部分にあっては、一・○メガパスカル)

ロ 未満のもの

口 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)に設置される燃料電池発電設備(当該自動車の動力源として用いる電気を発電するものであつて、圧縮水素ガスを燃料とするものに限る。)であつて、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第十七

六 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)第七十条の二第一項に規定するスターリングエンジンで発生させた運動エネルギーを原動力とする発電設備であつて、出力十キロワット未満のもの

七 法第三十八条第一項ただし書の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。

一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第二条第一項に規定する火薬類(煙火を除く。)を製造する事業場

二 鉱山保安法施行規則(平成十六年経済産業省令第九十六号)が適用される鉱山のうち、同令第一条第二項第八号に規定する石炭坑

八 法第三十八条第一項第二号イの経済産業省令で定める出力は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める出力とする。

一 太陽電池発電設備十キロワット(二以上の太陽電池発電設備を同一構内に、かつ、電気的に接続して設置する場合にあっては、当該太陽電池発電設備の出力の合計が十キロワット)

二 風力発電設備零キロワット

三 第二項第三号又はロに該当する水力発電設備二十キロワット

四 内燃力を原動力とする火力発電設備十キロワット

五 第二項第五号又はロに該当する燃料電池発電設備十キロワット

六 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第七十三条の二第一項に規定するスターリングエンジンで発生させた運動エネルギーを原動力とする発電設備十キロワット

七 一般送配電事業者が離島等供給の用に供するため又はその供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持するため、当該一般送配電事業者が維持し、及び運用するものであること。

八 特定発電用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が二百万キロワット(沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、十万キロワット)を超えること。

九 第四十八条の二 法第三十八条第四項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 一般送配電事業者が離島等供給の用に供するため又はその供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持するため、当該一般送配電事業者が維持し、及び運用するものであること。

二 一般送配電事業者が離島等供給の用に供するため又はその供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持するため、当該一般送配電事業者が維持し、及び運用するものであること。

三 一般送配電事業者が離島等供給の用に供するため又はその供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持するため、当該一般送配電事業者が維持し、及び運用するものであること。

四 一般送配電事業者が離島等供給の用に供するため又はその供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持するため、当該一般送配電事業者が維持し、及び運用するものであること。

五 一般送配電事業者が離島等供給の用に供するため又はその供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持するため、当該一般送配電事業者が維持し、及び運用するものであること。

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

(費用の負担等に関する裁定の申請)

第二款 自主的な保安

第三款 第四十九条 第四十七条の規定は、法第四十一条第二項において準用する法第二十五条第二項の裁定を申請しようとする者に準用する。

第四十条 法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。

一 事業用電気工作物であつて、一般送配電事業、送電事業、配電事業又は発電事業(法第三十条第八条第五号に掲げる事業に限る。次項において同じ。)の用に供するもの

二 事業用電気工作物であつて、前号に掲げるもの以外のもの

三 前項第一号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号(その者が発電事業(その事業の用に供する発電等用電気工作物が第四十八条の二第一号に掲げる要件に該当するものに限る。)を営むもの以外の者である場合にあっては、第五号から第七号まで及び第十一号を除く。)に掲げる事項を定めるものとする。

一 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のための関係法令及び保安規程の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

二 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)

三 主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

- 四 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者に対する保安教育に關することであつて次に掲げるものに關係法令及び保安規程の遵守に関すること。
- 五 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安を計画的に実施し、及び改善するための措置であつて次に掲げるもの（前号に掲げるものを除く。）
- 六 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての方針及び体制に關すること。
- 七 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての計画に關すること。
- 八 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての実施に關すこと。
- 九 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての評価に關すこと。
- 十 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての改善に關すこと。
- 十一 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重複度に応じた管理に關すること。
- 十二 発電所又は蓄電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に關すること。
- 十三 災害その他非常の場合に採るべき措置に關すること。
- 十四 保安規程の定期的な点検及びその必要な改善に關すること。
- 十五 その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に關必要な事項
- 三 第一項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、鉄道事業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物については発電所、蓄電所、変電所及び送電線路に係る次の事項について定めることをもつて足りる。
- 一 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に關する業務を管理する者の職務及び組織に關すること。
- 二 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に從事する者に対する保安教育に關すること。
- 三 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に關する保安のための巡視、点検及び検査に關すること。
- 四 事業用電気工作物の運転又は操作に關すること。
- 五 発電所又は蓄電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に關すること。
- 六 災害その他非常の場合に採るべき措置に關すること。
- 七 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重複度に応じた管理に關すること。
- 八 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重複度に応じた管理に關すること。
- 九 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重複度に応じた管理に關すること。
- 十 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重複度に応じた管理に關すること。
- 十一 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重複度に応じた管理に關すること。
- 十二 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重複度に応じた管理に關すること。
- 十三 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重複度に応じた管理に關すること。
- 十四 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重複度に応じた管理に關すること。
- 十五 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重複度に応じた管理に關すること。
- 十六 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安を計画的に実施し、及び改善するための措置であつて次に掲げるもの（前号に掲げるものを除く。）
- 十七 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての方針及び体制に關すること。
- 十八 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての計画に關すること。
- 十九 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての実施に關すること。
- 二十 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての評価に關すること。
- 二十一 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての改善に關すること。
- 二十二 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者を除く。）次項において同じ。）にあつては、前二項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。
- 二十三 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の伝達に關すること。
- 二十四 警戒宣言が発せられた場合における防災に關する業務を管理する者の職務及び組織に關すること。
- 二十五 警戒宣言が発せられた場合における保安要員の確保に關すること。
- 二十六 警戒宣言が発せられた場合における電気工作物の巡視、点検及び検査に關すること。
- 二十七 警戒宣言が発せられた場合における防災に關する設備及び資材の確保、点検及び整備に關すること。
- 二十八 警戒宣言が発せられた場合における防災に關する教育、訓練及び広報に關すること。
- 二十九 其他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に關する保安に關し採るべき措置に係る教育、訓練及び広報に關すること。
- 三十 その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るために必要な措置に關すること。
- 三十一 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。
- 三十二 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。
- 一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に關すること。
- 二 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に關すること。
- 三 トライアゴン地帯に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。
- 四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基盤計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第二項及び第三項に掲げる事項について定めるものとする。
- 五 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に關する保安に關すること。
- 六 災害その他非常の場合に採るべき措置に關すること。
- 七 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に關する保安についての記録に關すること。
- 八 事業用電気工作物（使用前自主検査、溶接自主検査若しくは定期自主検査（以下「法定自主検査」と総称する。）又は法第五十一条の二第一項若しくは第二項の確認（以下「使用前自己確認」という。）を実施するものに限る。）の法定自主検査又は使用前自己確認に係る実施体制及び記録の保存に關すること。

第五十二条の二 前条第二項又は第三項の要件は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 個人事業者（事業を行う個人をいう。）

イ 前条第二項の場合にあつては電気主任技術者免状の交付を、同条第三項の場合にあつてはダム水路主任技術者免状の交付を、それぞれ受けていること。

ロ 別に告示する要件に該当していること。

ハ 別に告示する機械器具を有していること。

ニ 保安管理業務を実施する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。

ホ 保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

ヘ 次条第五項の規定による取消しつき責めに任すべき者であつて、その取消しの日から二年を経過しないものないこと。

二 法人

イ 前条第二項又は第三項の承認の申請に係る事業場（以下「申請事業場」という。）の保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）が前号イ及びロの要件に該当していること。

ロ 別に告示する機械器具を有していること。

ハ 保安業務従事者であつて申請事業場を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）が担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。

ニ 保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

ホ 次条第五項の規定により取り消された承認に係る委託契約の相手方で、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。ただし、その取消しにつき、委託契約の相手方の責めに帰することができないときは、この限りでない。

ヘ 次条第五項の規定による取消しつき責めに任すべき者であつて、その取消しの日から二年を経過しないものを保安管理業務に従事させていないこと。

第五十三条 第五十二条第二項又は第三項の承認を受けようとする者は、様式第四十三の保安管理業務外部委託承認申請書に次の書類添え、經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 委託契約の書類を添え、經濟産業大臣に提出しなければならない。

二 委託契約書の写し

三 委託契約の相手方が前条の要件に該当することを証する書類

二 経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

一 委託契約の相手方が前条の要件に該当していること。

二 委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者である場合は、保安業務担当者が定められておりること。

三 委託契約は、保安管理業務を委託することのみを内容とする契約であること。

四 申請事業場の電気工作物が、第四十八条第三項各号に掲げる場所に設置する電気工作物でないこと。

五 申請事業場の電気工作物の点検を、別に告示する頻度で行うこと並びに災害、事故その他常の場合における当該事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）と委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担当者を含む。）との連絡その他電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する義務及び責任その他の必要事項が委託契約に定められていること。

六 委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担当者）の主たる連絡場所が当該事業場に遅滞なく到達し得る場所にあること。

3 次の各号に掲げる者は、その職務を誠実に行わなければならない。また、第二号又は第四号に掲げる者は、その保安業務従事者にその職務を誠実に行わせなければならない。

一 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「電気管理技術者」という。）

二 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者（以下「ダム水路保安法人」という。）

三 第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「ダム水路管理技術者」という。）

四 第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者（以下「ダム水路保安法人」という。）

五 保安業務従事者

一 第五十二条第二項又は第三項の承認を受けた者は、その承認に係る事業場の電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、その承認に係る委託契約の相手方の意見を尊重しなければならない。

二 電気管理技術者が、第五十二条第二項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行つたときは、その承認を取り消すことができる。

三 ダム水路管理技術者又はダム水路保安法人が、第五十二条第三項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行つたとき。

四 電気管理技術者及び電気保安法人、ダム水路管理技術者及びダム水路保安法人並びに保安業務従事者が第三項の規定に違反したとき。

五 不正の手段により第五十二条第二項又は第三項の承認を受けたとき。

第五十三条の二 第五十二条第四項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第四十四の主任技術者兼任承認申請書に次の書類を添え、經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 兼任を必要とする理由を記載した書類

二 主任技術者の執務に関する説明書

第五十四条 法第四十三条第二項の許可を受けようとする者は、様式第四十五の主任技術者選任許可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 選任を必要とする理由を記載した書類（免状の種類による監督の範囲）

二 選任しようとする者の事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する知識及び技能に関する説明書

第五十五条 法第四十三条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。

第五十六条 法第四十四条第五項の經濟産業省令で定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用の範囲は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるところとする。

主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲
第一種電気主任技術者免状	事業用電気工作物の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）
第二種電気主任技術者免状	電圧十七万ボルト未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）

2 経済産業大臣が前項の規定により同項の期間を延長する場合には、法第四十六条の十一の規定による準備書の届出をした者に対し、同項の期間内に延長する期間及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

(評価書の届出)

第六十一条の九 法第四十六条の十六の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の六の環境影響評価書届出書に評価書を添えて提出しなければならない。

(評価書の変更令期間)

第六十一条の十 法第四十六条の十七の経済産業省令で定める期間は三十日とする。

(第三款) 工事計画及び検査

(工事計画の認可等)

第六十二条 法第四十七条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物(小規模事業用電気工作物を除く。)の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げるもの及びこれ以外のものであつて急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域(以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。)内において行う同法第七条第一項各号に掲げる行為(当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百六号)第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。)に係るもの(以下「制限工事」という。)とする。

2 法第四十七条第二項ただし書の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事、別表第四の下欄に掲げる工事又は急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更以外の変更とする。

3 法第四十七条第五項ただし書の主務省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画書の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

第六十三条 法第四十七条第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、様式第四十七条の工事計画(変更)認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請が変更の工事に係る場合は第二号の書類を、廃止の工事に係るときは同号及び第三号の書類を添付することを要しない。

1 工事計画書
2 当該事業用電気工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる

3 法第四十七条第五項ただし書の主務省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画書の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

第六十四条 法第四十七条第一項の認可の申請をする場合は、申請に係る事業用電気工作物の種類に応じて、別表第三の中欄に掲げる事項(その申請が修理の工事に係る場合は、修理の方法)を記載しなければならない。

1 工事計画書
2 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる

3 別表第二の中欄に掲げる工事の計画を分割して法第四十七条第一項の認可の申請をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその申請をしなければならない。

4 第一項の申請書並びに同項及び前項の添付書類の提出部数は、正本一通とする。

5 法第四十七条第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第四十八の工事計画(軽微)変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の届出書及び添付書類の提出部数は、正本一通とする。

(工事計画の事前届出)
法第四十八条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。
1 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、別表第二の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの(事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合は、は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。)

第六十五条 法第四十八条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。
1 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、別表第二の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの(事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合は、は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。)

2 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、別表第四の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの(別表第二の中欄若しくは下欄に掲げるもの、及び事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。)

3 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

4 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が変更の工事に係る場合であつて、取替えの工事に係るときは第二号の書類を、廃止の工事に係るときは同号、第三号及び第四号の書類を添付することを要しない。

5 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第二号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

6 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

7 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

8 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

9 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

10 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

11 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

12 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

13 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

14 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

15 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

16 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

17 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

18 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

19 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

20 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

21 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

22 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

23 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

24 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

25 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

26 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

27 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

28 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

29 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

30 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

31 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

32 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

33 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

34 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

35 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

36 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

37 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

38 法第四十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更是、別表第二の下欄に掲げる変更の工事又は別表第四の下欄に掲げる工事を伴う変更とする。

39 法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第四十九の工事計画(変更)届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

において、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十六条第一項の許可に係る申請書の写しを添付しなければならない。ただし、その申請に係る事業用電気工作物につき第二号（一）ダム（洪水吐きゲート操作用予備動力設備及び洪水吐きゲートの制御に係る設備を除く。）

二 取水設備

三 貯水池又は調整池

（特殊電気工作物）

第六十七条の二 法第四十八条の二第一項の事業用電気工作物であつて荷重及び外力に對して安全な構造が特に必要なものとして経済産業省令で定めるものは、風力発電設備のうち風車及び風車を支持する工作物とする。

（証明書の交付）

第六十七条の三 法第四十八条の二第二項に規定する証明書の交付は、様式四十九の二の適合性確認証明書によるものとする。

（使用前検査）

第六十八条 法第四十九条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、発電所に係るものであつて、次に掲げるもの以外のものとする。

一 水力発電所に係るもの

二 火力発電所に係るもの

三 燃料電池発電所に係るもの

四 太陽電池発電所に係るもの

五 風力発電所に係るもの

六 第一号から第五号までに規定する発電所に係るものほか、変更の工事を行う発電所に属する電力用コンデンサー、分路リーアクトル又は限流リーアクトル

七 第六十二条第一項に規定する制限工事に係るもの

八 第六十五条第一項第二号に規定する工事に係るもの

第六十九条 使用前検査は、工事の計画に係る全ての工事が完了した時において、電気工作物検査官が特定事業用電気工作物の通常運転時における性能を確認する検査その他の工事の完了を確認するため必要な検査を行うものとする。

第七十条 法第四十九条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 事業用電気工作物を試験のために使用する場合

二 事業用電気工作物の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について経済産業大臣の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

第七十一条 使用前検査を受けようとする者は、様式第五十の使用前検査申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請には、工事の工程を説明する書類を添えて提出しなければならない。

3 第一項の申請書又は前項の書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び第二項の書類又は前項の書類の提出部数は、正本及びその写し各一通とする。

第七十二条の二 経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六十九条の検査の実施に当たつての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第七十三条の三 経済産業大臣は、使用前検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

第七十二条 第七十条第二号の承認を受けようとする者は、様式第五十一の使用承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請に係る事業用電気工作物につき第二号又は第三号の書類を既に提出している場合であつて、その既に提出しているものと内容に変更がないときはこれらの書類を添付することを要しない。

一 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

二 送電関係一覧図

三 単線結線図

第七十三条の二 削除

（使用前安全管理検査）

第七十三条の二の二 法第五十一条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 出力三万キロワット未満であつてダムの高さが十五メートル未満の水力発電所（送電電圧十七万ボルト以上の送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのもの）を除く。次号において同じ。）を伴うものにあつては、当該遮断器を除く。）

一の二 河川法第二十六条第一項の許可に係る水力発電所の水力設備（二以上の者が管理するものであつて、かつ、これらの者を代表する者と当該水力発電所の設置者が異なるものに限る。）のうち次に掲げるもの

イ ダム（洪水吐きゲート操作用予備動力設備及び洪水吐きゲートの制御に係る設備を除く。）

ハ 貯水池又は調整池

二 内燃力を原動力とする火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所に限り、送電電圧十七万ボルト以上の送電線引出口の遮断器を伴うものにあつては、当該遮断器を除く。）

三 變更の工事を行う発電所、蓄電又は変電所に属する電力用コンデンサー

四 變更の工事を行う発電所、蓄電所又は変電所に属する分路リーアクトル又は限流リーアクトル

五 電力貯蔵装置（蓄電所に属する出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上のものを除く。）

六 非常用予備発電装置

七 第六十一条第一項第二号に規定する工事を行う事業用電気工作物

八 試験のために使用する事業用電気工作物

第七十三条の三 使用前自主検査は次に掲げる工事の工程において行うものとする。

一 水力発電所に係る工事であつて、完成後の高さが十五メートル以上のダムについては、基礎地盤に堤体コンクリートを打設し、又は堤体材料を盛り立てようとする時及びダムの全体又は一部を流水の貯留の用に供しようとする時

二 工事の計画に係る一部の工事が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しようとする時（前号の工事の工程を除く。）

三 工事の計画に係るすべての工事が完了した時

第七十三条の四 使用前自主検査は、電気工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第四十八条第一項の規定による届出をした工事の計画（第六十五条第二項の軽微な変更をしたもの）に従つて工事が行われたこと及び法第三十九条第一項の技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

第七十三条の五 使用前自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の結果

口 外径百五十ミリメートル以上の管（液化ガス設備にあっては、液化ガス用燃料設備に係るものに限る。）

二 燃料電池発電所に係る次の機械又は器具

イ 容器、熱交換器又は改質器であつて、内径が二百ミリメートルを超えるか長さが千ミリメートルを超えるもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ロ 外径百五十ミリメートル以上の管

第八十条 法第五十二条第一項の主務省令で定める圧力は、次のとおりとする。

一 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

二 液化ガス用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

三 前各号に規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

四 第一号及び第二号に規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（燃料電池設備に属さない管の長手継手の部分にあっては、四百九十キロパスカル）

第五条 削除

第八十二条 溶接自主検査は、溶接の状況について、法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

第八十二条の二 溶接自主検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

二 溶接自主検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

第八十三条 法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、その検査の場所を管轄する産業保安監督部長が支障がないと認めて溶接自主検査を行わないで使用することができる旨の指示をした場合

二 次に掲げる工作物を、あらかじめ、その設置の場所を管轄する産業保安監督部長に届け出で事業用電気工作物として使用する場合

イ ポイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第九

四 第五十三条第一項の溶接検査に合格した工作物又は同規則第八十四条第一項若しくは第九

十 条の二において準用する第八十四条第一項の検定を受けた工作物

ロ 発電所の原動力設備に属する工作物（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であつて、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十第二項において準用する第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備

基準適合証の交付を受けたもの

三 耐圧部分について径六十ミリメートル以下の連続しない穴に管台若しくは座を取り付けるための溶接のみをした第七十九条第一号に規定する機械若しくは器具（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）又は漏止め溶接のみをした同条に規定する機械若しくは器具（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

第八十四条 削除
第八十五条 ポイラー等であつて耐圧部分について溶接をするもの（以下この条において「特定ボイラーラー等」という。）又は耐圧部分について溶接をしたポイラーラー等であつて輸入したもの（以下この条において「輸入特定ボイラーラー等」という。）を設置する者は、当該特定ボイラーラー等又は輸

入特定ボイラーラー等に係る溶接自主検査を終了したときは、当該特定ボイラーラー等又は輸入特定ボイラーラー等に溶接自主検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

二 燃料電池発電所に係る次の機械又は器具

イ 容器、熱交換器又は改質器であつて、内径が二百ミリメートルを超えるか長さが千ミリメートルを超えるもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ロ 外径百五十ミリメートル以上の管

第八十六条 削除
（自家用電気工作物の使用開始の届出）

第八十七条 法第五十三条ただし書の主務省令で定める場合は、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出に係る電気工作物を他から譲り受け、又は借り受けて自家用電気工作物として使用する場合以外の場合とする。

第八十八条 法第五十三条の規定による届出をしようとする者は、様式第六十の自家用電気工作物使用開始届出書を提出しなければならない。

第八十九条 削除
（定期検査）

第九十条から第九十三条まで 削除
（定期安全管理検査）

第九十四条 法第五十五条第一項の主務省令で定める電気工作物は、次に掲げるものとする。ただし、非常用予備発電装置に属するものを除く。

一 火力発電設備又は燃料電池発電設備のうち、次に掲げるもの

イ 蒸気タービン本体（出力千キロワット以上の発電設備に限る。）及びその附属設備（以下「蒸気タービン及びその附属設備」という。）

ロ ポイラーアル及びその附属設備

ハ 独立過熱器及びその附属設備

ニ 蒸気貯蔵器及びその附属設備

ホ ガススタービン（アンモニア又は水素以外を燃料として使用するガススタービン）にあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るもの（内燃ガススタービンにあってはガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となつて燃焼用の圧縮ガスをガススタービンに供給する設備の総合体であつて、高压ガス保安法第二条に定める高压ガスを用いる機械又は器具に限る。）に限る。）

ヘ 液化ガス設備（液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあっては、高压ガス保安法第五

一条第一項及び第二項並びに第二十四条の二に規定する事業所に該当する火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所にあっては、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く。）の原動力設備に係るるものに限る。）

ト ガス化炉設備

チ 脱水素設備

リ 燃料電池用改質器（最高使用圧力九十八キロパスカル以上の圧力を加えられる部分がある

燃料電池用改質器のうち、出力五百キロワット以上の発電設備に係るものであつて、内径が二百ミリメートルを超えるか、長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が〇・〇四立方メートルを超えるものに限る。）

二 風力発電設備（出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの

イ 風力機関及びその附属設備

ロ 発電機

ハ 變圧器

ニ 電力用コンデンサー

第九十四条の二 定期自主検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 蒸気タービン本体及びその附属設備についての定期自主検査にあっては、運転が開始された日又は定期自主検査若しくは認定高度保安実施設置者が行う法第五十五条第一項の自主検査（法第五十五条の十三第一項の規定により定期に行うことを要しないこととされるものに限る。）

第九十四条の四第三項において同じ。) (以下「定期自主検査等」という。) が終了した日以降四年を超えない時期二 ガスタービン(出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。)についての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査等が終了した日以降三年を超えない時期三 ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガス化炉設備又は脱水素設備についての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査等が終了した日以降二年を超えない時期四 燃料電池用改質器についての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査等が終了した日以降一年一月を超えない時期五 風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサーについての定期自主検査にあつては、運転が開始された日又は定期自主検査等が終了した日以降三年を超えない時期

次に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長(以下この条において単に「産業保安監督部長」という。)が定める時期に定期自主検査を行うものとする。

一 第九十四条の五第一項第一号に規定する組織であると評定されたとき。

二 使用の状況から前項第一号から第四号までに規定する時期に定期自主検査を行う必要がないと認めて、産業保安監督部長が定期自主検査を行なうべき時期を定めて承認したとき。

三 法第五十五条の三の認定(第九十四条の四第三項、第五款及び別表第八において単に「認定」という。)が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失つた場合であつて、検査を行う体制の確保が困難であることその他の事情により前項に規定する時期に定期自主検査を行うことが著しく困難であると認めて、産業保安監督部長が定期自主検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

四 災害その他やむを得ない事由により前項に規定する時期又は前三号の規定により経済産業大臣又は産業保安監督部長が定期自主検査を行なうことが著しく困難であると認められて、産業保安監督部長が定期自主検査を行なうべき時期を定めて承認したとき。

第五十四条の三 定期自主検査等は、次に掲げる方法で行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するためには十分な方法

二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

第九十四条の四 定期自主検査等の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査の対象

二 検査の方法

三 検査の結果

四 検査の実施に係る者の氏名

五 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

六 検査の実施に係る組織

七 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

八 検査記録の管理に関する事項

第二章 検査に係る教育訓練に関する事項

第二章 定期自主検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知(以下この項及び次条において単に「通知」という。)を受けるまでの期間又は五年のいずれか長い期間、前項第七号から第十一号までに掲げる事項については当該定期自主検査を行なった後最初の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

第三章 認定高度保安実施設置者が行う法第五十五条第一項の自主検査の結果の記録は、第一項第一号から第六号までに掲げる事項については当該自主検査を行なった日からその認定が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間又は当該自主検査を行なった日から起算して五年を経過する日までの期間、第一項第七号から第十一号までに掲げる事項については当該自主検査を行なった日からその認定が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間保存するものとする。

第三章 第九十四条の五 第九十四条第一号に掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十五条第四項の審査(以下「定期安全管理審査」という。)を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

一 前回の通知において定期自主検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評定された組織であつて、前回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期自主検査を行なつたものについては、前回の通知を受けた日から四年三月を超えない時期

二 前号に規定する組織であつて、定期自主検査の実施につき十分な体制を維持すること又は保守管理に関する十分な取組を実施することが困難となつた組織については、当該体制を維持すること又は当該取組を実施することが困難となつた時期

三 第一号に規定する組織であつて、前回の定期安全管理審査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期自主検査を行なう時期

四 前三号に規定する組織以外の組織については、定期自主検査を行なう時期

二 第九十四条第二号に掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次とおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に定期安全管理審査を受けたものについては、定期自主検査を行なう時期

三 前号に規定する組織であつて、定期自主検査を行なうべき時期に受けなければならないときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期

二 前回の通知において定期自主検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織については、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期

三 前二号に規定する組織であつて、定期自主検査の実施につき体制を維持することが困難となつた組織については、当該体制を維持することが困難となつた時期

二 前号に規定する組織以外の組織については、前回の通知を受けた日(通知を受けていないものにあつては、法第五十一条第七項の通知を受けた日)から三年三月を超えない時期

三 前二号に規定する組織であつて、定期自主検査の実施につき体制を維持することが困難となつた組織については、当該体制を維持することが困難となつた時期

二 前号に規定する組織についての組織の構造その他の関係により経済産業大臣(令第四十条第三項の表第二十二号の権限に係る電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣(令第四十条第三項の表第二十二号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。)が指示するものを除く。)とする。

二 経済産業大臣は、前項の指示をした場合には、登録安全管理審査機関に対し、その旨を通知するものとする。

第九十四条の六 定期安全管理審査であつて、登録安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けようとする者は、様式第六十二条の定期安全管理審査申請書を提出しなければならない。

2 登録安全管理審査機関が行う定期安全管理審査を受けようとする者は、当該登録安全管理審査申請書を当該登録安全管理審査機関に提出しなければならない。

(準用)

第九十四条の七 第七十三条の八及び第七十三条の九の規定は、定期安全管理検査に準用する。この場合において、第七十三条の八中「法第五十一条第四項」とあるのは「法第五十五条第五項」と、第七十三条の九中「法第五十一条第五項」とあるのは「法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第五項」と読み替えるものとする。

(電磁的方法による保存)

第九十四条の八 第七十三条の五第一項各号、第八十二条の二第一項各号及び第九十四条の四第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第五十一条第一項、第五十二条第一項及び第五十五条第一項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第四款 承継
(事業用電気工作物を設置する者の地位の承継の届出)

第九十五条 法第五十五条の二第二項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第六十二条の二の事業用電気工作物設置者地位承継届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 法第五十五条の二第一項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第六十二条の三による書面及び戸籍謄本

二 法第五十五条の二第一項の規定により事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第六十二条の四による書面及び戸籍謄本

三 法第五十五条の二第一項の規定により合併又は分割によつて事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

(認定高度保安実施設置者)

第九十五条の二 法第五十五条の三の経済産業省令で定める事業用電気工作物は、次のとおりとする。

- 一 水力発電所に係るもの
- 二 火力発電所に係るもの
- 三 燃料電池発電所に係るもの
- 四 太陽電池発電所に係るもの
- 五 風力発電所に係るもの
- 六 蓄電所に係るもの
- 七 變電所に係るもの
- 八 送電線路に係るもの
- 九 配電線路に係るもの
- 十 需要設備に係るもの

(認定の申請)

第九十五条の三 認定を受けようとする者(第二号及び次条第三項において「申請者」という。)は、様式第六十二条の五の認定高度保安実施設置者認定申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 認定の申請に係る組織の体制並びにその使用する事業用電気工作物の設置の場所及び種類を記載した書類

二 申請者が次条第一項及び第二項に規定する基準に適合することを説明した書類
(認定の基準等)

第九十五条の四 法第五十五条の四第一号の経済産業省令で定める基準は、別表第八に定めるところによるものとする。

2 法第五十五条の四第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三 第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3 経済産業大臣は、前条の申請の内容が前二項に規定する基準に適合していると認めるときは、申請者に様式第六十二条の六の認定高度保安実施設置者認定証を交付するものとする。

(認定の更新)

第九十五条の五 前二条の規定は、法第五十五条の六第一項の認定の更新に準用する。
(変更の届出)

第九十五条の六 法第五十五条の七の規定による届出をしようとする認定高度保安実施設置者は、様式第六十二条の七の認定高度保安実施設置者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定の取消し等に伴う定期自主検査)

第九十五条の七 認定高度保安実施設置者に係る認定が法第五十五条の九の規定による取消しそ他の事由によりその効力を失つたときは、当該認定高度保安実施設置者であつた者は、当該認定に係る特定電気工作物(次の各号に掲げる電気工作物ごとに、当該電気工作物についての前回の定期自主検査等が終了した日(定期自主検査等を行つていないものにあつては、その運転が開始された日)から起算して当該各号に定める期間を経過したものに限る。)について、第九十四条の二第一項の規定にかかるわらず、遅滞なく、定期自主検査を行わなければならぬ。

一 蒸気タービン本体及びその附属設備 四年間

二 ガスタービン(出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。) 三年間

三 ボイラー及びその附属設備 独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガス化炉設備又は脱水素設備 二年間

四 燃料電池用改質器 一年一月間

五 風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサー 三年間

(保安規程の保存の方法)

第九十五条の八 認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十前段の場合においては、その認定を受けた日から当該認定が法第五十五条の九の規定による取消しそ他の事由によりその効力を失う日までの期間、その定めた保安規程(保安規程を変更したときは、その変更後のもの。第九十五条の十第一項第一号において同じ。)を保存するものとする。

2 認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十前段の場合(保安規程を変更した場合に限る。)においては、その日付、内容及び理由を記録し、これを保安規程とともに保存しなければならない。

(主任技術者の選任等に係る記録の保存の方法)

第九十五条の九 認定高度保安実施設置者は、法第五十五条の十一前段の場合においては、次に掲げる事項(主任技術者を解任した場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項)を記載した主任技術者の選任又はその解任に係る記録(次項及び次条第一項第三号において「主任技術者の選任等に係る記録」という。)を作成するものとする。

一 主任技術者を選任し、又は解任した事業場又は設備の名称及び所在地
 二 主任技術者を選任し、又は解任した年月日
 三 主任技術者の氏名、生年月日及び住所
 四 主任技術者免状の種類及び番号
 五 主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務の内容
 六 主任技術者の監督に係る電気工作物の概要
 七 認定高度保安実施設置者は、その認定を受けた日から当該認定が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間、主任技術者の選任等に係る記録を保存するものとする。
 (電磁的方法による保存)

第九十五条の十 次の各号に掲げる規程又は記録が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されることは、当該記録の保存をもつて当該各号に定める保存に代えることができる。

一 保安規程 法第五十五条の八第二項に規定する保存
 二 第九十五条の八第二項に規定する記録 法第五十五条の八第二項に規定する保存
 三 主任技術者の選任等に係る記録 法第五十五条の十一に規定する保存

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三節 一般用電気工作物

(一般用電気工作物の調査)

第九十六条 法第五十七条第一項の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路と直接に電気的に接続する一般用電気工作物が、当該電線路を介して供給される電気を使用するものである場合以外の場合
 二 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路が、災害その他非常の場合に、一時的に、当該電線路と直接に電気的に接続する一般用電気工作物に供給される電気の電路となる場合

法第五十七条第一項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。

1 調査は、一般用電気工作物が設置された時及び変更の工事(口に掲げる一般用電気工作物にあつては、受電電力の容量の変更を伴う変更の工事に限る)が完成した時に行うほか、次に掲げる頻度で行うこと。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該頻度で行うことができなかつた場合には、当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに調査を行うものとする。

イ 口に掲げる一般用電気工作物以外の一般用電気工作物にあつては、四年に一回以上

ロ 一般用電気工作物の所有者又は占有者から一般用電気工作物の点検の業務(以下「点検業務」という)を受託する事業を行うことについて、当該受託事業を行なう区域を管轄する産業保安監督部長(当該受託事業を行う区域が二以上の産業保安監督部の管轄区域にわたると

業保安監督部長(当該受託事業を行う区域が二以上の産業保安監督部長といふ)の登録を受けた法人(以下「登録点検業務受託法人」という)が点検業務を受託している一般用電気工作物(以下「受託電気工作物」という)にあつては、五年に一回以上

2 法第五十七条第二項の規定による通知をしたときは、その通知に係る一般用電気工作物について、その通知後相当の期間を経過したときに、その一般用電気工作物の所有者又は占有者の求めに応じて再び調査を行うこと。

3 調査は、法第五十条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者が行うこと。

4 調査を行う者(以下「調査員」という)は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示すること。

5 調査は、測定器又は目視による方法その他の適切な方法により行うこと。

第九十七条 前条第二項第一号の登録を受けようとする法人は、様式第六十三の点検業務受託事業登録申請書に次の書類を添えて所轄産業保安監督部長に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書
 二 最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書
 三 次の事項を記載した書類
 ロ 事業所の所在地
 イ 役員の氏名及び履歴

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する法人は、第九十六条第二項第一号の登録を受けることができる。
 一 その役員のうちに、電気事業法、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)若しくは電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
 二 第百条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人であること。

第九十七条の三 所轄産業保安監督部長は、第九十六条第二項第一号の登録の申請が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 点検業務を受託する事業を行なう区域(以下「業務区域」という)は、少なくとも一の都道府県の行政区域を含むものであること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八百八十五号)第四十二条第一項の規定に基づき設立された商工組合又は商工組合連合会(その資格事業(中小企業団体の組織に関する法律第八条第二項に規定する資格事業をいう)が工業、鉱業(土石採取業を含む)又は建設業に属する場合に限る)にあつては、この限りでない。

二 電気工事業の業務の適正化に関する法律第二条第三項に規定する電気工事業者並びに同法第三十四条第二項の規定により登録電気工事業者とみなされた者及び同条第三項の規定により通知電気工事業者とみなされた者(以下単に「電気工事業者」という)を主たる構成員とし、その数が、業務区域内に事業所を有する電気工事業者の三分の一以上であること。

三 次に掲げる測定器を用いて点検業務を行なうものであること。

イ 絶縁抵抗計
 ロ 接地抵抗計
 ハ 漏れ電流計
 ニ 交流電圧計
 ホ 交流電流計

四 次のいずれかに該当する者が点検業務を実施するものであること。

イ 法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者
 ハ 電気工事士法第三条第一項に規定する第一種電気工事士又は同条第二項に規定する第二種電気工事士

八 学校教育法に基づく大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく実業学校において電気工学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む)。

第九十七条の四 第九十六条第二項第一号の登録は、点検業務受託事業登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号	二 委託者の氏名又は名称及び住所
二 点検業務受託法人的名称、事業所の所在地及び業務区域	二 受託電気工作物の設置場所
第九十七条の五 登録点検業務受託法人は、その名称、事業所の所在地又は業務区域を変更しようとするときは、様式第六十三条の二の登録点検業務受託法人名称等変更届出書により、その旨を所轄産業保安監督部長に届け出なければならない。	三 契約期間 (調査結果の記録等)
第九十八条 登録点検業務受託法人は、点検業務を受託する事業を適正に行うため、次に掲げる事項を定めた点検業務受託事業規程を定め、点検業務を受託する事業の開始前に所轄産業保安監督部長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。	一 登録点検業務受託法人的は、契約期間満了前に契約が終了したときは、遅滞なく、その旨を所轄産業保安監督部長に届け出なければならない。
一 事業所の所在地及び業務区域	二 一般用電気工作物の所有者又は占有者の氏名又は名称及び住所
二 点検業務を受託する事業の開始前に所轄産業保安監督部長に届け出なければならない。	三 調査年月日
三 点検業務を実施する者の資格及びその配置に関する事項	四 調査の結果
四 点検業務を実施する者に対する保安教育に関する事項	五 通知年月日
五 委託者との契約に関する事項	六 調査員の氏名
六 点検業務の実施項目、方法及び頻度に関する事項	七 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
七 点検業務を受託する事業についての記録に関する事項	八 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
八 委託者に対する損害賠償に関する事項	九 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
九 その他点検業務を受託する事業に関し必要な事項	十 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
二 前項の届出は、それぞれ様式第六十四条の点検業務受託事業規程届出書又は様式第六十五条の点検業務受託事業規程変更届出書に点検業務受託事業規程を添えて行わなければならぬ。	十一 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
三 所轄産業保安監督部長は、点検業務を受託する事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録点検業務受託法人に対し、点検業務受託事業規程を変更すべきことを指示するものとする。	十二 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
第九十九条 登録点検業務受託法人は、点検業務を受託する事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を所轄産業保安監督部長に届け出なければならない。	十三 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
一百条 前項の届出は、様式第六十六条の点検業務受託事業廃止届出書により行わなければならぬ。	十四 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
二 第九十七条の二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。	十五 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
三 第九十七条の三各号の規定に適合しなくなったとき。	十六 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
四 第九十七条の五又は第九十八条第一項の規定に違反したとき。	十七 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
五 第九十八条第三項の指示に正当な理由なく従わなかつたとき。	十八 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
六 不正の手段により登録を受けたとき。	十九 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
第七十条の二 登録点検業務受託法人は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、点検業務を実施した日から四年間保存しなければならない。	二十 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
一 点検業務を受託した一般用電気工作物の所有者又は占有者の氏名又は名称及び住所	二 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
二 点検業務を実施した年月日	三 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
三 点検業務の実施結果	四 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
四 点検業務を実施した者の氏名	五 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
第五百条の三 所轄産業保安監督部長は、点検業務を受託する事業の適正な実施を確保するため必要な報告を求めることができる。	六 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
第一百一条 所轄産業保安監督部長は、次の場合には、当該登録点検業務受託法人の業務区域内の電線路維持運用者に、その旨を通知しなければならない。	七 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
二 第九十六条第二項第一号の登録をしたとき。	八 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
二 第九十七条の五又は第九十九条第一項の規定による届出があつたとき。	九 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
三 第百条の規定により登録を取り消したとき。	十 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
第一百二条 登録点検業務受託法人は、点検業務を受託する契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を、当該受託に係る電線路維持運用者に通知するものとする。契約が更新されたときも、同様とする。	十一 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
二 第九十六条第二項第一号の登録をしたとき。	十二 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
二 第九十七条の五又は第九十九条第一項の規定による届出があつたとき。	十三 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
三 第百条の規定により登録を取り消したとき。	十四 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
第一百四条 法第五十八条第二項の許可を受けようとする者は、様式第六十七条の二の土地等一時使用許可申請書に次の書類を添えて当該土地等の所在地を管轄する経済産業局長(当該土地等の所在地が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣)に提出しなければならない。	十五 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
二 土地の登記事項証明書(未登記の土地については、土地台帳の謄本。以下同じ。)その他の土地等に関する権利関係を示す書類	十六 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
三 土地等の所在地を記載した図面	十七 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
イ 縮尺二万五千分の一以上の地形図(縮尺二万五千分の一以上の地形図が無い場合にあっては、縮尺五万分の一以上の地形図。以下同じ。)	十八 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
ロ 縮尺二千分の一以上の実測平面図	十九 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
(立入り)	二十 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。
第一百四条の三 法第五十九条第一項の許可を受けようとする者は、様式第六十七条の三の土地立入許可申請書に次の書類を添えて当該土地の所在地を管轄する経済産業局長(当該土地の所在地が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣)に提出しなければならない。	二十一 法第五十七条第四項の帳簿は、第九十六条第二項第一号イに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては四年間、同号ロに掲げる一般用電気工作物に係るものにあっては五年間、保存するものとする。

- 一 当該土地の所有者及び占有者と交渉した経過を記載した書面（交渉することができなかつたときは、その理由書）
- 二 土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類
- 三 立ち入ろうとする土地の所在地を記載した図面
- イ 縮尺二万五千分の一以上の地形図
- ロ 縮尺二千分の一以上の実測平面図
(植物の伐採又は移植)
- 第一百四条の四** 法第六十一条第一項の許可を受けようとする者は、様式第六十七の四の植物の伐採又は移植許可申請書に次の書類を添えて伐採又は移植を行う植物の所在地を管轄する経済産業局長（当該植物の所在地が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣）に提出しなければならない。
- 一 当該植物の所有者と交渉した経過を記載した書面（交渉することができなかつたときは、その理由書）
- 二 立木の登記事項証明書その他の植物に関する権利関係を示す書類
- 三 土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類
- 四 伐採又は移植しようとする植物の所在地を記載した図面
- イ 縮尺二万五千分の一以上の地形図
- ロ 縮尺二千分の一以上の実測平面図
(植物の伐採又は移植)
- 第一百四条の五** 法第六十一条第三項の届出をしようとする者は、様式第六十七の五の植物の伐採又は移植届出書に次の書類を添えて伐採又は移植した植物の所在地を管轄する経済産業局長（当該植物の所在地が二以上の経済産業局の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣）に提出しなければならない。
- 一 立木の登記事項証明書その他の植物に関する権利関係を示す書類
- 二 土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類
- 三 伐採又は移植した植物の所在地を記載した図面
- イ 縮尺二千分の一以上の実測平面図
- 四 伐採又は移植した植物の現状を示す書類及びその明瞭な写真
- 第一百四条の六** 法第六十三条第一項の裁定の申請をしようとする者は、様式第六十八の裁定申請書に協議の経過に関する説明書を添えて提出しなければならない。
- 第四章 登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関**
- 第一節 登録適合性確認機関**
- (公示)
- 第一百五条** 経済産業大臣は登録適合性確認機関の登録をしたときは、登録適合性確認機関の業務の開始の日を公示しなければならない。
- (登録の申請)
- 第一百六条** 法第六十七条の規定により申請をしようとする者は、様式第六十九の登録適合性確認機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 二 事業所の名称及び所在地を記載した書類
- 三 申請者が法第六十八条各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 四 特殊電気工作物の性能に関する評価の手法及び実績を説明した書類
- 五 適合性確認の業務を行う者が法第六十九条第一項第一号の規定に適合することを説明した書類
- 六 申請者が法第六十九条第一項第三号の規定に適合することを説明した書類
(適合性確認の方法)
- 第一百七条** 法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を確認することにより特殊電気工作物の性能を総合的に評価する手法を用いて、発電用風力設備に関する

- 技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）第四条、第五条及び第七条に規定する技術基準への適合性確認を行う方法とする。
- 一 特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。
- 二 特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対し適切であること。
- 三 前二号の照査の実施方法が適切であること。
(登録適合性確認機関に係る登録の更新)
- 第一百八条** 登録適合性確認機関が登録の更新を受けようとする場合は、法第七十二条の規定により法第六十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更の届出をするときは、様式第七十による変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。
- (変更の届出)
- 第一百十条** 法第七十三条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 適合性確認の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事業所の名称及びその事業所が適合性確認の業務を行う区域
- 三 適合性確認の料金の収納の方法に関する事項
- 四 適合性確認の料金の算定の方法に関する事項
- 五 適合性確認の実施の方法に関する事項
- 六 適合性確認に関する公正の確保に関する事項
- 七 適合性確認員の選任及び解任に関する事項
- 八 適合性確認員の配置に関する事項
- 九 適合性確認の申請書の保存に関する事項
- 十 経済産業大臣に対する適合性確認の結果の通知に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、適合性確認の業務に関し必要な事項
- 2 登録適合性確認機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第七十一の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。
- 3 登録適合性確認機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の変更の届出をするときは、様式第七十二条の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。
- (業務の休廃止)
- 第一百十一条** 登録適合性確認機関は、法第七十四条の届出をするときは、様式第七十三の適合性確認業務休止（廃止）届出書に休止又は廃止の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。
- (電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)
- 第一百十二条** 法第七十五条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- 法第七十五条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録適合性確認機関が定めるものとする。
- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
(帳簿)
- 第一百十三条** 法第七十九条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 適合性確認を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

<p>イ 役員の氏名及び履歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称 ロ 事務所の所在地 ハ 申請に係る試験事務の実施の方法に関する計画</p> <p>二 試験員の選任に関する事項</p> <p>（事務所の変更）</p> <p>第二百二十一条 指定試験機関は、事務所の所在地を変更しようとするときは、様式第七十の変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。 （試験員の要件）</p> <p>法第八十四条第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授、准教授又は講師（非常勤講師を除く。）の職にあり、又はあつた者</p> <p>二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）による高等学校教諭の専修免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつたもの</p> <p>三 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において電気工学に関する学科を修めて卒業し（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、電気技術に関する業務に十年以上従事した経験を有する者</p> <p>四 電気工作物検査官の職にあり、又はあつた者</p> <p>五 第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者であつて、電気技術に関する業務に二年以上従事した経験を有するもの</p> <p>六 第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者であつて、電気技術に関する業務に四年以上従事した経験を有する者</p> <p>七 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者</p> <p>（試験員の選任又は変更の届出）</p> <p>第二百二十二条の二 指定試験機関は、法第八十四条第三項の規定により試験員を選任したとき又は試験員に変更があつたときは、遅滞なく、様式第七十八条の試験員の選任（変更）届出書に選任又は変更の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。 （業務の休廃止）</p> <p>第二百二十二条の三 指定試験機関は、法第八十四条の二の二の許可を受けようとするときは、様式第七十八条の二の二の許可を受けようとするときは、様式第七十八条の三第一項の規定により事業計画及び収支予算認可申請書に事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第七十八条の三の事業計画及び収支予算の認可を受けるようとするときは、様式第七十八条の四の事業計画（収支予算）変更認可申請書に変更の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。 （役員の選任及び解任）</p> <p>第二百二十二条の四 指定試験機関は、法第八十四条の三第一項の規定により事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、様式第七十八条の四の事業計画（収支予算）変更認可申請書に変更の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。 （事務の引継ぎ）</p> <p>第二百二十二条の五 指定試験機関は、法第八十八条第二項の規定により経済産業大臣が同項の試験事務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。</p>	<p>イ 役員の氏名及び履歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称 ロ 事務所の所在地 ハ 申請に係る試験事務の実施の方法に関する計画</p> <p>二 引き継ぐべき試験事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。 三 その他経済産業大臣が試験事務の引き継ぎに關し必要と認める事項を行うこと。</p> <p>（業務規程）</p> <p>第二百二十三条 法第八十四条の二第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項 二 事務所の名称及びその事務所が試験事務を行う区域 三 手数料の収納の方法に関する事項 四 試験の実施の方法に関する事項 五 試験結果通知書の発行に関する事項 六 試験員の選任及び解任に関する事項 七 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項 八 試験事務に関する書類の保存に関する事項 九 前各号に掲げるもののほか、試験事務に関し必要な事項</p> <p>第二百二十四条 指定試験機関は、法第八十四条の二第一項の規定により業務規程の設定の認可を受けようとするときは、様式第七十八条の七の業務規程変更認可申請書に業務規程の案を添えて提出しなければならない。</p> <p>1 指定試験機関は、法第八十四条の二第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第七十八条の七の業務規程変更認可申請書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。 （試験結果の報告）</p> <p>第二百二十五条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、様式第七十九の試験結果報告書に合格者（一部の科目に合格した者（以下「科目合格者」という。）を含む。以下同じ。）の氏名、生年月日、本籍地及び科目合格者にあつては合格科目を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。 （帳簿）</p> <p>第二百二十六条 前条第一項に規定する事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第八十七条の二第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。</p> <p>1 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。</p> <p>第二百二十七条 法第八十九条の規定により申請をしようとする者は、様式第八十の登録調査機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの 二 事業所の名称及び所在地を記載した書類 三 申請者が法第九十六条において準用する法第六十八条各号の規定に該当しないことを説明した書面</p> <p>第二百二十八条及び第二百二十九条 削除</p> <p>四 申請者が法第九十条第一項第一号の規定に適合することを説明した書類 五 調査の業務を行う者が法第九十条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類</p>
--	--

(調査業務の廃止)

第一百三十条 登録調査機関は、法第九十三条の規定による調査業務の廃止の届出をしようとするときは、様式第八十三の調査業務廃止届出書を提出しなければならない。

(業務規程)

第一百三十一条 法第九十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業所の所在地及びその事業所が調査業務を行う区域
- 二 料金の算定方法
- 三 調査の実施の方法に関する事項
- 四 調査を実施する者の選任及び解任に関する事項
- 五 調査を実施する者の配置に関する事項
- 六 一般用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項の委託者に対する連絡に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、調査業務に関し必要な事項
- 八 登録調査機関は、法第九十四条第一項の規定により業務規程を届け出るときは、様式第八十三の二の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。
- 九 登録調査機関は、法第九十四条第一項の規定により業務規程の変更を届け出るときは、様式八十三の三の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(準用)

第一百三十二条 第百三条、第百三条の二、第百八条及び第百十二条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第百三条中「法第五十七条第四項」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十九条第一項」と、第百三条の二中「法第五十七条第五項」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十九条第二項」と、第百八条中「法第七十条」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十条」と、「第百五条から前条まで」とあるのは「第百二十九条」と、第百十二条第一項中「法第七十五条第二項第三号」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十五条第二項第三号」と、同条第二項中「法第七十五条第二項第四号」とあるのは「法第九十六条において準用する法第七十五条第二項第四号」と読み替えるものとする。

第五章 卸電力取引所

(指定の申請)

第一百三十二条の二 法第九十七条第一項の規定により卸電力取引所の指定を受けようとする者は、様式第八十三の四の卸電力取引所指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一定款及び登記事項証明書

下この条において「指定申請者」というのは、様式第八十三の四の卸電力取引所指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

三 市場開設業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類

イ 市場開設業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員の確保の状況に関する事項

ロ 市場開設業務の実施内容に関する事項

四 市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を示すものとして次の事項を記載した書類

イ 経理的及び技術的な基礎を有する旨を説明した事項

ロ 売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するための基準及びその方法に関する事項

ハ 市場開設業務に用いる電子計算機等の設備の概要及びその所有又は借り入れの別並びに当該設備に関する整備計画に関する事項

五 申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録

六 災害等が発生した場合における業務の継続に関する計画

七 役員の氏名及び履歴を記載した書類

八 職員の氏名及び履歴を記載した書類

九 その代表権を有する役員及び常勤の役員が取引参加者との利害関係を有していないことを誓約する書類

(業務規程の認可の申請等)

第一百三十二条の三 卸電力取引所は、法第九十七条第二項の規定による名称若しくは住所又は市場開設業務を行う事務所の所在地の変更の届出をしようとするときは、様式第八十三の五の卸電力取引所名称等変更届出書を提出しなければならない。

(業務)

第一百三十二条の四 法第九十八条第二項の経済産業省令で定める時間は三十分とする。

(業務規程の記載事項)

第一百三十二条の五 卸電力取引所は、法第九十九条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第八十三の六の業務規程認可申請書に業務規程を添えて提出しなければならない。

2 卸電力取引所は、法第九十九条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第八十三の七の業務規程変更認可申請書に変更後の業務規程を添えて提出しなければならない。

(業務規程の記載事項)

第一百三十二条の六 法第九十九条第三項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 市場開設業務を行う事務所の所在地

二 卸電力取引所は、法第九十九条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第八十三の七の業務規程変更認可申請書に変更後の業務規程を添えて提出しなければならない。

(業務規程の記載事項)

第一百三十二条の七 売買取引の手数料に関する事項

八 債務の履行を担保するために預託する金額を徴収する場合には、当該金額の徴収及びその管理の方法に関する事項

九 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用の管理に関する事項

八の二 翌日市場において地域ごとに取引価格を算定する方法に関する事項

七 売買取引における地域ごとに取引価格を算定する方法に関する事項

八の二 翌日市場において地域ごとに取引価格を算定する方法に関する事項

九 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用の管理に関する事項

十 売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項

十一 市場開設業務の実施体制に関する事項

十二 卸電力取引市場の監視の方法に関する事項

十三 取引参加者に対する処分に関する事項

第一百三十二条の二十三 特定計量をする者は、計量した電力量その他の物象の状態の量に関する記録の保存、サイバーセキュリティの確保その他の特定計量の適正な実施に関し必要な措置を講じることとする。

(調査の要請)

第一百三十二条の二十四 法第一百五条の二の経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 認定高度保安実施設置者
- 二 一般送配電事業者
- 三 発電事業者(第四十八条の二第一号に掲げる要件に該当する発電等用電気工作物をその営むる事業の用に供する者に限る。)
- 四 前項に掲げる者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

(立入検査の身分証明書)

第一百三十三条 法第一百七条第十一項の証明書は、様式第八十四によるものとする。

第一百三十三条の二 法第一百七条第十七項において準用する同条第十五項の証明書は、様式第八十四条の二によるものとする。

第一百三十四条 削除

(聴聞)

第一百三十五条 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行つべき期日の二十一日前までに行わなければならない。

2 経済産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の許可の申請をした者のうちから、聴聞に出席して意見を述べができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

(意見の聴取)

第一百三十六条 法第一百十条第一項の意見の聴取は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の内容を審査請求人に對し通知しなければならない。

3 利害関係人(参加人を除く)又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十四日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事實を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。

6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。

7 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。

9 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

10 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第一百三十二条の二十四 法第一百五条の二の経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1 認定高度保安実施設置者

2 前項に掲げる者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

3 発電事業者(第四十八条の二第一号に掲げる要件に該当する発電等用電気工作物をその営むる事業の用に供する者に限る。)

4 前項に掲げる者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

5 発電事業者

6 前項に掲げる者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

7 発電事業者

8 前項に掲げる者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

9 発電事業者

10 前項に掲げる者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

第一百三十七条 削除

(申請書等の写しの提出)

第一百三十八条 経済産業大臣に対し次の表の上欄に掲げる申請又は届出をしようとする者は、その申請又は届出に係る書類の写し一通をそれぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長に提出しなければならない。

一 法第三条及び第二十七条の四の許可の申請	申請に係る電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長
二 法第四十二条第一項又は第二項による届出(原子力発電所に係るもの除外)	申請に係る電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
三 法第四十七条第一項又は第二項の認可の申請(原子力発電所に係る工事に係るものを除く。)	申請に係る電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
四 法第四十七条第四項若しくは第五項又は第四十八条届出に係る電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	申請に係る電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

第一項の規定による届出(原子力発電所に係る工事に係るものを除く。)

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の表中第二号に掲げる届出(法第四十二条第二項の規定による届出に限る。)に係る書類の写しを提出する場合は、情報通信技術活用法施行規則第四条第三項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年十二月一日)から施行する。ただし、この省令による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第三十七条の規定は、この省令の施行の日から起算して三月を経過した日から施行する。

第二条 改正法附則第五条第一項の承認を受けようとする者は、附則様式第一の供給規程以外の供給条件承認申請書に承認を受けようとする改正法による改正前の電気事業法(以下「旧法」という。)第二十一条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件を添えて提出しなければならない。

(供給規程以外の供給条件)

第三条 新規則第三十七条の規定により指定される電気事業者(以下この条、第四条及び第六条の規定において「指定電気事業者」という。)は、同条の施行の日までに改正法による改正後の電気事業法(以下「新法」という。)第二十四条の三第一項の振替供給約款を定め、新規則第四十条の定めるところにより、通商産業大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定により届出をした振替供給約款は、新規則第三十七条の施行の日に新法第二十四条の三第一項の規定により届け出たものとみなす。

第四条 指定電気事業者は、前条第一項の規定による届出をした振替供給約款により難い特別の事情がある場合において、新規則第三十七条の施行の日以後において当該振替供給約款以外の供給条件により振替供給を行おうとするときは、同条の施行の日までに当該振替供給に係る料金その他の供給条件について、新規則第四十一条の定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けた料金その他の供給条件は、新規則第三十七条の施行の日に新法第二十四条の三第二項ただし書の規定により承認を受けたものとみなす。

第五条 附則第三条第一項の規定による届出をした振替供給約款は、新規則第四十二条の定めるところによりこれを公表したときは、新規則第三十七条の施行の日に新法第二十四条の三第四項の規定により公表したものとみなす。

第六条 指定電気事業者は、附則第三条第一項の規定による届出及び前条の規定による公表をしたときは、新規則第四十条及び第四十二条の規定にかかるわらず、新規則第三十七条の施行の日から当該届出及び公表をした振替供給約款を実施することができる。

第七条 新法第二十九条第二項の規定によるこの省令の施行の日の属する年度の供給計画に係る届出については、新規則第四十六条の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

(供給計画)

第七条 新法第二十九条第二項の規定によるこの省令の施行の日の属する年度の供給計画に係る届出については、新規則第四十六条の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

(一般用電気工作物)

第八条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物であつて、改正前の電気事業法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十六条第一項の規定によりつて、第六十六条第一項の一般用電気工作物に該当するもの（受電電圧が六百ボルト以下のものを除く。）については、新規則第四十八条第二項の規定にかかるわらず、この省令の施行の日から三年間は、なお従前の例によることができる。ただし、当該電気工作物のうち、変更の工事（その工事の後に旧法第六十六条第一項の一般用電気工作物となる場合を除く。）を行うものについて

は、当該工事の開始の後においては、この限りでない。

(工事計画)

第九条 この省令の施行前に旧法第四十一条第一項若しくは旧法第七十条第一項若しくは第二項の規定による認可の申請又は旧法第四十一条第五項若しくは旧法第七十条第五項の規定による届出のあつた工事の計画については、なお従前の例による。

第十条 この省令の施行前に旧法第四十二条第一項又は旧法第七十七条第一項の規定による届出をした工事の計画については、なお従前の例による。

(溶接検査)

第十二条 この省令の施行前に旧法第四十六条第一項の規定による溶接についての検査に係る申請があつたときは、当該溶接についての検査に係る申請を含む。)の規定による工事についての検査に係る申請があつたときは、当該工事についての検査については、なお従前の例による。

(溶接検査)

第十三条 この省令の施行前に旧法第四十六条第二項第一号に掲げる事項にあつた一年前の日に、当該認可を受けた者は、当該認可を受けた方法について、新規則第八十二条第一号に掲げる事項にあつたときには、当該溶接についての検査に係る申請があつたときは、当該溶接についての検査に係る申請

(定期検査)

第十五条 この省令の施行前に旧法第四十七条（旧法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査に係る申請があつたときは、当該申請に係る検査が終了する日までは、適用しない。

第十六条 この省令の施行の際現に新法第三十八条第一項の一般用電気工作物であつて、この省令の施行前に旧法第六十六条第一項の一般用電気工作物以外の電気工作物であつたものについては、この省令の施行の日以後最初に行うべき法第五十七条第一項の調査の時期は、新規則第九十六条第一号イの場合にあつてはこの省令の施行の日から四年を超えない時期、同号ロの場合にあつてはこの省令の施行の日から五年を超えない時期とする。

(第三条新法附則第十項の規定による認定の申請)

第十七条 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）第三条の規定による改正後の電気事業法（以下この条において「第三条新法」という。）附則第十一項の申請書は、附則様式第二によるものとする。

書は、附則様式第二によるものとする。

二 法第二十九条に基づき提出をした直近の供給計画（申請者が第三条新法附則第十項第四号に掲げる者である場合は、その子会社たる同項第一号から第三号までに掲げる者の供給計画を含む。）

一 法第二十九条に基づき提出をした直近の供給計画（申請者が第三条新法附則第十項第四号に掲げる者である場合は、その子会社たる同項第一号から第三号までに掲げる者の供給計画を含む。）

二 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの社債の発行により得られる資金の使途に関する計画及び直近年度の資金調達実績（申請者が第三条新法附則第十項第四号に掲げる者である場合は、その子会社たる同項第一号から第三号までに掲げる者の社債の発行により得られる資金の使途に関する計画及び資金調達実績を含む。）

一 経済産業大臣は、第三条新法附則第十二項の認定を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

二 附則様式第二及び前三項の規定は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。

一 (書面の交付の特例)

二 法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十二第六項各号に掲げる場合のほか、小売電気事業者等が、令和四年十月二十八日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」又は令和五年十一月二日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（次項及び次条において「総合経済対策等」という。）に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

三 法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十三第一項に定める場合のほか、小売電気事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

四 附則様式第二及び前三項の規定は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。

一 (書面の交付の特例)

二 法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十二第六項各号に掲げる場合のほか、小売電気事業者等が、令和四年十月二十八日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」又は令和五年十一月二日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（次項及び次条において「総合経済対策等」という。）に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

三 法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十三第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業者及び登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業者として行う者（次項において「登録特定送配電事業者等」という。）が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

四 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合とする。

五 附則（平成九年三月二七日通商産業省令第三九号）抄

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 附則（平成九年四月九日通商産業省令第七六号）

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 附則（平成九年九月二五日通商産業省令第一〇九号）

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 附則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）

一 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

二 (電気事業法施行規則の改正に伴う経過措置)

一 この省令の施行の際既に施設し、又は施設に着手した火力発電所の原動力設備に係る液化ガス設備（液化ガス用燃料設備を除く。）は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十八条の規定にかかるわらず、同条の規定による届出を要しない。

<p>第三条 この省令の施行の際現に、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受け、電気工作物として使用されている火力発電所の原動力設備に係る液化ガス設備（アンモニアの貯槽に係るものに限る。）は、電気事業法第五十二条第一項の規定にかかるわらず、同項の検査を受けないで使用することができる。</p> <p>第四条 この省令の施行の際現に溶接をし、又は溶接を完了し（輸入したものを除く。）、若しくはこの省令の施行前に輸入した火力発電所の原動力設備に係る液化ガス設備（液化ガス用燃料設備を除く。）は、電気事業法第五十二条第一項の規定にかかるわらず、同項の検査を受けないで使用することができる。</p>	<p>附 則 （平成一〇年六月一二日通商産業省令第五五号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。ただし、第六十一条の二から第六十一条の五までの規定は、環境影響評価法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一〇年九月三〇日通商産業省令第八〇号）</p> <p>この省令は、平成十一年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一一年三月三一日通商産業省令第四〇号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、平成十二年三月二十一日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条並びに第五条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。</p> <p>第二条 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条（最終保障約款）</p> <p>第一条 この省令は、平成十二年三月二十一日から施行する者は、この省令の公布の日から平成十二年四月四日までに、この省令による改正後の電気事業法施行規則（以下「新規則」という。）様式第十九の二の最終保障約款届出書に当該最終保障約款及び料金又は使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書を添えて提出しなければならない。</p> <p>二 変更を必要とする理由を記載した書類</p> <p>三 新規則第二十六条の二第三号の事項を変更しようとするときは、接続供給約款料金算定規則様式第一から第九までにより作成した書類</p> <p>四 新規則第四十二条の三第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書</p> <p>第五条 改正法附則第三条第三項の規定による最終保障約款の変更の届出をしようとする者は、この省令の施行の日の十日前までに、新規則様式第三十の三の接続供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 変更を必要とする理由を記載した書類</p> <p>二 変更しようとする部分を明らかにした現行の接続供給約款</p> <p>三 新規則第四十二条の三第三号の事項を変更しようとするときは、接続供給約款料金算定規則様式第一から第九までにより作成した書類</p> <p>四 新規則第四十二条の三第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書</p> <p>第五条 改正法附則第三条第三項の規定による最終保障約款の変更の届出をしようとする者は、この省令の施行の日の十日前までに、新規則第四十六条の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>（附則様式）</p> <p>第九条 改正法による改正後の電気事業法第二十九条第二項の規定によるこの省令の施行の日の属する年度の供給計画に係る届出については、新規則第四十六条の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。</p>
--	--

<p>第六条 改正法附則第四条第三項の規定による振替供給約款の公表は、平成十二年一月四日から、営業所及び事務所に掲示することにより、これを行わなければならない。</p> <p>（接続供給約款）</p> <p>第七条 改正法附則第五条第一項の規定による接続供給約款の届出をしようとする者は、この省令の公布の日から平成十二年一月四日までに、新規則様式第三十の二の接続供給約款届出書に、当該接続供給約款及び次の書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 接続供給約款料金算定規則様式第一から第九までにより作成した書類</p> <p>二 供給の相手方の負担となるべき金額（料金を除く。）の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書</p> <p>三 新規則第四十二条の三第三号の事項を変更しようとするときは、接続供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 変更を必要とする理由を記載した書類</p> <p>二 変更しようとする部分を明らかにした現行の接続供給約款</p> <p>三 新規則第四十二条の三第三号の事項を変更しようとするときは、接続供給約款料金算定規則様式第一から第九までにより作成した書類</p> <p>四 新規則第四十二条の三第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書</p> <p>第五条 改正法附則第五条第三項の規定による接続供給約款の変更の届出をしようとする者は、この省令の施行の日の十日前までに、新規則様式第三十の三の接続供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 変更を必要とする理由を記載した書類</p> <p>二 変更しようとする部分を明らかにした現行の接続供給約款</p> <p>三 新規則第四十二条の三第三号の事項を変更しようとするときは、接続供給約款料金算定規則様式第一から第九までにより作成した書類</p> <p>四 新規則第四十二条の三第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書</p> <p>第五条 改正法附則第五条第三項の規定による接続供給約款の変更の届出をしようとする者は、この省令の施行の日の十日前までに、新規則第四十六条の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>（附則様式）</p>	<p>振替供給約款及び料金又は供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額決定の方法に関する説明書を添えて提出しなければならない。</p> <p>2 改正法附則第四条第一項の規定による振替供給約款の変更の届出をしようとする者は、この省令の施行の日の十日前までに、新規則様式第二十九の振替供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。</p>
---	---

附則様式(附則第2条関係)

供給約款等以外の供給条件承認申請書

年 月 日

殿

住 所
氏 名(名称及び代表者の氏名) 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律附則第2条第6項の承認を受けたいの
で次のとおり申請します。

料金その他の供給条件の内容	
実施期日及び実施期間	

備考 1 料金その他の供給条件の欄には、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律による改正前電気事業法第21条ただし書の認可番号及び認可年月日を付記すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則 (平成一二年一月一四日通商産業省令第四号)
 この省令は、平成十二年七月一日から施行する。
附 則 (平成一二年三月三一日通商産業省令第六九号)
 (施行期日)
 この省令は、平成十二年七月一日から施行する。
附 則 (平成一二年六月三〇日通商産業省令第一二〇号)
 (施行期日)
 この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十二年七月一日から施行する。
第二条 この省令の施行前に申請がされた、通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律第九条の規定による改正前の電気事業法第四十七条第一項及び旧法第五十四条第一項の検査については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年六月三〇日通商産業省令第一二一〇号)

第一条 この省令は、平成十二年七月一日から施行する。
第二条 この省令の施行前に通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化(以下「基準・認証 括法」という。)第九条の規定による改正前の電気事業法第四十七条第一項又は第二項の規定による認可の申請であつて、当該申請に係る工事の計画が基準・認証一括法第九条の規定による改正後の電気事業法第四十八条第一項の工事の計画に該当するものは、同項の規定によりした届出と見なす。

附 則 (平成一二年六月三〇日通商産業省令第一二一一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十二年七月一日より施行する。

附 則 (平成一二年七月一四日通商産業省令第一三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年七月三一日通商産業省令第一四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年十月三一日通商産業省令第二九四号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一二年三月一一日經濟産業省令第二一一号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二九日經濟産業省令第九九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年三月三〇日經濟産業省令第一二三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年四月二六日經濟産業省令第一五七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年六月六日經濟産業省令第一六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年七月一九日經濟産業省令第一七八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年七月一四日經濟産業省令第二二一号)

この省令は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成十三年法律第七十三号)の施行の日(平成十三年十二月十五日)から施行する。

附 則 (平成一四年五月七日経済産業省令第七九号)

この省令は、平成十四年五月八日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二一日経済産業省令第一九号)

この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年三月十七日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月二五日経済産業省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日経済産業省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行前に改正前の電気事業法施行規則第七十三条の二第八号の規定に該当するものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日経済産業省令第四七号)

この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第百七十八号)附則第一条第一号に定める日(平成十五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年七月一日経済産業省令第八〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

(経過措置) 第三条 この省令の施行前に改正前の電気事業法施行規則(以下「旧電気事業法施行規則」という。)第五十二条第一項の規定により経済産業大臣の指定を受けた者が実施する工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務にこの省令の施行の際際に従事している者については、改正指定を受けた者については、この省令の施行の日から二年を経過するまでの間は、新電気事業後電気事業法施行規則(以下「新電気事業法施行規則」という。)第五十二条の二第一号口に係る同条第一号イの規定は適用しない。

この省令の施行前に旧電気事業法施行規則第五十二条第二項の規定により経済産業大臣の指定を受けた者については、この省令の施行の日から二年を経過するまでの間は、新電気事業法施行規則第五十二条の二第二号ハの規定中「保安業務従事者であつて申請事業場を担当する者(以下「保安業務担当者」という。)ごとに、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した」とあるのは「保安管理業務を受託した事業場について、事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値の和を保安業務従事者の数で除した」と読み替えるものとし、第五十三条第二項第二号の規定は適用しない。

附 則 (平成一五年七月一五日経済産業省令第八二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十五年八月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令の施行前の電気事業法施行規則第八十三条の二第一号及び第二号、第三号及び第四号又は第五号に定める溶接安全管理審査を受けなければならない時期は、それぞれこの省令の施行後の電気事業法施行規則第八十三条の二第一号、第二号又は第三号に定める溶接安全管理審査を受けなければならない時期とみなす。

附 則 (平成一五年七月一五日経済産業省令第八四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令の施行前の電気事業法施行規則第八十三条の二第一号及び第二号、第三号及び第四号又は第五号に定める溶接安全管理審査を受けなければならない時期は、それぞれこの省令の

施行後の電気事業法施行規則第八十三条の二第一号、第二号又は第三号に定める溶接安全管理審査を受けなければならない時期とみなす。

附 則 (平成一五年七月一五日経済産業省令第八四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令の施行前に電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号。以下「法」という。)第四十七条第一項又は第二項による認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出のあった工事の計画については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際既に施設し、又は施設に着手した工事であつて、この省令の施行により新たに法第四十七条第一項又は法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、法第四十七条第一項若しくは第二項又は法第四十八条第一項の規定にかかるらず、当該各条の規定による認可又は届出を要しない。

第四条 この省令による改正後の電気事業法施行規則第六十二条第一項又は第六十五条第一項に係る工事に関し法第四十七条第一項又は第二項の認可を受けようとする者又は法第四十八条第一項の届出をしようとする者は、この省令の施行前においても、その認可の申請又は届出を行うことができる。

附 則 (平成一五年九月二二日経済産業省令第一〇三号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令の施行の際既に改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第七十八条第二項の規定により輸入燃料体検査申請書を提出して輸入燃料体検査を受けるべき燃料体に係る燃料材の成形加工を開始しているもの(改正前の電気事業法施行規則(以下「旧規則」という。)第七十八条の規定により輸入燃料体検査申請書を提出したものを探く。)に関する同項の表第一号の上欄の規定の適用については、同表第一号の上欄中「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一月前」とあるのは、「燃料体の本邦への輸送を開始する一月前」とし、同表第一号の下欄中「前項各号に掲げる書類」の場合において、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。」とあるのは、「前項各号に掲げる書類」とする。

第三条 この省令の施行前に旧規則第九十二条第二項の規定により経済産業局長に提出された申請書(電気事業法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第二百四十三号)による改正前の電気事業法施行令(昭和四十一年政令第二百六号)第九条の表第十二号(二)に掲げるものに係るものに限る。)でこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後において新規則第九十二条第二項の規定により経済産業大臣に提出されるべきこととなるもの(当該申請に係る処分がなされていないものに限る。)は、施行日以後においては、この規定により経済産業大臣に提出されたものとみなす。

第四条 この省令の施行前に独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第百七十九号)附則第十条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧法」という。)第五十四条の規定による検査に係る申請があつたものについては、旧規則第九十条の二の規定は、なおその効力を有する。

第二条 この省令の施行前に独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第百七十九号)附則第十条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧法」という。)第五十四条第二項の規定により機構が検査に関する事務の一部を行ふ場合にあつては、機構の検査員」とする。

第三条 第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧規則第九十条の二に規定する事項のうち次の各号に掲げるものについては、新規則第九十三条の四第二項各号の規定にかかるらず、独立行政法人原子力安全基盤機構法附則第十条の規定による改正後の電気事業法(以下「新法」という。)第五十四条第二項の規定により、機構が行うものとする。

一 旧規則第九十条の二第一号に掲げる事項
二 旧規則第九十条の二第二号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの

三 旧規則第九十条の二第三号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの

イ 原子炉冷却系統設備に係る非常用炉心冷却系の作動試験

ロ 計測制御系統設備に係る制御棒駆動水圧系の制御棒緊急そう入試験

ハ 原子炉格納施設に係る原子炉格納容器の漏えい試験

二 非常用予備発電装置に係るディーゼル発電機の作動試験

三 旧規則第九十条の二第三号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの

イ 原子炉冷却系統設備に係る非常用炉心冷却系の作動試験

(経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に法第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定による届出をしている供給約款、同条第七項の規定による届出をしている選択約款及び法第二十一条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件（特定規模需要のみに係る部分を除く。）は、この省令の施行の日に、それぞれ、法第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定による届出をした供給約款、同条第七項の規定による届出をした選択約款及び法第二十一条第一項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。

第五条 この省令の施行の際現に法第十九条第一項の認可を受け、若しくは同条第四項の規定による届出をしている供給約款、同条第七項の規定による届出をしている選択約款又は法第二十一条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件により特定規模需要に応ずる電気の供給を行っている一般電気事業者は、法第二十一条第一項の規定にかかるわらず、この省令の施行の日以降引き続き従前の例によりその特定規模需要に応ずる電気の供給を行うことができる。

第六条 この省令の施行の際現に法第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者が法第十九条第一項の規定により供給約款の認可を受けようとする場合における該供給約款で設定する料金のうち高圧需要に係るものとの算定方法については、別に省令で定める。

第七条 新接続算定規則第二十二条から第二十八条までの規定にかかるわらず、特別高圧需要に係る変動・事故関連費の整理については、当分の間、従前の例により行うものとする。この場合において、第三条の規定による改正前の接続供給約款料金算定規則中「特定規模需要」とあるのは「特別高圧需要」と、新接続算定規則第二十九条第一項中「前条」とあるのは「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年経済産業省令第百五十四号。以下「改正省令」という。）附則第七条第一項の規定により従前の例によることとされた改正省令第三条の規定による改正前の接続供給約款料金算定規則第二十八条」とする。

2 附則第三条第一項及び第二項の場合において、新接続算定規則の規定により設定する特別高圧需要に係る基準接続供給料金の額が、この省令の公布前に法第二十四条の四第一項の規定により届出をしている接続供給約款で設定されている特定規模需要に係る基準接続供給料金の額（法第二十四条の四第二項の規定により承認を受けている場合は、その承認を受けた額）を上回ることとなるときは、附則第三条第一項の規定による届出に係る特別高圧需要に係る基準接続供給料金の算定は、新接続算定規則の規定にかかるわらず、従前の例により行うものとする。

附 則 （平成一五年一二月二六日経済産業省令第一六三号）抄
 第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。
 附 則 （平成一六年三月九日経済産業省令第二九号）
 この省令は、平成十六年三月二十一日から施行する。
 附 則 （平成一六年三月一六日経済産業省令第三〇号）抄
 （施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。
 附 則 （平成一六年七月五日経済産業省令第七五号）
 この省令は、公布の日から施行する。
 附 則 （平成一六年九月二二日経済産業省令第四号）
 この省令は、公布の日から施行する。
 附 則 （平成一六年一月二九日経済産業省令第一〇七号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。
 附 則 （平成一六年一二月一〇日経済産業省令第一一七号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第五条の規定 公布の日の規定 平成十七年三月十五日

二 第一条中電気事業法施行規則第二十一条の改正規定並びに附則第九条、第十条及び第十二条の規定 平成十七年三月十五日

(経過措置)

第二条 平成十七年四月一日以降に、第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十二条第四号に規定する料金を、変更しようとする場合には、この省令の施行の日前においても、第三条の規定による改正後の一般電気事業供給約款料金算定規則（以下「新供給約款算定規則」という。）、電源線の費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号。以下「電源線省令」という。）及び一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十八号。以下「振替費用算定省令」という。）の規定の例により、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）第一百九号。第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項の届出をすることができる。

第三条 この省令の公布の際現に電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧法」という。）第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条において同じ。）は、新施行規則第二十二条の二に定める要件に該当する改正法第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第一条第一項第七号に規定する特定規模需要（附則第六条及び第七条において単に「特定規模需要」という。）に係る旧法第十九条の二第一項の約款を定め、新施行規則様式第十九の二の最終保障約款届出書に、当該約款及び料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。

旧法第十九条の二第二項の規定は、前項の規定による届出に係る約款（以下「最終保障約款」という。）について準用する。

4 第一条の規定は、前項において準用する旧法第十九条の二第二項の規定による命令により変更の届出をする場合について準用する。この場合において、第一項中「平成十七年一月十七日」とあるのは「平成十七年三月四日」と、「様式第十九の二の最終保障約款届出書」とあるのは「様式第十九の三の最終保障約款変更届出書」と、「料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書」とあるのは「電気事業法施行規則第二十六条の三第二項第一号から第三号までに定める書類」と読み替えるものとする。

第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、平成十七年一月十七日までに、同項の規定による届出をした最終保障約款を営業所及び事務所に掲示することにより公表しなければならない。

5 第三項において準用する第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、平成十七年三月四日までに、同項の規定による届出をした最終保障約款を営業所及び事務所に掲示することにより公表しなければならない。

6 第一条の規定による届出をした最終保障約款（第三項において準用する第一項の規定により最終保障約款の変更の届出をした場合は、当該変更後の最終保障約款）は、この省令の施行の日に新法第十九条の二第一項の規定による届出をした約款とみなす。

第四条 改正法附則第三条第一項の規定による託送供給約款の届出をしようとする者は、平成十七年一月四日までに、新施行規則、第三条の規定による改正後の一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号。以下「託送算定規則」という。）及び電源線省令及び振替費用算定省令で定めるところにより、新法第二十四条の三第一項に規定する託送供給約款

を定め、新施行規則様式第二十八の託送供給約款届出書に、当該託送供給約款及び次の書類を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。

一 託送算定規則様式第一から様式第八までにより作成した書類

二 供給の相手方の負担となるべき金額（料金を除く。）の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

二 前項の場合において、託送算定規則の規定の適用については、託送算定規則第三条第一項中「将来の合理的な期間」とあるのは「事業者の実情に応じた合理的な期間」と、託送算定規則第十九条第一項中「総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額」とあるのは「総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額（電源開発促進税に係る額を除く。）」と、「特別高圧需要及び高圧需要ごとの料金収入」とあるのは「特別高圧需要及び高圧需要ごとの料金収入（電源開発促進税に係る収入を除く。）」と、同条第二項中「送電・高圧配電関連需要種別原価等」とあるのは「送電・高圧配電関連需要種別原価等及び平成十七年四月一日時点の電源開発促進税の税率」と、託送算定規則第十九条の十五第一項中「総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額」とあるのは「総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額（電源開発促進税に係る額を除く。）」と、「料金収入」とあるのは「料金収入（電源開発促進税に係る収入を除く。）」と、同条第二項中「送電関連特別高圧需要原価等」とあるのは「送電関連特別高圧需要原価等及び平成十七年四月一日時点の電源開発促進税の税率」とすることができる。

三 改正法附則第三条第一項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、平成十七年三月四日までに、新施行規則様式第二十九の託送供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした現行の託送供給約款

三 新施行規則第三十九条第一項第二号ロの事項を変更しようとするときは、託送算定規則様式第一から様式第八までにより作成した書類

四 新施行規則第三十九条第一項第一号ロ若しくはハ又は同条第一項第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の決定の方法に関する説明書

五 改正法附則第三条第一項前段の規定による託送供給約款の届出をした一般電気事業者は、平成十七年一月四日までに、当該託送供給約款を営業所及び事務所において掲示することにより、公示しなければならない。

六 改正法附則第三条第一項後段の規定による託送供給約款の届出をした一般電気事業者は、平成十七年三月四日までに、当該託送供給約款を営業所及び事務所において掲示することにより、公示しなければならない。

一 改正法附則第五条の規定による新法第二十四条の三第二項ただし書の規定による承認を改正法附則第五条の規定による新法第二十四条の四第一項ただし書の規定による承認を改めて提出しなければならない。

一 託送供給約款により難い理由を記載した書類

二 供給の相手方との契約書の写し

第五条 正法の施行前に受けようとする者は、新施行規則様式第三十の四の振替供給条件届出不要承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 新法第二十四条の四第一項に規定する振替供給による電気の供給が想定されない理由を記載した書類

二 電気の受給地点を示した送電関係一覧図

第六条 この省令の施行の際現に旧法第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定による届出をしている供給約款、同条第七項の規定による届出をしている選択約款及び新法第二项ただし書の認可を受けている選択約款又は旧法第二十条第一項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。

第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件（特定規模需要のみに係る部分を除く。）は、この省令の施行の日に、それぞれ、新法第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定による届出をした供給約款、同条第七項の規定による届出をした選択約款及び新法第二十条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件により特定規模需要に応ずる電気の供給を行っている一般電気事業者は、新法第二十二条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日以降引き続き従前の例によりその特定規模需要に応ずる電気の供給を行うことができる。

第七条 この省令の施行の際現に旧法第十九条第一項の認可を受け、若しくは同条第四項の規定による届出をしている供給約款、同条第七項の規定による届出をしている選択約款又は旧法第二十条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件により特定規模需要に応ずる電気の供給を行っている一般電気事業者は、新法第二十二条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日以降引き続き従前の例によりその特定規模需要に応ずる電気の供給を行うことができる。

附 則（平成一六年一二月二八日経済産業省令第一二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年一月六日経済産業省令第一号）

（施行期日）

この省令は、平成一七年三月二十二日から施行する。

附 則（平成一七年三月三日経済産業省令第一三号）

この省令は、平成一七年三月二十二日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成一七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年三月一〇日経済産業省令第一九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事が行われている燃料電池発電設備であつて、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十七年経済産業省令第十七号）による改正後の発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の規定及び電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十七年経済産業省令第十八号）による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の規定に適合しないものについては、平成十八年三月三十一日までは、なお従前の例による。

附 則（平成一七年三月一一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三〇日経済産業省令第四八号）

（施行期日）

この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月二一日経済産業省令第六二号）

この省令は、平成一七年五月二一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三〇日経済産業省令第四八号）

（経過措置）

この省令は、平成一七年三月三〇日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三一一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三二一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三二一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三三一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三三一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三四一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三四一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三五一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三五一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三六一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三六一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三七一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三七一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三八一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三八一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三九一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三九一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三〇一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三〇一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三一一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三二一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三二一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三三一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三三一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三四一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三四一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三五一日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成一七年三月三五一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月八日経済産業省令第六九号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月一日経済産業省令第八六号)

(経過措置) 第五十五条第四項による申請のあった安全管理審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年九月一日経済産業省令第八六号)

この省令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二五日経済産業省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二二日経済産業省令第一一二二号) 抄

(施行期日) (この省令は、平成十八年一月一日から施行する。)

第一条 (この省令は、平成十八年一月一日から施行する。)

(経過措置)

第二条 (この省令の施行前に電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第五十条の二第三項又は四十七条第一項又は第二項による認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出のあった工事の計画については、なお従前の例による。)

第三条 (この省令の施行の際既に施設し、又は施設に着手した工事であつて、この省令の施行により新たに法第四十七条第一項又は法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、法第四十七条若しくは第二項又は法第四十八条第一項の規定にかかわらず、当該各条の規定による認可又は届出を要しない。)

第四条 (この省令の施行前に法第五十五条第一項の検査を開始したものについては、この省令第九十四条第二項及び第九十四条の四の二第一項の規定は、なお従前の例による。)

附 則 (平成一八年三月三一日経済産業省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一〇月一七日経済産業省令第九四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月九日経済産業省令第五六号)

(施行期日) (この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。)

第一条 (この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第五十条第一項第一号に規定する事業用電気工作物を使用している者は、平成十九年十月三十一日までに、新規則第五十条第二項に掲げる事項を定めて電気事業法(以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

この省令の施行の際現に新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物を設置している者がこの省令による改正前の電気事業法施行規則第五十条第一項に掲げる事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をした保安規程は、新規則第五十条第三項に規定する事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をしたものとみなす。

第二条 (この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第五十条第一項第一号に規定する事業用電気工作物を使用している者は、平成十九年十月三十一日までに、新規則第五十条第二項に掲げる事項を定めて電気事業法(以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

この省令の施行の際現に新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物を設置している者がこの省令による改正前の電気事業法施行規則第五十条第一項に掲げる事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をした保安規程は、新規則第五十条第三項に規定する事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をしたものとみなす。

第三条 (この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第五十条第一項第一号に規定する事業用電気工作物を使用している者は、平成十九年十月三十一日までに、新規則第五十条第二項に掲げる事項を定めて電気事業法(以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

この省令の施行の際現に新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物を設置している者がこの省令による改正前の電気事業法施行規則第五十条第一項に掲げる事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をした保安規程は、新規則第五十条第三項に規定する事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をしたものとみなす。

第四条 (この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第五十条第一項第一号に規定する事業用電気工作物を使用している者は、平成十九年十月三十一日までに、新規則第五十条第二項に掲げる事項を定めて電気事業法(以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

この省令の施行の際現に新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物を設置している者がこの省令による改正前の電気事業法施行規則第五十条第一項に掲げる事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をした保安規程は、新規則第五十条第三項に規定する事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をしたものとみなす。

第五条 (この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第五十条第一項第一号に規定する事業用電気工作物を使用している者は、平成十九年十月三十一日までに、新規則第五十条第二項に掲げる事項を定めて電気事業法(以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

この省令の施行の際現に新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物を設置している者がこの省令による改正前の電気事業法施行規則第五十条第一項に掲げる事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をした保安規程は、新規則第五十条第三項に規定する事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をしたものとみなす。

第六条 (この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第五十条第一項第一号に規定する事業用電気工作物を使用している者は、平成十九年十月三十一日までに、新規則第五十条第二項に掲げる事項を定めて電気事業法(以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

この省令の施行の際現に新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物を使用している者がこの省令による改正前の電気事業法施行規則第五十条第一項に掲げる事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をした保安規程は、新規則第五十条第三項に規定する事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をしたものとみなす。

第七条 (この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第五十条第一項第一号に規定する事業用電気工作物を使用している者は、平成十九年十月三十一日までに、新規則第五十条第二項に掲げる事項を定めて電気事業法(以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

この省令の施行の際現に新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物を使用している者がこの省令による改正前の電気事業法施行規則第五十条第一項に掲げる事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をした保安規程は、新規則第五十条第三項に規定する事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をしたものとみなす。

第八条 (この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第五十条第一項第一号に規定する事業用電気工作物を使用している者は、平成十九年十月三十一日までに、新規則第五十条第二項に掲げる事項を定めて電気事業法(以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

この省令の施行の際現に新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物を使用している者がこの省令による改正前の電気事業法施行規則第五十条第一項に掲げる事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をした保安規程は、新規則第五十条第三項に規定する事項について定めて法第四十二条第一項又は第二項の規定により届出をしたものとみなす。

附 則 (平成二〇年一月八日経済産業省令第一号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月七日経済産業省令第三一号)

(施行期日) この省令は、平成二十年五月一日から施行する。

第一条 (この省令は、平成二十年五月一日から施行する。)

(経過措置) 第二条 この省令の施行前に電気事業法(以下「法」という。)第四十七条第一項又は二二条第一項による認可の申請のあつた工事の計画については、なお従前の例による。

第二条 (この省令の施行前に電気事業法(以下「法」という。)第四十七条第一項又は二二条第一項による認可の申請のあつた工事の計画については、なお従前の例による。)

第三条 (この省令の施行前に施設に着手した工事であつて、この省令の施行により新たに法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、同条の規定にかかわらず、届出を要しない。)

附 則 (平成二〇年八月二九日経済産業省令第六二号)

(施行期日) (この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十一

第一条 (この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十一

年四月一日(以下「基準日」という。)から起算して五年を経過した日から施行する。)

第二条 (第一条による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という。)第九十条の二、第九十一条第二項、第九十三条、第九十四条の二(第一項第六号を除く。)、第九十四条の三及び第九十四条の五の規定は、それぞれ、基準日以後に開始する電気事業法(以下「法」という。)第五十四条第一項の検査(以下「定期検査」という。)、法第五十五条第一項の検査及び法第五十五条第四項の審査から適用する。)

第三条 (新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物であつてこの省令の施行(附則第九十一条第二項、第九十三条、第九十四条の二(第一項第六号を除く。)、第九十四条の三及び第九十四条の五の規定は、それぞれ、基準日以後に開始する電気事業法(以下「法」という。)第五十四条第一項の検査(以下「定期検査」という。)、法第五十五条第一項の検査及び法第五十五条第四項の審査から適用する。)

第四条 (第一条本文の規定による施行をいう。以下同じ。)の際現に使用されているものに係る法第四十二条第一項の保安規程(以下「保安規程」という。)については、新規則第五十条第三項並びに第五十二条第三項及び第四項の規定は、定期検査であつて基準日以後最初に行われるものの開始する日の三月前日の日から適用する。

第五条 (新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物であつてこの省令の施行(附則第五十二条第三項並びに第五十三条第三項及び第四項の規定は、基準日から適用する。)

第六条 (新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物であつてこの省令の施行の際現に発電所又は発電設備の設置の工事が行われているものに係る保安規程については、新規則第五十条第三項並びに第五十二条第三項及び第四項の規定は、基準日から適用する。)

第七条 (前二条の規定にかかわらず、新規則第五十条第一項第二号に規定する事業用電気工作物であつてこの省令の施行の際現に原子炉の運転を相当期間停止しているものに係る保安規程については、新規則第五十条第三項並びに第五十二条第三項及び第四項の規定は、基準日から適用する。

第八条 (この省令の施行の際現に使用されている特定重要電気工作物については、基準日以後最初に行われる定期検査までは、新規則第九十二条第二項の特定重要電気工作物について、十三月以上の間法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合している状態を維持することを定期検査において確認したものとみなす。)

第九条 (附則第二条の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に使用されている特定電気工作物であつて原子炉の運転を相当期間停止しているもの(この省令の施行の際現に電気事業法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年経済産業省令第百三号)附則第四条及び第五条の適用を受けているものを含む。)については、新規則第九十条の二、第九十三条、第九十四条の二(第一項第六号の規定は、基準日から適用する。)

第十条 (この省令の施行の際現に使用されている原子力発電所に属する特定電気工作物(新規則第十九十四条第一項第一号の二及び第二項で定めるものをいう。以下同じ。)については、新規則第十九十四条の二第一項第六号の規定は、基準日以後最初に行われる定期検査が終了した日から適用する。)

この省令は、環境影響評価法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成二五年六月二八日経済産業省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年七月八日経済産業省令第三六号）

この省令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

附 則（平成二五年一二月六日経済産業省令第五九号）

（施行期日）この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条中電気事業会計規則別表第一の第一表の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（託送供給約款の届出等に関する経過措置）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条中電気事業会計規則別表第一の第一表の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（託送供給約款の届出等に関する経過措置）

第二条 電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定による託送供給約款の届出をしようとする一般電気事業者は、この省令の公布の日から平成二十六年一月六日までの間に、第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則（以下この項において「新施行規則」という。）様式第二十九の託送供給約款変更届出書に、その変更後の託送供給約款及び新施行規則第四十条第二項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類にあっては、第四条の規定による改正後の一般電気事業託送供給約款料金算定規則（第三項において「新算定規則」という。）様式第一から第八までにより作成した書類に限る。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定は、改正法附則第二条第一項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする一般電気事業者について準用する。この場合において、同項中「この省令の公布の日から平成二十六年一月六日までの間」とあるのは、「平成二十六年三月二十一日まで」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合における新算定規則の規定の適用については、新算定規則第三条第一項中「将来の合理的な期間」とあるのは、「事業者の実情に応じた合理的な期間」と読み替えることができる。

第三条 改正法附則第二条第三項の規定による託送供給約款の公表は、平成二十六年一月六日から、営業所及び事務所に掲示することにより、これを行わなければならない。

附 則（平成二五年一二月一一日経済産業省令第六〇号）

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施行する。

附 則（平成二五年一二月二六日経済産業省令第六五号）

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

附 則（平成二六年五月二九日経済産業省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年八月一日経済産業省令第三八号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年五月一一日経済産業省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月四日経済産業省令第九号）抄

（施行期日）この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、様式第八備考中第五項を第六項とし、第四項を第二項とし、第三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、施行する。

五項とし、第三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法の施行の際に改正前の電気事業法（以下「旧法」という。）第三条第一項の許可を受けている特定電気事業者及び旧法第十六条の二第一項の届出をしている特定規模電気事業者は、平成二十七年四月三十日までに、平成二十七年度の供給計画（改正法による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第二十九条第一項に規定する供給計画をいう。次項において同じ。）に係る新法第二十九条第一項の規定による届出を行わなければならない。

附 則（平成二八年八月三一日経済産業省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 広域的運営推進機関は、平成二十七年六月三十日までに、平成二十七年度の供給計画に係る新法第二十九条第二項の規定による送付を行わなければならない。

附 則（平成二八年三月二二日経済産業省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年八月三一日経済産業省令第六三号）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月二二日経済産業省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年八月三一日経済産業省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年四月一日経済産業省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に旧令第五十条第一項第一号に掲げる事業用電気工作物であつて新令第五十条第一項第一号に掲げる事業用電気工作物に該当するものを設置している者(当該事業用電気工作物に係る旧令第五十条第三項各号に掲げる事項を保安規程において定めている者に限る)は、新法第四十二条第一項及び第二項の規定にかかるらず、この省令の施行の日から六十日以内に、当該事業用電気工作物に係る新令第五十条第二項各号に掲げる事項を保安規程に定め、届け出なければならない。

附 則 (平成二十八年一月三〇日経済産業省令第一〇八号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行前に使用を開始した事業用電気工作物であつて、この省令の施行により新たに電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第五十一条の二第一項本文及び第二項の規定に該当するものについては、同条第三項の規定にかかわらず、届出を要しない。

附 則 (平成二十九年三月一四日経済産業省令第一三号)
(施行期日)
抄

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月三一日経済産業省令第三二号)
(施行期日)
抄

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。ただし、第二条、第五条及び第八条の規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十一号)の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。
(工事計画の届出に係る経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手している騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二条第一項に規定する特定施設若しくは振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第二条第一項に規定する特定施設であつて、この省令の施行により新たに電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)以下「法」という)第四十八条第一項の規定に該当するものについては、同項の規定にかかるらず、届出を要しない。
(定期安全管理審査に係る経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に法第五十五条第六項で準用する法第五十一条第七項の通知において、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定され、かつ、第四条の規定による改正前の電気事業法施行規則(以下「旧規則」という)第九十四条の二第二項第一号の規定に基づき、旧規則第九十四条第二号から第四号に掲げる電気工作物の定期事業者検査の時期を二年延長する承認を受けた組織は、第四条の規定による改正後の電気事業法施行規則(以下「新規則」という)第九十四条の五第一項第二号に掲げる組織であると評定されたものとみなす。この省令の施行の際現に法第五十五条第六項で準用する法第五十一条第七項の通知において、定期事業者検査につき十分な体制がとられていると評定された組織は、新規則第九十四条の五第一項第三号に掲げる組織であると評定されたものとみなす。

附 則 (平成二十九年九月二八日経済産業省令第七七号)
(施行期日)
抄

第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。
(施行期日)
附 則 (平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一七号)
抄

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月一日経済産業省令第二六号)
この省令は、平成三十年五月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月六日経済産業省令第四五号)
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月二七日経済産業省令第七三号)
この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月一九日経済産業省令第三三号)
(施行期日)
1 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年七月一日経済産業省令第一七号)
(準備行為)
2 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第八条に規定する認定及びこれに關し必要な手続きその他の行為は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の電気事業法施行規則附則第十八条の規定の例により行うことができる。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)
(施行期日)
1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号)
(施行期日)
2 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一七日経済産業省令第五〇号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年三月三一日経済産業省令第一三号)
(施行期日)
1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和元年三月一八日経済産業省令第一六号)
(施行期日)
1 この省令は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和元年三月三一日経済産業省令第二九号)
(施行期日)
1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年四月一〇日経済産業省令第三七号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月一二日経済産業省令第五六号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年六月一二日経済産業省令第五六号)
(施行期日)
2 経済産業大臣は、この省令の施行後三年以内に、この省令による改正後の電気事業法施行規則第四十条の二の規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和二年七月二九日経済産業省令第六五号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

(附則) (令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日) この省令による改正前の電気事業法施行規則第十七条の二第一項の規定により最初に算定する

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年三月九日経済産業省令第一一号)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月一〇日経済産業省令第一二号)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
(施行期日)第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
(施行期日)第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
(施行期日)

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に生じた第一条の規定による改正前の電気事業法施行規則第百三十二条の五第九号に規定する収益が卸電力取引所の業務規程で定めるところにより広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）に対して納付されたときは、強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）第一条の規定により改正後の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第九十九条の八の規定により推進機関に対して納付されたものとみなす。

第三条 この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則第百三十二条の十一第二項の収入の額は、同項各号に掲げる額に、毎事業年度末までに行われた翌日市場における地域間の売買取引のうち会社間連系線の利用に係る計画であつて推進機関が卸電力取引所に通知するものに係る電力の売買取引（以下この条において「経過措置対象売買取引」という。）において卸電力取引所が取引参加者から支払を受ける額を加えて得た額とし、同条第三項の費用の額は、同項各号に掲げる額に、経過措置対象売買取引において卸電力取引所が取引参加者に支払う額及びこれに関する事務費を加えて得た額とする。

附 則 (令和三年三月三一日経済産業省令第一七号)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年四月一六日経済産業省令第四一号)

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一〇日経済産業省令第八〇号)

この省令は、令和四年四月一日から施行する。
(施行期日)

附 則 (令和三年一一月一八日経済産業省令第八〇号)

この省令は、令和四年四月一日から施行する。
(施行期日)

附 則 (令和四年一二月二八日経済産業省令第六二号)

この省令は、令和四年四月一日から施行する。
(施行期日)

附 則 (令和四年五月一〇日経済産業省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行する。
(施行期日)

附 則 (令和四年七月一二日経済産業省令第六二号)

1 この省令は、強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 この省令による改正後の電気事業法施行規則第十七条の二第一項の規定により最初に算定する収入の見通しは、同項の規定にかかるらず、令和五年四月一日を始期とする五年間とする。

第一条 この省令は、強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）から施行する。

附 則 (令和四年一月一日経済産業省令第八二号) 抄

第一条 この省令は、強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）から施行する。

附 則 (令和四年一月一日経済産業省令第八六号)

(電気事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四号施行日後、電気事業法第十八条第一項の規定により最初に定める託送供給等約款に係る法第十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、この省令による改正後の電気事業法施行規則第十七条の八の規定にかかわらず、令和五年四月一日を始期とする五年間とする。

附 則 (令和四年一一月一一日経済産業省令第八六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から起算して一月を経過する日以後十月を経過する日までの間にわられる発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）（改正法の施行の日以後にあつては、改正法第六条の規定による改正後の電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電用電気工作物。次条において同じ。）の出力を十万キロワット以上減少する変更についての電気事業法施行規則（次条において「施行規則」という。）第四十五条の十九第四項第一号の規定の適用については、同号中「九月前日の日」とあるのは「令和四年十二月十四日」とする。

第三条 この省令の施行の日から起算して一月を経過する日以後十月を経過する日までの間にわられる発電用の電気工作物の出力の合計が十万キロワット以上である発電事業者（電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。）の発電事業（電気事業法第二条第一項第十四条に規定する発電事業をいう。）の休止及び廃止並びに法人の解散についての施行規則第四十五条の二十一第二項第一号の規定の適用については、同号中「九月前日の日」とあるのは「令和四年十二月十四日」とする。

第四条 改正法附則第六条の規定による届出をしようとする者は、様式第一の十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第五条 改正法附則第七条の規定により届出をしようとする者は、様式第三十一の三の二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六条 改正法附則第八条の規定により届出をしようとする者は、様式第三十一の四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七条 改正法附則第九条の規定により届出をしようとする者は、様式第三十一の十七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第一条 この省令は、電気事業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百六十二号）の規定による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令第一条第四号に規定する蓄電所を

（主任技術者の選任に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している蓄電所（第四条の規定による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令第一条第四号に規定する蓄電所を

附 則（令和四年一二月一四日経済産業省令第六号）

(施行期日)

1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。

(使用前安全管理検査に係る経過措置)

2 この省令の施行前に電気事業法施行規則第七十三条の七第一項の規定により提出があつた使用前安全管理検査申請書に係る電気事業法第五十七条第三項の審査については、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までに行われるものに限り、なお従前の例によることがある。

(設置者による事業用電気工作物の自己確認に係る経過措置)

3 この省令の施行前に使用を開始した事業用電気工作物であつて、この省令の施行により新たに電気事業法第五十七条の二第二項本文及び第二項の規定に該当するものについては、同条第三項の規定にかかるわらず、当該規定による届出を要しない。

附 則（令和五年三月一〇日経済産業省令第九号）

この省令は、令和五年三月三十一日から施行する。

附 則（令和五年三月二八日経済産業省令第一一号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中第三条の十二第一項及び第三項の改正規定並びに第四十五条の十五第一項及び第三項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(電気事業法施行規則に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則第三条の十一及び第四十五条の十二の規定は、施行日以後に小売電気事業又は小売供給を休止し、又は廃止する旨の周知をさせようとする者について適用し、当該日前に当該周知をさせようと/orする者については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三一日経済産業省令第四七号）

この省令は、令和五年十一月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月一三日経済産業省令第五六号）

この省令は、令和五年一二月十三日から施行する。

附 則（令和五年一二月一四日経済産業省令第五七号）

(施行期日)

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年一二月二十一日）から施行する。

(経過措置)

1 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に電気事業法（以下「法」という。）第五十五条第六項において準用する法第五十七条第七項の通知（以下単に「通知」という。）を受けた者に対する第一条の規定による改正前の電気事業法施行規則（次項において「旧規則」という。）第九十四条の五の規定の適用については、当該者が施行日以後最初に通知を受けた日又は法第五十五条の三の認定を受けた日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に電気事業法（以下「法」という。）第五十五条第六項において準用する法第五十七条第七項の通知（以下単に「通知」という。）を受けた者に対する第一条の規定による改正前の電気事業法施行規則（次項において「旧規則」という。）第九十四条の五の規定の適用については、当該者が施行日以後最初に通知を受けた日又は法第五十五条の三の認定を受けた日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によ

る。

3 この省令の施行の際現に旧規則第九十四条の六第一項又は第二項の規定により定期安全管理検査申請書を提出している者であつて、当該定期安全管理検査申請書に係る通知を受けていないも

いう。以下同じ。)に係る電気事業法（以下「法」という。）第四十三条第一項に規定する主任技術者の選任については、当該規定にかかるわらず、この省令の施行の日から三年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。ただし、当該蓄電所のうち、変更の工事を行うものについては、当該工事の開始の後においては、この限りでない。

第三条 この省令の施行前に法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出のあつた工事の計画については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している蓄電所であつて、この省令の施行により新たに法第四十七条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項の規定に該当するものについては、これらの規定にかかるわらず、これらの規定による認可の申請又は届出を要しない。

(使用前自主検査に係る経過措置)

第四条 この省令の施行前に法第四十八条第一項の規定による届出のあつた工事の計画に係る蓄電所についての法第五十一条第一項の検査及び当該検査の実施に係る体制についての同条第三項の審査については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している蓄電所であつて、この省令の施行により新たに法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、法第五十一条第一項及び第三項の規定にかかるわらず、これらの規定による検査及び審査を要しない。

附 則（令和四年一二月一四日経済産業省令第九四号）

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年一二月十五日から施行する。

(主任技術者の選任に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している事業場又は設備であつて、この省令の施行により新たに改正後の電気事業法施行規則（以下「新規則」という。）第五十二条第一項の表第二号の上欄又は同表第五号の上欄に掲げる事業場又は設備に該当するものについては、電気事業法（以下「法」という。）第四十三条第一項の規定にかかるわらず、この省令の施行の日から三年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。ただし、当該事業場又は設備のうち、変更の工事（その工事の後に新規則第五十二条第一項の表第二号の上欄又は同表第五号の上欄に掲げる事業場又は設備に該当しなくなる場合を除く。）を行ふものについては、当該工事の開始の後においては、この限りでない。

(工事計画の届出に係る経過措置)

第三条 この省令の施行前に法第四十八条第一項の規定による届出のあつた工事の計画については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に輸入した火力発電所に係る機械又は器具であつて、この省令の施行により新たに新規則第七十九条第一号に掲げる機械又は器具に該当するものについては、法第五十二条第一項の規定にかかるわらず、同項の検査を受けないで使用することができる。

(定期安全管理検査に係る経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に設置されている蒸気タービン及びその附属設備、ガスタービン又は液化ガス設備であつて、この省令の施行により新たに新規則第九十四条第一号に掲げる蒸気タービン及びその附属設備、同条第五号に掲げるガスタービン又は同条第六号に掲げる液化ガス設備に該当するものについては、法第五十五条第一項の規定にかかるわらず、この省令の施行の日から三年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

のに対する旧規則第九十四条の五の規定の適用については、当該者が当該通知を受けた日以後最初に通知を受けた日又は法第五十五条の三の認定を受けた日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年二月二九日経済産業省令第九号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年二月二九日経済産業省令第九号）

この省令は、この省令の施行の日前に電気事業法第四十七条第一項又は第二項の認可の申請をした者の当該申請に係る電気事業法施行規則様式第四十七の工事計画（変更）認可申請書に添付すべき書類について、なお従前の例による。

（経過措置）

この省令の施行の日前に電気事業法第四十七条第一項又は第二項の認可の申請をした者の当該申請に係る電気事業法施行規則様式第四十七の工事計画（変更）認可申請書に添付すべき書類について、なお従前の例による。

様式第1（第3条の5関係）

小売電気事業登録申請書		年	月	日																															
概	住所 氏名（名称及び代表者の氏名）																																		
電気事業法第2条の2の規定により、小売電気事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。																																			
<table border="1"> <tr> <td>主たる営業所 所在地</td> <td>名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の営業所 所在地</td> <td>名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最大需要電力が見込まれる月及 び時間帯</td> <td>月</td> <td>時～時</td> <td>備 考</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最大需要電力の見込み</td> <td></td> <td></td> <td>kW</td> <td></td> </tr> <tr> <td>供給能力の確保の見込み</td> <td></td> <td></td> <td>備 考</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>kW</td> <td></td> </tr> </table>					主たる営業所 所在地	名称				その他の営業所 所在地	名称				最大需要電力が見込まれる月及 び時間帯	月	時～時	備 考		最大需要電力の見込み			kW		供給能力の確保の見込み			備 考					kW		
主たる営業所 所在地	名称																																		
その他の営業所 所在地	名称																																		
最大需要電力が見込まれる月及 び時間帯	月	時～時	備 考																																
最大需要電力の見込み			kW																																
供給能力の確保の見込み			備 考																																
			kW																																
内 容	(1)自社電源																																		
	<table border="1"> <tr> <td>確保する電源の出力の見込み</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>kW</td> </tr> <tr> <td>自社電源による供給能 力の確保の見込み</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>kW</td> </tr> <tr> <td colspan="5">電源の名称・所在地・原動力の種類等</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>所在地</td> <td>原動力 の種類</td> <td>速 度</td> <td>開始日</td> <td>出力</td> <td>供給能 力の確 保の見 込み</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				確保する電源の出力の見込み				kW	自社電源による供給能 力の確保の見込み				kW	電源の名称・所在地・原動力の種類等					名称	所在地	原動力 の種類	速 度	開始日	出力	供給能 力の確 保の見 込み	備 考								
	確保する電源の出力の見込み				kW																														
自社電源による供給能 力の確保の見込み				kW																															
電源の名称・所在地・原動力の種類等																																			
名称	所在地	原動力 の種類	速 度	開始日	出力	供給能 力の確 保の見 込み	備 考																												
<table border="1"> <tr> <td>確保する契約電力の見 込み</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>kW</td> </tr> <tr> <td>相対契約による供給能 力の確保の見込み</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>kW</td> </tr> <tr> <td colspan="5">契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等</td> </tr> <tr> <td>事業 者名</td> <td>事業者 の所在地</td> <td>規約 締結日</td> <td>規約 期間</td> <td>契約 電力</td> <td>供給能 力の確 保の見 込み</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				確保する契約電力の見 込み				kW	相対契約による供給能 力の確保の見込み				kW	契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等					事業 者名	事業者 の所在地	規約 締結日	規約 期間	契約 電力	供給能 力の確 保の見 込み	備 考										
確保する契約電力の見 込み				kW																															
相対契約による供給能 力の確保の見込み				kW																															
契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等																																			
事業 者名	事業者 の所在地	規約 締結日	規約 期間	契約 電力	供給能 力の確 保の見 込み	備 考																													
(3)卸電力取引市場からの調達																																			

(4)その他	最大需要電力が見込まれる時間帯における調達量の見込み	備考 kW	
	最大需要電力が見込まれる時間帯における供給能力に相当する能力として見込むことができる値	備考 kW	
事業開始の予定期日			
電話番号、電子メールアドレス			
その他)連絡先			
その他)小売電気事業以外の事業の概要			

備考 1 最大需要電力とは、当面見込まれる小売供給の相手方の電気の需要の最大値をいう。

2 「最大需要電力が見込まれる月及(沖時間)」及び「最大需要電力の見込み」の「備考」の欄には、これらをどのように見込んだかの説明を記載すること。

3 「供給能力の確保の見込み」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯における当該最大需要電力の見込みに対する供給能力の確保の見込みを記載すること。

4 他の電気事業者に対して電気を供給する見込みがあることその他の理由により、「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値と、その内の合計値(「自社電源による供給能力の確保の見込み」、「契約による供給能力の確保の見込み」)、「最大需要電力が見込まれる時間帯における調達量の見込み」及び「最大需要電力が見込まれる時間帯における供給能力に相当する能力として見込むことができる値」が一致しない場合には、「供給能力の確保の見込み」の「備考」欄にその理由を記載すること。

5 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「原動力の種類」の欄には、自社電源が発電用の電気工作物の場合は、省略すること。

7 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄に記載するに当たっては、出力が 1000kW 以下の電源について、原動力の種類ごとに括して記載することができる。

8 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「運転開始日」の欄にこの申請書の提出日より先の日を記載する場合には、当該欄に当該電源の工事着工日も記載すること。

9 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄において、太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいる場合及び「出力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。

10 「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄に記載するに当たっては、契約電力が 1000kW 以下のものについては、一括して記載することができる。

11 「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄において、太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいる場合及び「契約電力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。

15 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

12 「卸電力取引市場からの調達」の欄には、過去の卸電力取引市場における約定量等に照らして、その調達量を卸電力取引市場から調達することができると見込む根拠を記載すること。

13 「最大需要電力が見込まれる時間帯における供給能力に相当する能力として見込むことができる値」の欄には、デマンド・レスポンスなど、(1)～(3)に該当しないものを記載すること。

14 「その他」の「備考」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯において、その値を供給能力に相当する能力として見込むとした理由を記載すること。

様式第1の2(第3条の5関係)
小売電気事業遂行体制説明書
 1. 小売電気事業を遂行する責任者
 2. 小売電気事業を遂行する体制の概要
 3. 組織図
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第1の3(第3条の5、第45条の7関係)
苦情等処理体制説明書
 1. 小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法
 2. 小売供給の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制の概要
 3. 小売供給の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制図
 備考 1 1. については、対応することができる時間帯も記載すること。
 2 3. については、具体的な対応人員等も記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第1の3の2(第3条の5関係)

事業計画書

1. 小売電気事業に係るリスク管理の取組

	(1)	(2)	(3)
	小売電気事業に係るリスク	(1) のリスクに係る対応策	(2) の対応策に係る目標
①	供給能力の確保に係る費用の変動		
②	インバランスの発生		
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

2. 事業開始後三年間の事業計画

備考 1 1. については、申請者がその小売電気事業の遂行に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて、当該リスクの内容及び当該リスクごとの対応策、当該対応策に係る目標を具体的に記載すること。なお、「供給能力の確保に係る費用の変動」及び「インバランスの発生」の欄については必ず記載すること。また、③以降の欄については、申請者が開始しようとする小売電気事業の性質に応じ、欄を追加して記載すること。また、「(2) の対応策に係る目標」の欄については、特段の事情がない限り、定量的な数値を具体的に記載すること。

2 2. については、1. に記載した各事項及び他の小売電気事業者との競争を考慮して記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第1の4(第3条の7関係)

小売電気事業変更登録申請書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第2条の6第1項の規定により、同法第2条の3第1項第3号に掲げる事項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

変更後の供給能力の確保の見込みの内訳	変更前	変更後	備考		
	最大需要電力が見込 まれる月及び時間帯	月 時～ 時		月 時～ 時	
	最大需要電力の見込 み			kW	
	供給能力の確保の見 込み			kW	
	(1) 自社電源				
	確保する電源の出力の 見込み				
	自社電源による供給能 力の確保の見込み				
	電源の名称・所在地・原動力の種類等				
	名称	所在地		原動力 の種類	運転 開始日
	出力	供給能力 の確保の 見込み		備 考	
(2) 相対契約					
確保する契約電力の見 込み				kW	
相対契約による供給能 力の確保の見込み				kW	
契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等					
事業 者名	事業者 の 所在 地	契約 締結 日	契約 期 間	契約 電 力	
供給能力 の見込み				備 考	

	(3) 卸電力取引市場からの調達 最大需要電力が見込まれる時間帯における調達量の見込み	kW	備考
	(4) その他 最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値	kW	備考
変更予定年月日			
小売電気事業の登録年月日及び登録番号			
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先			

備考 様式第1の備考1から15までと同様とすること。

様式第1の5
(第3条の8関係)

様式第1の5(第3条の8関係)

小売電気事業者名等変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第2条の6第4項の規定により、次とおり変更したので届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
変更の内容		
変更年月日		
小売電気事業の登録年月日及び登録番号		
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第1の6(第3条の8関係)

小売電気事業変更届出書

年 月 日

般

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第2条の6第4項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

変更前の供給能力の確保の見込みの内訳	変更前	変更後	備考																												
最大需要電力が見込まれる月及び時間帯	月 時～ 時	月 時～ 時																													
最大需要電力の見込み		kW	kW																												
供給能力の確保の見込み		kW	kW																												
(1)自社電源																															
確保する電源の出力の見込み																															
自社電源による供給能力の確保の見込み																															
電源の名称・所在地・原動力の種類等																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th><th>原動力の種類</th><th>運転開始日</th><th>出力</th><th>供給能力の確保の見込み</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				名称	所在地	原動力の種類	運転開始日	出力	供給能力の確保の見込み	備考																					
名称	所在地	原動力の種類	運転開始日	出力	供給能力の確保の見込み	備考																									
(2)相対契約																															
確保する契約電力の見込み																															
相対契約による供給能力の確保の見込み																															
契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th><th>事業者の所在地</th><th>契約締結日</th><th>契約期間</th><th>契約電力</th><th>供給能力の確保の見込み</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				事業者名	事業者の所在地	契約締結日	契約期間	契約電力	供給能力の確保の見込み	備考																					
事業者名	事業者の所在地	契約締結日	契約期間	契約電力	供給能力の確保の見込み	備考																									
(3)卸電力取引市場からの調達																															

最大需要電力が見込まれる時間帯における調達量の見込み		kW	備考
(4)その他			
最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値			kW 備考
変更年月日			
小売電気事業の登録年月日及び登録番号			
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先			

備考 様式第1の備考1から15までと同様とすること。

様式第1の7(第3条の9関係)

小売電気事業承継届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

地位を承継した者が小売電気事業者である場合は、その登録年月日及び登録番号

電気事業法第2条の7第2項の規定により、次のとおり小売電気事業者の地位を承継したので届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した小売電気事業の登録年月日及び登録番号	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第1の8(第3条の10関係)

小売電気事業休止(廃止)届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第2条の8第1項の規定により、次のとおり小売電気事業を休止(廃止)したので届け出ます。

休止年月日及び予定期間(廃止年月日)	
小売電気事業の登録年月日及び登録番号	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第1の9(第3条の10関係)

解散届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第2条の8第2項の規定により、次のとおり小売電気事業者たる法人が解散したので届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者の氏名	
解散した法人の登録年月日及び登録番号	
解散年月日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4 とすること。

様式第1の10 (第4条関係)

一般送配電事業許可申請書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第3条の規定により、次のとおり一般送配電事業の許可を受けたいので申請します。

取 締 役 の 氏 名		備 考
主 た る 営 業 所	名 称	
所 在 地		
そ の 他 の 営 業 所	名 称	
所 在 地		
供給区域 (都道府県都市区町村字を記載すること。)		
一 般 送 配 電 事 業 の 用 に 供 す る 電 气 工 作 物	設 置 の 場 所	区 間
		経 由 す る 発 電 所 又 は 変 電 所 の 名 称
		経 渡 地 (都道府県都市区町 村を記載すること。)
	電 气 方 式	
	設 置 の 方 法	
	回 線 数	
	周 波 数	
	電 壓	
重 气 工 作 物	電 气 方 式	
	周 波 数	
	電 壓	

電気用の工作物	設置の場所（都道府県都市区町村を記載すること。）
周波数	
出力	
電気用の工作物	設置の場所（都道府県都市区町村を記載すること。）
原動力の種類	
周波数	
出力	
電気用の工作物	設置の場所（都道府県都市区町村を記載すること。）
周波数	
出力	
電気用の工作物	設置の場所（都道府県都市区町村を記載すること。）
容量	

- 備考 1 水力発電所の場合は、當時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
 4 該当事項のない欄は、省略すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2（第4条、第41条関係）

事業計画書

- 1 事業開始予定期日
 2 一般送配電事業の開始の日以降10年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画
 3 送電事業の開始の日以降5年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画
 4 所要資金の額及びその調達方法
 5 工事の概要
 (1) 一般送配電事業の用に供する送電線路
 　送電線路の名称
 　こう長及び回線数
 　電線の種類、太さ及び1回線当たりの条数
 　送電容量
 　開閉所の位置（都道府県都市区町村を記載すること。）
 (2) 送電事業の用に供する送電線路
 　送電線路の名称
 　こう長及び回線数
 　電線の種類、太さ及び1回線当たりの条数
 　送電容量
 　開閉所の位置（都道府県都市区町村を記載すること。）
 (3) 一般送配電事業の用に供する変電所
 　変電所の名称、変圧器の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
 　同般敷設施設等又は整流機部の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数
 (4) 送電事業の用に供する変電所
 　変電所の名称、変圧器の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
 　同般敷設施設等又は整流機部の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数
 (5) 電気事業の用に供する変電所
 　変電所の名称
 　原動力設備
 (イ) 水力設備
 　取水する河川又は湖沼の名称及び放水する河川又は湖沼の名称
 　取水する河川又は湖沼の流域面積（当該発電所に係る部分に限る。）
 　取水口の位置（都道府県都市区町村字番地を記載すること。）
 　放水口の位置（都道府県都市区町村字番地を記載すること。）
 　ダムの位置（都道府県都市区町村字番地を記載すること。）
 　有効落差（最大、常時及び常時せん頭の別に記載すること。）
 　使用水量（最大、常時及び常時せん頭の別に記載すること。）
 　揚水式発電所の場合は、揚水装置及び揚程
 　引水方式
 　ダムの種類、高さ、頂長及び堤体の面積
 　導水渠の種類、こう長及びうねり
 　ヘッドラック又はサージタンクの種類
 　水圧管路の条数、長さ、最大内径及び最小内径
 　放水路の種類、こう長及びうねり
 　貯水池又は調整池の合容量、有効容量、設計洪水流量、利用水深、常時満水位、計画最高水位及び年間総流入量
 　水库の種類、出力、回転数及び台数
 　揚水式発電所における揚水用のポンプの種類、入力、回転数及び台数
 (ロ) 蒸気力を原動力とする設備
 　蒸気タービンの種類、出力、回転数及び台数
 　ボイラの種類、蒸発量及び台数
 　燃料の種類及び標準発熱量
 (ハ) ガスタービンを原動力とする設備
 　ガスタービンの種類、出力、回転数及び台数
 　燃料の種類及び標準発熱量

(二) 内燃力を原動力とする設備
内燃機器の種類、出力、回転数及び台数
燃料の種類及び標準発热量

(ホ) 原子力設備

原子炉の型式、熱出力及び基數

燃料の種類、初期濃縮度、燃焼率及び装荷量

原子炉圧力容器の種類、圧力、温度及び台数

蒸気発生器の種類、容量、圧力、温度及び台数

原子炉の制御方式

原子炉積納施設の種類及び圧力

蒸気タービンの種類、出力、主蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧

力及び温度、回転数並びに台数

△ 電気設備

発電機の種類、容量、電圧、相、周波数、回転数及び台数

蓄電池の種類、出力、容量、電圧、相、周波数及び台数

変圧機の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数

周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

(6) 電気事業の用に供する蓄電所

イ 蓄電所の名称

△ 電気設備

蓄電池の種類、出力、容量、電圧、相、周波数及び台数

変圧機の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数

周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

6 工事の工程

7 工事の概要

備考 1 工事の概要是、主要設備について記載すること。

2 工事の工程は、送電網路、変電所、発電所又は蓄電所に係る場合に限り、記載すること。

3 工事費の概要是、電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)の別表第1の勘定科目の分類により記載すること。

4 該当事項のない項目は、省略すること。

5 用語の大きさは、日本産業規格 A1とすること。

様式第3 (第4条、第6条、第10条、第11条、第15条、第41条、第45条の2関係)
事業収支見積書
収益及び費用

項目	年	度	備考
託送収益			
事業者間精算収益			
電灯料			
想定需要 (百万kWh)			
単位 (円／kWh)			
電力料			
想定需要 (百万kWh)			
単位 (円／kWh)			
その他の収益			
当期経常収益合計			
送電費			
変電費			
配電費			
その他の費用			
当期経常費用合計			
法人税等			
当期純利益			

項目	年	度	備考
営業活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出			
固定資産の売却による収入			
その他の増減額			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入金の増減額			
社債の増減額			
株式の発行による収入			
配当金の支払額			
その他の増減額			
現金及び現金同等物の増減額			
現金及び現金同等物の期首残高			

現金及び現金同等物の期末残高

- 備考 1 電灯料及び電力料については法第2条第1項第8号イに定める最終保障供給及び同号ロに定める離島等供給に係る収益に限る。
- 2 法人税等には、法人税等調整額を含むこと。
- 3 受取利息及び受取配当金については投資活動によるキャッシュ・フローに、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローに含めること。
- 4 送電事業者にあっては、一般送配電事業者又は配電事業者への振替供給によって得た収益を事業者間精算収益により整理すること。
- 5 該当事項のない欄は、省略すること。
- 6 備考欄には、事業収支見積書の作成にあたり設定した仮定や算定方法等、各財務数値の計上根拠に係る説明を記載すること。
- 7 每事業年度の全ての金額を、1枚で記載すること。
- 8 記載すべき金額は百万円単位、想定需要は百万 kWh をもって表示すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4（第4条、第10条、第11条関係）

様式第4(第4条、第10条、第11条関係)

一般送配電事業遂行体制説明書

1. 一般送配電事業を遂行する責任者
2. 一般送配電事業を遂行する体制の概要
3. 組織図

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5 (第5条関係)

事業開始届出書

年 月 日

般

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第7条第4項(同法第8条第2項において準用する同法第7条第4項)(同法第27条の12において読み替えて準用する同法第7条第4項)(同法第27条の12において準用する同法第8条第2項において準用する同法第7条第4項)又は第27条の12の6第4項(同法第27条の12の7第2項において準用する第27条の12の6の6第2項(同法第27条の12の7第2項において準用する場合を含む。))又は第27条の12の6第2項(同法第27条の12の7第2項において準用する場合を含む。)の規定により供給区域(取扱供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者)を区分して法第7条第1項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)(同法第27条の12において読み替えて準用する同法第7条第1項(同法第27条の12において準用する同法第8条第2項において準用する場合を含む。))又は第27条の12の6第1項(同法第27条の12の7第2項において準用する場合を含む。)の指定があった場合に限り、記載すること。

事業開始年月日	事業の内容

備考 1 事業の内容は、電気事業法第7条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)(同法第27条の12において読み替えて準用する同法第7条第2項(同法第27条の12において準用する同法第8条第2項において準用する場合を含む。))又は第27条の12の6第2項(同法第27条の12の7第2項において準用する場合を含む。)の規定により供給区域(取扱供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者)を区分して法第7条第1項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)(同法第27条の12において読み替えて準用する同法第7条第1項(同法第27条の12において準用する同法第8条第2項において準用する場合を含む。))又は第27条の12の6第1項(同法第27条の12の7第2項において準用する場合を含む。)の指定があった場合に限り、記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6 (第6条関係)

供給区域変更許可申請書

年 月 日

般

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第8条第1項又は同法第27条の12の7第1項の規定により、次のとおり供給区域の増加(減少)の許可を受けたいので申請します。

増加(減少)しようとする区域(都道府県市区町村字を記載すること。)	
変更予定期年月	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7（第9条関係）

電気工作物変更届出書

年月日

般

住所

番号

代表者の役職名

電気事業法第9条第1項（同法第9条第2項）（同法第27条の12において読み替えて準用する同法第9条第1項）（同法第27条の12において読み替えて準用する同法第9条第2項）（同法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第9条第1項）（同法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第9条第2項）の規定により、次のとおり電気工作物の変更をしたい（変更をした）ので届け出ます。

一般送配電事業（送電事業）（配電事業）の用に供する電気工作物		変更前	変更後	備考
送電用の電気工作物	設置の場所（都道府県都市区町村を記載すること。）			
	電気方式			
	設置の方法			
	回線数			
	周波数			
	電圧			
配電用の電気工作物	電気方式			
	周波数			
	電圧			
変電用の電気工作物	設置の場所（都道府県都市区町村を記載すること。）			
	周波数			
	出力			
送受変電用の電気工作物	設置の場所（都道府県都市区町村を記載すること。）			
	原動力の種類			
	周波数			
電気蓄積用の電気工作物	設置の場所（都道府県都市区町村を記載すること。）			
	周波数			
	出力			
備考				
1 水力発電所の場合、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。				
2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。				
3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。				
4 該当事項のない欄は、省略すること。				
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。				

備考 1 水力発電所の場合、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。

2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。

3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。

4 該当事項のない欄は、省略すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8 (第9条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

般

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第9条第2項(同法第27条の12において読み替えて準用する同法第9条第2項)(同法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第10条第2項)の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
変更の内容		
変更年月日		
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9 (第10条関係)

事業譲渡譲受認可申請書

年 月 日

般

譲渡人住所
商号
代表者の役職氏名
譲受人住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第10条第1項(同法第27条の12において準用する同法第10条第1項)(同法第27条の13において準用する同法第10条第1項)の規定により、次のとおり一般送配電事業(送電事業)(配電事業)の全部の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

譲渡予定年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10 (第11条関係)

合併認可申請書

年 月 日

般

合併する法人の住所

商号

代表者の役職氏名

合併する法人の住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第10条第2項(同法第27条の12において準用する同法第10条第2項)
 (同法第27条の12の13において準用する同法第10条第2項)の規定により、次のとおり法人の合併の認可を受けたいので申請します。

合併後存続(合併により設立) する法人の商号	住 所	
	商 号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11 (第11条関係)

分割認可申請書

年 月 日

般

分割する法人の住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第10条第2項(同法第27条の12において準用する同法第10条第2項)
 (同法第27条の12の13において準用する同法第10条第2項)の規定により、次のとおり法人の分割の認可を受けたいので申請します。

分割により一般送配電事業(送電事業) (配電事業)の全部を承継する 法人の商号	住 所	
	商 号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式
第
1
1
3
2

(第
1
3
条
削
除
関
係)

様式第13（第13条関係）

設備譲渡等届出書

年 月 日

般

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第13条第1項(同法第27条の12において準用する同法第13条第1項)
(同法第27条の12の13において準用する同法第13条第1項)の規定により、次のとおり設備の譲渡し(設備を所有権以外の権利の目的とすること)を行いたいので届け出ます。

所有権以外の権利の種類	
譲渡しの相手方(所有権以外の権利を取得すべき者の氏名(名称)及び住所)	
譲り渡そうとする(所有権以外の権利の目的としようとする)設備の概要及びその帳簿価額	
譲渡しの期日(所有権以外の権利の存続期間)	

備考 1 該当事項のない欄は、省略すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式
第
1
4
(第
1
5
条
関
係)

様式第14（第15条関係）

事業休止(廃止)許可申請書

年 月 日

般

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第14条第1項(同法第27条の12において準用する同法第14条第1項)
(同法第27条の12の13において準用する同法第14条第1項)の規定により、次のとおり一般送配電事業(送電事業)(配電事業)の全部(一部)の休止(廃止)の許可を受けたいので申請します。

休止の予定年月日及び予定期間(廃止予定年月日)	
休止(廃止)しようとする事業の内容	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15(第16条関係)

解散認可申請書

年月日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第14条第2項(同法第27条の12において準用する同法第14条第2項)
(同法第27条の12の13において準用する同法第14条第2項)の規定により、次のとおり法人の解散の決議(総社員の同意)の認可を受けたいので申請します。

解散予定年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15の2(第17条の3関係)

託送供給等に係る収入の見通しの承認申請書

年月日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第17条の2第1項の規定により、収入の見通しの承認を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15の3(第17条の4関係)

託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

次のとおり収入の見通しの変更の承認を受けたいので、電気事業法第17条の2第4項の規定により申請します。

変更の内容
変更年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第16(第19条関係)

託送供給等約款認可申請書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第18条第1項の規定により、別紙託送供給等約款の案のとおり託送供給等約款の認可を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第17(第19条関係)

託送供給等約款変更認可申請書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

次のとおり託送供給等約款の変更の認可を受けたいので、電気事業法第18条第1項の規定により申請します。

変更の内容	
実施期日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4 とすること。

様式第18(第20条関係)

託送供給等特例認可申請書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類	振替供給・接続供給・電力量調整供給	備考
氏名(名称)		
供給の相手方	住所	
受給場所	受電場所	
	供給場所	
供給電力		
供給電圧		
電気方式及び周波数		
料金その他の供給条件の内容		
供給開始年月日及び有効期間		

備考 1 受電場所及び供給場所が属する発電所、蓄電所、変電所、送電線路又は配電線路の名称を備考欄に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4 とすること。

様式第19(第22条関係)

託送供給等約款変更届出書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第18条第5項の規定により、次のとおり託送供給等約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	
実施期日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第20(第24条関係)

託送供給等約款変更届出書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第18条第8項の規定により、次のとおり託送供給等約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	
実施期日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第21(第27条関係)

最終保障供給に係る約款届出書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第20条第1項の規定により、別紙のとおり最終保障供給に係る約款を定めたので届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第22(第27条関係)

最終保障供給約款変更届出書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第20条第1項の規定により、次のとおり最終保障供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	
実施期日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第23 (第28条関係)

最終保障供給特例承認申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	
実施期日及び実施期間	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第23の2 (第29条の2関係)

指定区域指定申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第20条の2第1項の規定により、指定区域の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定区域の申請を行う区域 (都道府県都区町村字を記載すること。)								
指定区域供給開始の予定期日 地方公団が、その供給供給等の際に 取り扱う供給者を定めるものとし、 者、指定区域の供給の使用者その他 の関係者に対する指定区域の申請を行 う旨やその概要についての説明会の開 催								
最大需要電力が見込まれる月及 び時間帯		月 時～時	備考					
最大需要電力の見込み			kW					
供給能力の確保の見込み			kW					
供 給 能 力 の 内 訳		(1) 自社電源 確保する電源の出力の 見込み				kW		
		自社電源による供給能 力の確保の見込み				kW		
		電源の名称・所在地・原動力の種類等						
		名称	所在地	原動力 の種類	運転開 始日	出力	供給能 力の確 保の 見込み	
		(2) 相対契約 確保する契約電力の見 込み						kW
		相対契約による供給能 力の確保の見込み						kW
		契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等						
事業者 名	事業者 所在地	契約 締結日	契約 期間	契約 電力	供給能 力の確 保の見 込み	備考		
(3) その他 最大需要電力が見込まれる時 間帯において供給能力に相当 する能力として見込むこと					kW	備考		

- 備考
- 最大需要電力とは、当面見込まれる小売供給の相手方の電気の需要の最大値をいう。
 - 「最大需要電力が見込まれる月及び時間帯」及び「最大需要電力の見込み」の「備考」の欄には、「これらを上のように見込んだとの理由を記載すること。」
 - 「供給能力の確保の見込み」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯における当該最大需
要電力の見込みに対するための供給能力の確保の見込みを記載すること。
 - 他の電気事業者に対して電気を供給する見込みがあることその他の理由により、供給能力の確
保の見込みの欄に記載する場合と、その内容の合計値(「自社電源による供給能力の確保の見込
み」、「相対契約による供給能力の見込み」、「最大需要電力が見込まれる時間帯における供給能
力の見込み」)と一致しない場合は、「供給能力の確保の見込み」の欄に記載すること。
 - 「他の電気事業者に対して電気を供給する見込みがあることその他の理由により、供給能力の確
保の見込みの欄に記載する場合と、その内容の合計値(「自社電源による供給能力の確保の見込
み」、「相対契約による供給能力の見込み」、「最大需要電力が見込まれる時間帯における供給能
力の見込み」)と一致しない場合は、「供給能力の確保の見込み」の欄に記載すること。
 - 「他の電気事業者に対して電気を供給する見込みがあることその他の理由により、供給能力の確
保の見込みの欄に記載する場合と、その内容の合計値(「自社電源による供給能力の確保の見込
み」、「相対契約による供給能力の見込み」、「最大需要電力が見込まれる時間帯における供給能
力の見込み」)と一致しない場合は、「供給能力の確保の見込み」の欄に記載すること。
 - 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「原動力の種類」の欄は、自社電源が蓄電用の電気
工作物の場合は、省略すること。
 - 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「運転開始日」の欄にこの申請書の提出日より先
の日を記載する場合には、当該欄に当該電源の工事着工日を記載すること。
 - 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄において、太陽光池発電設備又は風力発電設備
を供給能力として見込んでいる場合及び「出力の欄」と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載
する値が一致しない場合には、「供給能力の確保の見込み」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの
考え方を記載すること。
 - 「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の「原動力の種類」の欄には、太陽光池発電用の
電気工作物の場合は、省略すること。
 - 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「運転開始日」の欄にこの申請書の提出日より先
の日を記載する場合には、当該欄に当該電源の工事着工日を記載すること。
 - 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄において、太陽光池発電設備又は風力発電設備
を供給能力として見込んでいる場合及び「出力の欄」と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載
する値が一致しない場合には、「供給能力の確保の見込み」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの
考え方を記載すること。
 - 「最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる
値」の欄には、デマンド、レスポンスなど、(1)～(2)に該当しないものを記載すること。
 - 「(他の)」の「備考」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯において、その値を供給
能力に相当する能力として見込むとした理由を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第24 (第31条関係)

離島等供給に係る約款届出書

年 月 日

般

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第21条第1項の規定により、別紙のとおり離島等供給に係る約款を定めたので届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第25 (第31条関係)

離島等供給約款変更届出書

年 月 日

般

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり離島等供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	
実施期日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第26 (第32条関係)

離島等供給特例承認申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	
実施期日及び実施期間	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4 とすること。

様式第26の2(第33条の2関係)

一般送配電事業者の兼業認可申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第22条の2第1項ただし書の規定により、次のとおり一般送配電事業者の兼業の認可を受けたいので申請します。

兼業の開始予定年月日	
兼業しようとする事業の内容	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

様式第26の3 (第33条の16関係)

体制整備報告書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第23条の4第2項(同法第27条の12において準用する同法第23条の4第2項)(同法第27条の12の13において準用する同法第23条の4第2項)の規定により、別紙のとおり同条第1項(同法第27条の12において読み替えて準用する同法第23条の4第1項)(同法第27条の12の13において準用する同法第23条の4第1項)の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第27(第34条関係)

供給区域外に設置する電線路による供給許可申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第24条第1項(同法第27条の12の13において準用する同法第24条第1項)の規定により、次とおり供給区域外に設置する電線路による供給の許可を受けたいので申請します。

供給場所	備考
供給電力及び供給電力量	
料金その他の供給条件	
供給開始予定期日	

備考 1 供給場所が属する発電所、蓄電所、変電所、送電線又は配電線の名称を備考欄に記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第28（第35条関係）

裁定申請書

年 月 日

般

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第25条第2項(法第27条の12の13において準用する同法第25条第2項)
 (同法第32条第2項又は同法第41条第2項において準用する同法第25条第2項)の規定
 により、次のとおり裁定を申請します。

相手方	住所	所
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
裁定を求める事項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第29（第41条関係）

送電事業許可申請書

年 月 日

般

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第27条の4の規定により、次のとおり送電事業の許可を受けたいので申請します。

送電事業の用に供する電気工作物	送電用の電気工作物	区間	備考
		経由する発電所、蓄電所又は変電所の名称	
		経過地(都道府県郡市町村を記載すること。)	
		電気方式	
		設置の方法	
		回線数	
		周波数	
		電圧	
		設置の場所(都道府県郡市町村を記載すること。)	
		周波数	

備考 1 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。

2 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。

3 該当事項のない欄は、省略すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第30(第41条、第45条関係)
送電事業遂行体制説明書
 1. 送電事業を遂行する責任者
 2. 送電事業を遂行する体制の概要
 3. 組織図
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31(第44条関係)
振替供給条件届出書
 年 月 日
 殿
 住所
 商号
 代表者の役職氏名
 電気事業法第27条の11第1項の規定により、別紙のとおり料金その他の供給条件を定めたので届け出ます。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の2(第44条関係)

振替供給条件変更届出書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第27条の11第1項の規定により、次のとおり料金その他の供給条件を変更したので届け出ます。

変更の内容	
実施期日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4 すること。

様式第31の2の2(第44条の2関係)

送電事業者の兼業認可申請書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第27条の11の2第1項ただし書の規定により、次のとおり送電事業者の兼業の認可を受けたいので申請します。

兼業の開始予定年月日	
兼業しようとする事業の内容	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4 すること。

様式第31の3 (第45条関係)

振替供給関係変更許可申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第27条の12において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり振替供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の増加(減少)の許可を受けたいので申請します。

増加(減少)しようとする供給の相手方	氏名(名称)
する住所	
変更予定期	月

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の2 (第45条の2関係)

配電事業許可申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第27条の12の3の規定により、次のとおり配電事業の許可を受けたいので申請します。

配電事業の用に供する送電用及び配電用の電気工作物	電気工作物	名 称	備 考
		所 在 地	
		名 称	
		所 在 地	
		供給区域(都道府県都市区町村を記載すること。)	
		区 間	
		設置する発電所又は変電所の名称	
		経過地(都道府県都市区町村を記載すること。)	
		電 气 方 式	
		設 置 の 方 法	

電気工作物 登用の 電気工作物	設置の場所 (都道府県都市区町村を記載すること。)	
	原動力の種類	
	周波数	
電気工作物 蓄電用の 電気工作物	出力	
	設置の場所 (都道府県都市区町村を記載すること。)	
	周波数	
電気工作物 蓄電用の 電気工作物	容量	

- 備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
 4 該当事項のない欄は、省略すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の3 (第45条の2関係)

事業計画書

- 1 事業開始予定年月日
 2 配電事業の開始の日以降10年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給計画
 3 所要資金の額及びその調達方法
 4 事業開始後当面の間、一般送配電事業者にその託送供給等の業務を委託する場合にあっては、将来的に自ら託送供給等の業務を行う計画
 5 地方公共団体、その託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者、供給区域内の電気の使用者その他の関係者に対する配電事業を営もうとする旨やその事業概要についての説明会の開催その他の方法による説明の実施実績及び許可後に実施計画
 6 調り受け、又は借り受け見込みの電気工作物の概要
 (1) 配電事業の用に供する送配電線路
 送配電線路の名称
 こう長及び回線数
 電線の種類、太さ及び1回線当たりの条数
 送配電容量
 開閉所の位置 (都道府県都市区町村を記載すること。)
 (2) 配電事業の用に供する変電所
 変電所の名称
 変圧器の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
 周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数
 (3) 電気事業の用に供する発電所
 イ 発電所の名称
 ロ 原動力設備
 (イ) 水力設備
 取水する河川又は湖沼の名称及び放水する河川又は湖沼の名称
 取水口の位置 (都道府県都市区町村字番地を記載すること。)
 放水口の位置 (都道府県都市区町村字番地を記載すること。)
 ダムの位置 (都道府県都市区町村字番地を記載すること。)
 有効落差 (最大、當時及び常時せん頭の別に記載すること。)
 使用水量 (最大、當時及び常時せん頭の別に記載すること。)
 揚水式発電所の場合揚水量及び揚程
 引水方法
 ダムの種類、高さ、頂長及び堤体の面積
 導水路の種類、こう長及びこう配
 ヘッドラント又はヤージラントの種類
 水圧管路の条数、長さ、最大内径及び最小内径
 放水塔の種類、こう長及びこう配
 貯水池又は調整池の合容量、有効容量、設計洪水流量、利用水深、當時満水位、計画最高水位及び年間総流入量
 水車の種類、出力、回転数及び台数
 揚水式発電所における揚水用のポンプの種類、入力、回転数及び台数

- (e) 汽力を原動力とする設備
蒸気タービンの種類、出力、回転数及び台数
ボイラーの種類、蒸発量及び台数
燃料の種類及び標準発熱量
- (f) ガスタービンを原動力とする設備
ガスタービンの種類、出力、回転数及び台数
燃料の種類及び標準発熱量
- (c) 内燃力を原動力とする設備
内燃機関の種類、出力、回転数及び台数
燃料の種類及び標準発熱量
- (a) 原子炉設備
原子炉の型式、熱出力及び基準
燃料の種類、初期濃縮度、燃焼率及び装荷量
原子炉圧力容器の種類、圧力、温度及び台数
蒸気発生器の種類、容量、圧力、温度及び台数
原子炉の制御方式
原子炉格納施設の種類及び圧力
蒸気タービンの種類、出力、主蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、回転数並びに台数
- ハ 電気設備
発電機の種類、容量、電圧、相、周波数、回転数及び台数
変圧機の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数
- (4) 電気事業の用に供する蓄電所
- イ 蓄電所の名称
ロ 電気設備
蓄電池の種類、出力、容量、電圧、相、周波数及び台数
変圧機の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

- 7 工事の概要
- (1) 配電事業の用に供する送配電線路
送配電線路の名称
こう長及び回線数
電線の種類、太さ及び1回線当たりの条数
送配電容量
開閉所の位置（都道府県市区町村を記載すること。）
- (2) 配電事業の用に供する変電所
変電所の名称
変圧機の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数
- (3) 電気事業の用に供する発電所
- イ 発電所の名称
ロ 原動力設備
(f) 取水する河川又は湖沼の名称及び放水する河川又は湖沼の名称
取水する河川又は湖沼の流域面積（当該発電所に係る部分に限る。）

- 取水口の位置（都道府県市区町村字番地を記載すること。）
放水口の位置（都道府県市区町村字番地を記載すること。）
ダムの位置（都道府県市区町村字番地を記載すること。）
有効落差（最大、當時及び常時せん頭の別に記載すること。）
使用水量（最大、當時及び常時せん頭の別に記載すること。）
揚水式発電所の場合は、揚水量及び揚程
引水方法
ダムの種類、高さ、頂長及び堤体の面積
導水路の種類、こう長及びこう配
ヘッドタンク又はリージタンクの種類
水圧管路の条数、長さ、最大内径及び最小内径
放水路の種類、こう長及びこう配
貯水池又は調整池の全容量、有効容量、設計洪水流量、利用水深、常時満水位、計画最高水位及び年間総流入量
水門の種類、出力、回転数及び台数
揚水式発電所における揚水用のポンプの種類、入力、回転数及び台数
- (a) 汽力を原動力とする設備
蒸気タービンの種類、出力、回転数及び台数
ボイラーの種類、蒸発量及び台数
燃料の種類及び標準発熱量
- (f) ガスタービンを原動力とする設備
ガスタービンの種類、出力、回転数及び台数
燃料の種類及び標準発熱量
- (c) 内燃力を原動力とする設備
内燃機関の種類、出力、回転数及び台数
燃料の種類及び標準発熱量
- (a) 原子炉設備
原子炉の型式、熱出力及び基準
燃料の種類、初期濃縮度、燃焼率及び装荷量
原子炉圧力容器の種類、圧力、温度及び台数
蒸気発生器の種類、容量、圧力、温度及び台数
原子炉の制御方式
原子炉格納施設の種類及び圧力
蒸気タービンの種類、出力、主蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、回転数並びに台数
- ハ 電気設備
発電機の種類、容量、電圧、相、周波数、回転数及び台数
変圧機の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数
- (4) 電気事業の用に供する蓄電所
- イ 蓄電所の名称
ロ 電気設備
蓄電池の種類、容量、電圧、相、周波数、及び台数
変圧機の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

- 10 公益的な費用の処理方法
 11 上記6～10それぞれに関する一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者との具体的な協議事項及び協議状況

備考

- 1 謙り受け、又は借り受けた見込みの電気工作物の概要及び工事の概要は、主要設備について記載すること。
- 2 工事の工程は、送配電線路、変電所、発電所又は蓄電池に係る場合に限り、記載すること。
- 3 工事費の概算は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の別表第1の勘定科目の分類により記載すること。
- 4 該当事項のない項目は、省略すること。5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の4（第45条の2関係）
 第45条の2関係

様式第31の3の4（第45条の2関係）

配電事業遂行体制説明書

1. 配電事業を遂行する責任者
2. 配電事業を遂行する体制の概要
3. 組織図

備考

1. 配電事業を遂行する体制の概要には、災害その他の事由により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための他の電気事業者、地方公共団体、その他の関係者との連携に関する体制、一般送配電事業者その他の者への委託関係、セキュリティ管理及び個人情報の保護の実施体制を含めて記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の5（第45条の2の4関係）

託送供給等約款届出書

年 月 日

般

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第27条の12の11第1項の規定により、別紙のとおり託送供給等約款を定めたので届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の6（第45条の2の4関係）

託送供給等約款変更届出書

年 月 日

般

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第27条の12の11第1項の規定により、次のとおり託送供給等約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	
実施期日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の7(第45条の2の5関係)

託送供給等特例承認申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第27条の12の11第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

供給の種類	振替供給・接続供給・電力最調整供給	備考
供給の相手方	氏名(名称) 住所	
受給場所	受電場所	
供給場所	供給場所	
供給電力		
供給電圧		
電気方式及び周波数		
料金その他の供給条件の内容		
供給開始年月日及び有効期間		

備考 1 受電場所及び供給場所が属する発電所、蓄電所、変電所、送電線路又は配電線路の名称を備考欄に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の8 (第45条の2の7関係)

引継計画承認申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第27条の12の12第1項の規定により、別紙引継計画の案のとおり引継計画の承認を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の9(第45条の2の7関係)

引継計画

- 1 引継計画を共同で作成した者
- 2 引継開始予定年月日
- 3 電気工作物の引継ぎに関する事項
 - (1)譲り受け、又は借り受けた電気工作物の概要
 - (2)電気工作物やその情報等の引継ぎ方法
 - (3)電気工作物の維持・運用方法
- 4 託送供給等業務の引継ぎに関する事項
 - (1)引継ぐ託送供給等業務の内容及び引継ぎ方法
 - (2)災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための措置と引継ぎ方法
 - (3)供安上の責任主体や責任分担
 - (4)個人情報保護の実施体制及び個人情報保護に係る業務の引継ぎ方法
- 5 譲り受け、又は借り受けた電気工作物の譲受価格若しくは借受価格に関する事項
 - (1)譲受価格又は借受価格の総額
 - (2)公益的費用の単価又は額
 - (3)供給区域の発電及び需要に関する情報
 - (4)譲受価格又は借受価格の算定期間
 - (5)譲受価格又は借受価格の算定方法
 - (6)譲受価格又は借受価格の算定に当たって用いた想定値と実績値の差の取扱い
 - (7)配電事業者による効率化の成果等の取扱い
- 6 配電事業の休廃止、譲渡し又は供給区域の変更(供給区域の減少に限る。)時における一般送配電事業者等に対する電気工作物の譲渡し又は返却及び託送供給等の業務の引継ぎに関する事項
 - (1)電気工作物やその情報等の引継ぎ方法
 - (2)供給区域内の地方公共団体、電気の使用者、その託送供給等約款により電気の供給を受けている者その他の関係者に対する説明の方法
 - (3)原状回復方法の内容
 - (4)休廃止に備えた積立金の積立て方法及び取崩し方法
 - (5)積立金の積立てを行えない場合の対応方法
 - (6)一般送配電事業者が配電事業者の設備管理状況等を確認する方法
 - (7)第三者への電気工作物の譲渡、貸与の取扱い
- 7 供給区域内の地方公共団体、電気の使用者、その託送供給等約款により電気の供給を受けている者その他の関係者に対する配電事業を営もうとする旨やその事業概要についての説明会の開催その他の方法による説明の実績

備考 1 譲り受け、又は借り受けた電気工作物の概要は、主要設備について記載すること。
 2 該当事項のない項目は、省略すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の10(第45条の2の9関係)

引継計画変更承認申請書

年 月 日

般

住所
商号
代表者の役職氏名

次のとおり引継計画の変更の承認を受けたいので、電気事業法第27条の12の12第1項の規定により申請します。

変更の内容
変更年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の11 (第45条の2の10関係)

引継計画変更届出書

年 月 日

般

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第27条の12の12第3項の規定により、次のとおり引継計画を変更したので届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
変更の内容		
変更年月日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の3の12 (第45条の2の12関係)

配電事業者の兼業認可申請書

年 月 日

般

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第27条の12の13において準用する同法第22条の2第1項ただし書の規定により、次のとおり配電事業者の兼業の認可を受けたいので申請します。

兼業の開始予定年月日	
兼業しようとする事業の内容	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の4 (第45条の2の28関係)

特定送配電事業届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の13第1項の規定により、次のとおり特定送配電事業を営みたいの
で届け出ます。

			備考
主たる営業所	名 称		
所 在 地			
その他の営業所	名 称		
所 在 地			
供 給 地 点			
特定送配電事業の用に供する電気工作物	設置の場所	区 間	
	経由する変電所又は発電所の名称		
	経過地(都道府県都市区町村を記載すること。)		
	電 気 方 式		
	設 置 の 方 法		
	回 線 数		
	周 波 数		
	電 壓		
	こ う 長		
	送 電 容 量		
配電用の電気工作物	電 气 方 式		
	周 波 数		
	電 壓		
	こ う 長		
	送 電 容 量		

電気用の 変電用の 電気工作物	設置の場所(都道府県都市区町村を記載すること。)	
	周 波 数	
	出 力	
電気用の 発電用の 電気工作物	設置の場所(都道府県都市区町村を記載すること。)	
	原 動 力 の 種 類	
	周 波 数	
電気用の 蓄電用の 電気工作物	設置の場所(都道府県都市区町村を記載すること。)	
	周 波 数	
	出 力	
	容 量	
事業開始の予定年月日		
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先		
託送供給の相手方及び内容		

備考 1 供給地点の欄には、都道府県都市区町村字番地住居番号を記載すること。

2 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。

3 送電網路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。

4 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。

5 該当事項のない欄は、省略すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の5(第45条の3関係)

供給地点変更届出書

年 月 日

般

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の13第7項の規定により、次のとおり供給地点の増加(減少)を行いたいので届け出ます。

増加(減少)しようとする供給地点	
託送供給の相手方及び内容	
変更予定期月日	
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先	

備考 1 供給地点の住所の欄には、都道府県都市区町村字番地住居番号を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の6(第45条の4関係)

電気工作物変更届出書

年 月 日

般

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の13第7項の規定により、次のとおり電気工作物の変更をしたいので届け出ます。

特定送配電事業の用に供する電気工作物	変更前	変更後	備考
送電用の電気工作物	設置の場所(都道府県都市区町村を記載すること。)		
電気方式			
設置の方法			
回線数			
周波数			
電圧			
配電用の電気工作物	電気方式		
周波数			
電圧			
変電用の電気工作物	設置の場所(都道府県都市区町村を記載すること。)		
周波数			
出力			
発電用の電気工作物	設置の場所(都道府県都市区町村を記載すること。)		
原動力の種類			
周波数			
出力			
蓄電用の電気工作物	設置の場所(都道府県都市区町村を記載すること。)		
周波数			
出力			
容量			

備考
 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
 2 送電網路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
 3 送電網路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
 4 該当事項のない欄は、省略すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の7(第45条の6関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の13第9項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

変更事項		
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日		
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の8 (第45条の7関係)

小売供給登録申請書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の15の規定により、小売供給の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

主たる営業所	名称				
所在地					
その他の営業所	名称				
	所在地				
供給地点					
最大需要電力が見込まれる月及び時間帯		月 時～時	備考		
最大需要電力の見込み		kW			
供給能力の確保の見込み		kW			
(1)自社電源					
内	確保する電源の出力の見込み				
	自社電源による供給能力の確保の見込み		kW		
	電源の名称・所在地・原動力の種類等				
	名称	所在地	原動力の種類	運転開始日	出力
(2)相対契約					備考
外	確保する契約電力の見込み				
	相対契約による供給能力の確保の見込み		kW		
	契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等				
事業者名	事業者の所在地	契約締結日	契約期間	契約電力	供給能力の確保の見込み

(3)卸電力取引市場からの調達					
最大需要電力が見込まれる時間帯における調達量の見込み					備考
kW					
(4)その他					
最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値					備考
kW					
事業開始の予定年月日					
電話番号、電子メールアドレス					
その他の連絡先					
その行う小売供給を行う事業以外の事業の概要					

- 備考 1 最大需要電力とは、当面見込まれる小売供給の相手方の電気の需要の最大値をいう。
 2 「最大需要電力が見込まれる月及び時間帯」及び「最大需要電力の見込み」の「備考」の欄には、これらをどのように見込んだかの説明を記載すること。
 3 「供給能力の確保の見込み」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯における当該最大需要電力の見込みにむずかるための供給能力の確保の見込みを記載すること。
 4 他の電気事業者に対して電気を供給する見込みがあることその他の理由により、供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値と、その内訳の合計値(「自社電源による供給能力の確保の見込み」、「相対契約による供給能力の確保の見込み」、「最大需要電力が見込まれる時間帯における調達量の見込み」及び「最大需要電力が見込まれる時間帯における供給能力に相当する能力として見込むことができる値の合計値」が一致しない場合に、「供給能力の確保の見込み」の「備考」の欄にその理由を記載すること。
 5 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「原動力の種類」の欄には、自社電源が蓄電用の電気工作物の場合においては、水力、火力、新エネルギー又はその他の別を記載することとし、火力と記載するに当たっては、燃料電池発電設備を含み、廃棄物を除くものとすること。また、火力と記載する場合には石炭、LNG、石油、LPG、その他ガス、液化天然ガスの別を、水力と記載する場合には一般と揚水の別を、新エネルギー等と記載する場合には風力、太陽光、地熱、バイオマス、廃棄物の別を記載すること。
 6 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「原動力の種類」の欄は、自社電源が蓄電用の電気工作物の場合は、省略すること。
 7 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄に記載するに当たっては、出力が1000kW以下の

- 電源については、原動力の種類ごとに一括して記載することができる。
- 8 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「運転開始日」の欄にこの申請書の提出日より先の日を記載する場合には、当該欄に当該電源の工事着工日も記載すること。
- 9 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄において、太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいる場合及び「出力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。
- 10 「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄に記載するに当たっては、契約電力が1000kW 以下のものについては、一括して記載することができる。
- 11 契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄において、太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいる場合及び「契約電力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。
- 12 「卸電力取引市場からの調達」の「備考」の欄には、過去の卸電力取引市場における約定量等に照らして、その調達量を卸電力取引市場から調達することができると見込む根拠を記載すること。
- 13 「最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値」の欄には、デマンド・レスポンスなど、(1)～(3)に該当しないものを記載すること。
- 14 「その他」の「備考」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯において、その値を供給能力に相当する能力として見込むとした理由を記載すること。
- 15 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

- 様式第31の9(第45条の7関係)
 小売供給遂行体制説明書
 1. 小売供給を行う事業を遂行する責任者
 2. 小売供給を行う事業を遂行する体制の概要
 3. 組織図
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第31の9の2（第45条の7関係）

事業計画書

1. 小売供給を行う事業に係るリスク管理の取組

	(1) 小売供給を行う事業に係るリスク	(2) (1)のリスクに係る対応策	(3) (2)の対応策に係る目標
①	供給能力の確保に係る費用の変動		
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

2. 事業開始後三年間の事業計画

備考 1 1. については、申請者がその小売供給を行う事業の遂行に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて、当該リスクの内容及び当該リスクごとの対応策、対応策に係る目標を具体的に記載すること。記載に当たっては、「供給能力の確保に係る費用の変動」については必ず記載すること。また、②以降の欄については、申請者が開始しようとする小売供給を行う事業の性質に応じ、欄を追加して記載すること。また、「(2)の対応策に係る目標」の欄については、特段の事情がない限り、定量的な数値を具体的に記載すること。

2 2.については、1. に記載した各事項を考慮して記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第31の10（第45条の9関係）

小売供給変更登録申請書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の19第1項の規定により、同法第27条の16第1項第4号に掲げる事項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

変更後の供給能力の確保の見込みの内訳	変更前	変更後	備考			
	月 時～ 時	月 時～ 時				
最大需要電力が見込 まれる月及び時間帯						
最大需要電力の見込 み		kW	kW			
供給能力の確保の見 込み						
		kW	kW			
(1)自社電源						
確保する電源の出力の 見込み			kW			
自社電源による供給能 力の確保の見込み			kW			
電源の名称・所在地・原動力の種類等						
名称	所在地	原動力 の種類	運転 開始日	出力	供給能力 の確保の 見込み	備 考
(2)相対契約						
確保する契約電力の見 込み					kW	
相対契約による供給能 力の確保の見込み					kW	
契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等						
事業 者名	事業 者 の 所 在 地	契 約 締 結 日	契 約 期 間	契 約 電 力	供給能力 の確保の 見込み	備 考

(3) 卸電力取引市場からの調達											
		最大需要電力が見込まれる時間帯における調達量の見込み		kW		備考					
(4) その他											
		最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値		kW		備考					
変更予定年月日											
小売供給の登録年月日及び登録番号											
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先											

備考 様式第31の8の備考1から15までと同様とすること。

様式第31の11(第45条の10関係)
小売供給氏名等変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の19第4項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

変更事項		
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日		
小売供給の登録年月日及び登録番号		
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の12(第45条の10関係)

小売供給変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の19第4項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

	変更前	変更後	備考
最大需要電力が見込まれる月及び時間帯	月 時～ 時	月 時～ 時	
最大需要電力の見込み		kW	kW
供給能力の確保の見込み			
(1) 自社電源			
確保する電源の出力の見込み			kW
自社電源による供給能力の確保の見込み			kW
電源の名称・所在地・原動力の種類等			
名称	所在地	原動力の種類	運転開始日
(2) 相対契約			
確保する契約電力の見込み			kW
相対契約による供給能力の確保の見込み			kW
契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等			
事業者名	事業者の所在地	契約締結日	契約期間
(3) 鉛電力取引市場からの調達			
最大需要電力が見込まれる時間帯における調達量の見込み			kW
(4) その他			
最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値			kW
変更年月日			
小売供給の登録年月日及び登録番号			
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先			

備考 様式第31の8の備考1から15までと同様とすること。

最大需要電力が見込まれる時間帯における調達量の見込み		kW	
(4) その他			
最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値			kW
変更年月日			

様式第31の13(第45条の11関係)

小売供給休止(廃止)届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の20第1項の規定により、次のとおり小売供給の全部(一部)を休止(廃止)したので届け出ます。

休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)	
休止(廃止)した小売供給の内 容	
小売供給の登録年月日及び登録 番号	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の14(第45条の13関係)

特定送配電事業承継届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

地位を承継した者が特定送配電事業者で
ある場合は、その届出年月日電気事業法第27条の24第2項の規定により、次のとおり特定送配電事業者の地位を承継したので届け出
ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した特定送配電事業の届出 年月日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の15(第45条の14関係)
特定送配電事業休止(廃止)届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の25第1項の規定により、次のとおり特定送配電事業の全部(一部)を休止(廃止)したいので届け出ます。

休止予定期間 (廃止予定期間)	
休止(廃止)しようとする事業 の内容	
特定送配電事業の届出年月日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の16(第45条の14関係)

解散届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の25第2項の規定により、次のとおり特定送配電事業者たる法人が解散したので届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者 の氏名	
解散した法人の届出年月日	
解 散 年 月 日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の17(第45条の19関係)

発電事業届出書

年 月 日

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり発電事業を営みたいので、電気事業法第27条の27第1項の規定により届け出ます。

事業開始の予定期日 毎々白紙の用紙に依する 新規開拓の取扱工作書							
事業開始の予定期日 毎々白紙の用紙に依する 新規開拓の取扱工作書							

- 備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。

2 一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための気を放電し、又は放電し当該電気を供給することをしている場合にあっては、その供給の相手方及びその内容を記載すること。

3 該当事項のない欄は、省略すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の18(第45条の19関係)

発電事業変更届出書

年 月 日

四

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり届出事項を変更したい（変更した）ので、電気事業法第27条の27第3項（同法第27条の27第4項）の規定により届け出ます。

変更後												備考	
氏名又は名称		住所		主たる営業所		その他の営業所		運転開始の予定年月日					
名称		所在地		名称		所在地		特定期間	供給の相手方	供給の内容	変更の予定年月日		
発電所等の名称	設置の場所 (都道府県市町村を記載すること。)	原動力の種類 (燃焼機関、風力、水力等)	周波数	出力	特定期間	供給の相手方	供給の内容	変更の予定年月日					
新規登録	第1回定期検査の実施年月 新規登録	第1回定期検査の実施年月 新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録	

新規登録	第1回定期検査の実施年月 新規登録	新規登録										
事業開始の予定年月日												
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先												

備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頃出力を備考欄に記載すること
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の19(第45条の20関係)

発電事業承継届出書

年 月 日

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり発電事業者の地位を承継したので、電気事業法第27条の29において準用する同法第2条の7第2項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した発電事業の届出年月日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第31の20(第45条の21関係)

発電事業休止(廃止)届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり発電事業を休止(廃止)するので、電気事業法第27条の29において準用する同法第27条の25の規定により届け出ます。

休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)	
発電事業の届出年月日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第31の21(第45条の21関係)

解散届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり法人を解散したので、電気事業法第27条の29において準用する同法第27条の25第2項の規定により届け出ます。

解散年月日	
発電事業の届出年月日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第31の21の2（第45条の21の2関係）

特定卸供給事業届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の30第1項の規定により、次のとおり特定卸供給事業を営みたいので届け出ます。

		備考
主たる営業所	名称	
	所在地	
その他の営業所	名称	
	所在地	
事業を行う地域(都道府県を記載すること)		
その行う特定卸供給事業以外の電気事業ライセンス		
電子情報処理組織の使用の有無	有 無	
	内訳	契約方法
供給能力	契約容量の合計(10 ³ W)	
	設備容量の合計(10 ³ W)	
特定卸供給の相手方	供給の相手方・市場等の名称	該当する電気事業 契約内容の詳細
	事業開始の予定年月日	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
	その他の連絡先	

備考 1 供給に当たって電子情報処理組織を使用する場合は、「特定卸供給事業に係るサイバーセキュリティ確保の指針」の「サイバーセキュリティ確保の観点から望ましい行為」の実施状況の詳細を添付すること。

2 一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供

するための電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその内容を記載すること。

3 「契約容量の合計」の欄については、下位のアグリゲーター等との契約により、供給又は運用を約している容量の合計を記載すること。容量を問わない契約の場合は、供給可能と見込まれる電力の見込みを記入するとともに、別紙にその詳細を示すこと。

4 参考様式の事業実施体制図において、下位のアグリゲーター等の供給能力や事業エリア、リソースの種類を記載すること。

5 該当事項のない欄は、省略すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の21の3（第45条の21の3）

特定卸供給事業変更届出書

年 月 日

版

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第27条の30第7項の規定により、同条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を変更したいので、次のとおり届け出ます。

	変更前		変更後		備考
	電子情報処理組織の使用の有無		電子情報処理組織の使用の有無		
	有 無		有 無		
	他の電気事業ライセンス		他の電気事業ライセンス		
供給能力に 関する事項	契約容量の合 計 (10 ³ kW)	設備容量の合 計 (10 ³ kW)	事業を行う地域 (直通 専用を複数すること)	契約容量の合 計 (10 ³ kW)	設備容量の合 計 (10 ³ W) 事業を行う地域 (直通 専用を複数すること)
供給の相 手方に 関する事項	供給の相手方・ 直通等の名稱	該当する電気 事業	契約内容	供給の相手方・ 直通等の名稱	該当する電気 事業 契約内容
変更予定期日					
	電子情報処理組織の主たる機能の変更の有無		有 無		

備考 様式第31の21の2の備考1から6までと同様とすること。

様式第31の21の4(第45条の21の5)

氏名等変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の30第9項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
変更の内容		
変更年月日		
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第31の21の5(第45条の21の6)

特定卸供給事業承継届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の32において準用する同法第2条の7第2項の規定により、次のとおり特定卸供給事業者の地位を承継したので届け出ます。

承継年月日	被承継者
承継した特定卸供給事業の届出年月日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第31の21の6（第45条の21の7の関係）

特定卸供給事業休止（廃止）届出書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり特定卸供給事業を休止（廃止）するので、電気事業法第27条の32において準用する同法第27条の25第1項の規定により届け出ます。

休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)	
特定卸供給事業の届出年月日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第31の21の7（第45条の21の7の関係）

解散届出書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり法人を解散したので、電気事業法第27条の32において準用する同法第27条の25第2項の規定により届け出ます。

解散年月日	
特定卸供給事業の届出年月日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第31の21の8(第45条の21の9関係)

賠償負担金承認申請書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法施行規則第45条の21の9第1項の規定により、次のとおり賠償負担金の額の承認を受けたいので申請します。

賠償負担金の総額	円
五年間に回収しようとする賠償負担金の額	円
各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額 (各一般送配電事業者の商号及び住所)	円()

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4であること。

様式第31の21の9(第45条の21の12関係)

廃炉円滑化負担金承認申請書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法施行規則第45条の21の12第1項の規定により、次のとおり廃炉円滑化負担金の額の承認を受けたいので申請します。

廃炉円滑化負担金の額	円
各一般送配電事業者ごとの回収すべき廃炉円滑化負担金の額 (各一般送配電事業者の商号及び住所)	円()

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4であること。

様式第31の22(第45条の23関係)

特定供給許可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の33第1項の規定により、次のとおり特定供給の許可を受けたいので申請します。

供給の相手方	氏名(名称)	備考
供給する場所	住所	
供給する電力及び電力量	供給場所	
供給開始予定期	年月日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先		

備考 1 供給場所が属する発電所、蓄電所、変電所、送電線路若しくは配電線路又は需要設備を設置する事業場の名称を備考欄に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の23(第45条の25関係)

特定供給変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第27条の33第4項の規定により、次のとおり特定供給の許可に係る事項の変更をしたので届け出ます。

変更の内容	
変更した年月日	
特定供給の許可年月日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の24（第45条の26関係）

特定供給廃止届出書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第27条の33第5項の規定により、次のとおり特定供給を廃止したので届け出ます。

廃止年月日	
特定供給の許可年月日	
電話番号、電子メールアドレス	
その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第31の25（第45条の28関係）

特定自家用電気工作物接続届出書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり特定自家用電気工作物と一般送配電事業者の電線路とを電気的に接続したので、電気事業法第28の3第1項の規定により届け出ます。

	名称	設置の場所（都道府県市町村を記入すること。）	原動力の種類	周波数	出力	容量	用途（常用・非常用の別）	逆潮流防止装置の有無	備考
自家用発電用工作的物									
自家用蓄電用工作的物									
		電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先							

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第31の26(第45条の28関係)

特定自家用電氣工作物設置者變更届出書

年 月 日

四

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり届出事項を変更したので、電気事業法第28条の3第2項の規定により届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第31の27(第45条の28関係)

特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出書

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなったので、電気事業法第28条の3第2項の規定により届け出ます。

名称	
該当しなくなった特定自家用電気工作物の原動能力の種類、周波数、出力又は容量	
該当しなくなった理由	
該当しなくなった年月日	
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先	
特定自家用電気工作物接続届出年月日	

備考 1 発電所の場合は該当しなくなった特定電気工作物の容量は省略

2 蓄電所の場合は該当しなくなった特定電気工作物の原動力の種類は省略。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第31の28(第45条の28関係)

特定自家用電気工作物が一般送配電事業者の電線路と電気的に接続されている状態でなくなった場合の届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり特定自家用電気工作物が一般送配電事業者の電線路と電気的に接続されている状態でなくなったので、電気事業法第28条の3第2項の規定により届け出ます。

名称	
接続されてる状態でなくなった理由	
接続されている状態でなくなった年月日	
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先	
特定家用電気工作物接続届出年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第32（第46条関係）

供給計画届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第29条第1項の規定により 年度の供給計画を別紙の通り届け出ます。

備考 1 別紙は、次の第1表から第8表までの標識によること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第1表

需 要 電 力	(送電端)	
ひつ過時需要抑制電力	小児電気事業者	
(送電端)	一般送配電事業者	
供給予備力	(送電端)	
供給予備率	(%)	
調整整備力	確 保 量	
調 整 整 備 力	(%)	
水 力 発 電 所		
一 般 水		
揚 水		
火 力 發 電 所		
石 炭		
L N G		
石 油		
L P G		
その他のガス		
歴青質混合物		
原 子 方 発 電 所		
新エネルギー等発電所等		
風 力		
太 阳 光		
地 热		
バイオマス		
麻 葉 物		
蓄 電 池		
そ の 他		
合 计		

第2表

年度別の電力量供給計画表

(单位: 10^6 kWh)

地 熱				
バイオマス				
廃棄物				
蓄電池				
その他				
合計				
比率 (%)				

第3步

月別の大口電力供給計画表

年度

(0.67 ± 10^3 K)

第4表

月別の電力量供給計画書
年度

第5步

発電所及び蓄電所の開発等についての計画書

区分	名称 及び 設備番号	所在地	種類	最大出力 (kW)	年間可能発電等電力量 (10 ⁴ kWh)又は所内率(%) (うち小売電気事業の用に 供するための年間想定発電 等電力量(10 ⁴ kWh))	着工 月	使用開始 年月
工事中							
中 止							
他 その 他の							

第6の1表

主要送電線路の整備計画

準備中											
その他											

第6の2表

区分	名称	所在地	増加出力 (MVA)	変圧器			その他の 設備 (名称、 容量)	着工 年月	使用 開始 年月	設置又 は変更 を必要 とする 理由
				相 数	電圧 (kV)	容 量 (MVA)				
工事中										
着工準備中										
その他										

第6の3表

広域系統整備計画			
計画名称	工事内容	着工年月	使用開始年月

第7表

発電所及び蓄電池の開発についての長期計画書					
名称 及び 所在地	種類	最大出力 (kW)	着工年 月	使用開始年月	

設備番号											

第8表

区分	事業者	エリア	項目	年度										備考
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
		小計	最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)											
			年間受給電力量(10%kWh)											
			最大受電電力(10%kW)	</td										

支 出 金 額		最大受給電力(10kW)				
		年間受給電力(10kWh)				
	小時	最大受給電力(10kW)				
合計		年間受給電力量(10kWh)				
		最大受給電力(10kW)				
		年間受給電力量(10kWh)				

名 の 性		最大受給電力(1泊時)				
		年間受給電力量(1泊時)				
	小計	最大受給電力(1泊時)				
合計		年間受給電力量(1泊時)				
		最大受給電力(1泊時)				
		年間受給電力量(1泊時)				

用途	年度別	前年度 (参考)	供給区域需要電力量想定書									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
需 要 電 力	家庭用その他の 業務用その他の 合計(使用端)											
量	合計(需要端)											
	合計(送電端)											
	需 要 電 力(送電端)(10 ³ kW)											
	年 負 損 率(%)											
	送 配 電 損 失 率(%)											
	想 定 の 前 提 と な る 指 標 等											
	想 定 の 方 法											

様式第33の2（第46条関係）

調整力確保計画書

(10³kW)

	発電所等名(号機)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
保有電源											
調達分											

様式第33の3

年度別の調整力に関する計画書

第2表

月別の調整力に関する計画書

年度

樣式第34
第1表

水力発電所（揚水式を含む）発電・補修計画明細書

年度

第2表

火力発電所発電・補修計画明細書

二
年
度

第3表

原子力発電所発電・補修計画明細書

年度

第4章

新エネルギー一等發電所等・補修計画明細書

年度

様式第35(第46条関係)

第1表

項目	年度		
	受入量	発電用消費量	貯蔵量
石炭(湿炭) (10 ³ t)			
原油(10 ³ kL)			
歴青質混合物(10 ³ t)			
重油(10 ³ kL)			
軽油(10 ³ kL)			
ナフサ(10 ³ kL)			
天然ガス液(10 ³ kL)			
液化石油ガス(10 ³ t)			
液化天然ガス(10 ³ t)			
都市ガス(10 ⁶ m ³ N)			
天然ガス(10 ⁶ m ³ N)			
その他ガス(10 ⁶ m ³ N)			

第2表

項目	燃焼方式	火力計			内燃力等	合計
		発電所名	計	計		
石炭	発電用消費量(湿炭) (10 ³ t)					
	平均発熱量(乾炭) (kJ/kg)					
	湿分率(%)					
原油	発電用消費量(10 ³ kL)					
	平均発熱量(kJ/l)					
歴青混合物	発電用消費量(10 ³ t)					
	平均発熱量(kJ/kg)					
重油	発電用消費量(10 ³ kL)					
	平均発熱量(kJ/l)					
軽油	発電用消費量(10 ³ kL)					
	平均発熱量(kJ/l)					
ナフサ	発電用消費量(10 ³ kL)					
	平均発熱量(kJ/l)					
天然ガス液	発電用消費量(10 ³ t)					
	平均発熱量(kJ/kg)					
石油ガス	発電用消費量(10 ³ t)					
	平均発熱量(kJ/kg)					
天然ガス	発電用消費量(10 ⁶ m ³ N)					
	平均発熱量(kJ/m ³ N)					
都市ガス	発電用消費量(10 ⁶ m ³ N)					
	平均発熱量(kJ/m ³ N)					
天然ガス	発電用消費量(10 ⁶ m ³ N)					
	平均発熱量(kJ/m ³ N)					
その他のガス	発電用消費量(10 ⁶ m ³ N)					
	平均発熱量(kJ/m ³ N)					
供給電力量(発電端) (10 ⁶ kWh)						
利用率(%)						
熱効率(%)						
総合重油換算量(10 ³ kL)						
重油換算消費率(1/kWh)						

第3表

国別燃料調達計画書

樣式第36

样式第36

電気の取引に関する計画書

区分	事業者	エリア	項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	下期計	年 度 計
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
送電事業者			最大電力(10 ⁶ kW)							/							
			電力量(10 ⁶ kWh)														
			最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
		小計	最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
供給事業者			最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
			最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
		小計	最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
一般送配電事業者			最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
			最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
		小計	最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
配電事業者			最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
		小計	最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
小売電気事業者			最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
			最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
		小計	最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
その他			最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
		小計	最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														
	合計		最大電力(10 ⁶ kW)						/								
			電力量(10 ⁶ kWh)														

様式第37(第46条関係)

周波数滞在率実績表

年度

事業者における規定変動幅(Hz)	
実測周波数が規定変動幅内に維持された時間の比率(%) (実測期間内)	
実測周波数のうち、最大の変動幅の変動率(又は周波数)(%) (実測期間内)	
実測周波数が規定変動幅内に維持された時間の比率(%) (8月の1か月間)	
実測周波数が規定変動幅内に維持された時間の比率(%) (8月以外の供給区域毎に指定する月間)	
実測周波数のうち、最大の変動幅の変動率(又は周波数)(%) (8月)	
実測周波数のうち、最大の変動幅の変動率(又は周波数)(%) (8月以外の供給区域毎に指定する月)	

様式第38(第46条関係)

電力系統の状況

系統図	会社間連系線の概要						
	年度	名称	送電容量 (MW)	運用容量 (MW)	こう長 (km)	系統分離条件 (周波数(Hz) 対応時間(s))	使用開始 年 月

様式第38の2(第46条関係)

最大需要電力発生時における会社間連系線の状況

年度

(単位: MW)

連系地点名	送電容量	運用容量		受給電力
		送電分	受電分	

様式第38の3

供給計画の取りまとめ送付書

年 月 日

殿

広域的運営推進機関

理事長名

電気事業法第29条第2項の規定により次のとおり 年度の供給計画を取りまとめたので送付します。

1. 電力需要想定

- (1) 前年度の推定実績及び第1,2年度の見通し(短期)
- (2) 当該年度以降10年間の見通し(長期)

2. 需給バランス

- (1) 前年度の推定実績及び第1,2年度の見通し(短期)
- (2) 当該年度以降10年間の見通し(長期)

3. 電源構成の変化に関する分析

4. 送配電設備の増強計画

5. 広域的運営の状況

6. 電気事業者の特性分析

7. その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第39(第46条関係)

供給計画変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

年度の供給計画を次のとおり変更したので、電気事業法第29条第3項の規定により届け出ます。

変更の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第39の2(第47条の2関係)

災害時連携計画届出書

年 月 日
殿住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第33条の2第1項の規定により、次のとおり災害時連携計画を届け出ます。

1 一般送配電事業者相互の連絡に関する事項

○一般送配電事業者相互の連絡に関する事項及び被災事業者の対応方針

備考 1 事業者間の連絡体制について記載すること。

2 被災事業者から他の事業者に対する応援要請の考え方、応援事業者の受け入れ体制について記載すること。

3 被害状況の把握といった非常災害発生時対応における体制整備について記載すること。

2 一般送配電事業者による従業者及び電源車の派遣及び運用に関する事項

○一般送配電事業者による従業者に関する事項及び応援体制の方針

備考 1 応援要請が予測される場合の準備体制について記載すること。

2 応援事業者の安全管理及び健康管理について、労働災害防止の観点から記載すること。

○一般送配電事業者による電源車の派遣、運用・管理手法

備考 1 電源車ニーズの収集・派遣を一元的に運用・管理する手法について記載すること。

2 電源車の位置、復旧要員の位置等を把握するためのシステム等について記載すること。

3 迅速な復旧に資する電気工作物の仕様の共通化に関する事項

○電気工作物の仕様の共通化に関する対応

備考 迅速な復旧作業に係る各社設備仕様の共通化に関し、工具、資機材の共用可否を記載するとともに、共用できないものについては、今後の仕様統一化等対応の見込みについて記載すること。

4 復旧方法等の共通化に関する事項

○復旧方法等の共通化の実施内容

備考 1 復旧方法に関し、被害種類毎に復旧の手順や使用する工具、資機材を記載するとともに、電源車等共同運用が想定されるものについては操作手順を記載すること。

2 完全復旧よりも早期の停電解消を最優先する復旧手順について記載すること。

5 災害時における設備の被害状況その他の復旧に必要な情報の共有方法に関する事項

○復旧に必要な情報の共有方法

備考 被害状況や復旧状況の迅速な把握及び工程管理に関するシステム等について記載すること。

6 電源車の燃料の確保に関する事項

○燃料の確保の方針

備考 一般送配電事業者において電源車の応援派遣を受け入れる事態を想定した燃料の確保の方針として、平時における燃料の調達量及び緊急時における追加的な燃料の調達方針、緊急時に備えた燃料補給用ローリー及びドラム缶等の調達方針・リスト(一般送配電事業者やその関連会社が締結している灾害協定等により目指す緊急時の確保台数(他の一般送配電事業者への応援融通台数を含む。)を含む。)、電源車の燃料調達等に係る人員の応援体制について記載すること。

7 電気の需給及び電力系統の運用に関する事項
 ○電気の需給及び電力系統の運用の実施状況

備考 1 需給ひっ迫時における需給状況の改善方策について記載すること。
 2 大規模停電等発生時における復旧方策について記載すること。

8 電気事業者、地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 ○本届出書の計画が対象とする電気事業者との連携に関する実施内容

備考 1 グループ会社の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携について、巡回要員の確保や問い合わせ対応要員の確保なども含めて記載すること。
 2 グループ会社以外の発電事業者、小売電気事業者との災害復旧作業の連携について記載すること。

○本届出書の計画が対象とする地方公共団体との連携に関する実施内容

備考 災害復旧作業の連携に関して、地方公共団体との連携について記載すること。

○本届出書の計画が対象とする自衛隊との連携に関する実施内容

備考 災害復旧作業の連携に関して、自衛隊との連携について記載すること。

○本届出書の計画が対象とする通信業界との連携に関する実施内容

備考 災害復旧作業の連携に関して、通信業界との連携について記載すること。

○本届出書の計画が対象とする復旧工事に係る施工者との連携に関する実施内容

備考 災害復旧作業の連携に関して、復旧工事に係る施工者との連携について記載すること。

9 本届出書の計画を実施するための共同訓練に関する事項
 ○本届出書の計画の共同訓練の実施内容

備考 非常災害時における連携の円滑化を図るための共同訓練の計画について記載すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 必要に応じて、詳細資料を添付すること。
 3 手順書、方針、リスト及び様式などを引用する場合は、名称を記載するとともに、内容に変更があったときは、適時情報提供すること。

様式第39の3(第47条の2関係)

災害時連携計画変更届出書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第33条の2第1項前段の規定による災害時連携計画を変更したので、電気事業法第33条の2第1項後段の規定により届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 必要に応じて、詳細資料を添付すること。

様式第40(第47条の8関係)

あっせん申請書

年 月 日

殿

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

電力の取引に係る契約その他の取決めに関する協議が 不調 のため、電気事業法第35条第1項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

申 請 者	連絡先及び電気供給事業者の種別	
申請者以外の当事者	氏名(名称及び代表者の氏名)、住所、連絡先及び電気供給事業者の種別	
あっせんを求める事項		
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過		
その他参考となる事項		

備考 1 「連絡先」には、連絡のとれる電話番号等を記載すること。また、申請者に担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。

2 「電気供給事業者の種別」には、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又はその他のいずれかを記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第40の2(第47条の9関係)

仲裁申請書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

電力の取引に係る契約その他の取決めに関する協議が不調のため、電気事業法第36条第1項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

申 請 者	連絡先及び電気供給事業者の種別
申請者以外の当事者	氏名(名称及び代表者の氏名)、住所、連絡先及び電気供給事業者の種別
仲 裁 判 断 を 求 め る 事 項	
協 議 の 不 調 の 理 由 及 び 協 議 の 経 過	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

備考 1 「連絡先」には、連絡のとれる電話番号等を記載すること。また、申請者に担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。

2 「電気供給事業者の種別」には、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又はその他のいずれかを記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第41(第51条関係)

保 安 規 程 届 出 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第42条第1項の規定により別紙とのおり保安規程を定めたので届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第42(第51条関係)

保安規程変更届出書

年 月 日

殿

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第43(第53条関係)

保安管理業務外部委託承認申請書

年 月 日

殿

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法施行規則第52条第2項又は第3項の規定により承認を受けたいので申請します。

主任技術者を選任しない事業場	名称及び所在地	
	電気工作物の概要	
委託契約の相手方	氏名及び生年月日 (名称)	
	住所	
	主任技術者免状の種類及び番号	
委託契約を締結した年月日		

備考 1 主任技術者免状の種類及び番号の欄は、委託契約の相手方が法人である場合は、省略すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第44(第53条の2関係)

主任技術者兼任承認申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法施行規則第52条第4項ただし書の規定により次のとおり主任技術者の兼任の承認を受けたいので申請します。

兼任させようとする主任技術者	氏名及び生年月日	
	住 所	
	主任技術者免状の種類及び番号	
兼任しようとする事業所の名称及び所在地		
既に兼任されていきる事業場	名 称 及 び 所 在 地	
	選 任 さ れ た 期 日	

備考 1 法附則第7項又は第8項の規定により法第44条第1項の主任技術者免状の交付を受けている者とみなされた者に係る場合は、その旨を主任技術者免状の種類及び番号の欄に記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第45(第54条関係)

主任技術者選任許可申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第43条第2項の規定により次のとおり主任技術者の選任の許可を受けたいので申請します。

主任技術者を選任する事業場の名称及び所在地	
選任する主任技術者	氏名及び生年月日
主任技術者	住 所
主任技術者の監督に係る電気工作物の概要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46（第55条関係）

主任技術者選任又は解任届出書

年 月 日

般

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により届け出ます。

選任した主任技術者	主任技術者を選任又は解任した事業場 又は設備の名称及び所在地	
	氏名及び生年月日	
	住所	
	主任技術者免状の種類及び番号	
	主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務の内容	
	主任技術者の監督に係る電気工作物の概要	
選任年月日		
解任した主任技術者	氏名及び生年月日	
	住所	
	主任技術者免状の種類及び番号	
解任年月日		

備考 1 法附則第7項又は第8項の規定により法第44条第1項の主任技術者免状の交付を受けている者とみなされた者に係る場合は、その旨を主任技術者免状の種類及び番号の欄に記載すること。

2 届出の内容が選任又は解任に限られるときは、それぞれ解任した主任技術者又は選任した主任技術者の欄を斜線により削除すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の2（第57条関係）

小規模事業用電気工作物設置届出書

年 月 日

般

住 所
氏 名（氏名又は名称及び代表者の氏名）
連絡先（電話番号、メールアドレスその他の連絡先）

電気事業法第46条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

設	小規模事業用電気工作物の名称	
	小規模事業用電気工作物の設置の場所	
	小規模事業用電気工作物の種類	
	小規模事業用電気工作物の出力	
保	保安監督業務担当者の氏名又は名称（※）	
	保安監督業務担当者の住所（※）	
	保安監督業務担当者の電話番号（※）	
	保安監督業務担当者のメールアドレス（※）	
点後の横度		

（※）保安の監督に係る業務を委託して行う場合は、その委託先の情報を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の2の2（第58条関係）

小規模事業用電気工作物変更届出書

年 月 日

般

住 所
 氏 名（氏名又は名称及び代表者の氏名）
 連絡先（電話番号、メールアドレスその他の
 連絡先）

次のとおり小規模事業用電気工作物に係る届出事項を変更したので、電気事業法第46条第2項第1号の規定によ
 り届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の2の3（第58条関係）

小規模事業用電気工作物でなくなった場合の届出書

年 月 日

般

住 所
 氏 名（氏名又は名称及び代表者の氏名）
 連絡先（電話番号、メールアドレスその他の
 連絡先）

次のとおり届出に係る小規模事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物でなくなったので、電気事業法第46
 条第2項第2号の規定により届け出ます。

小規模事業用電気工作物の名称	
小規模事業用電気工作物でなくなった理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の2の4(第61条の3関係)
環境影響評価方法書届出書
年 月 日
経済産業大臣 殿
住所
氏名(名称及び代表者の氏名)
環境影響評価法第5条第1項及び第6条第1項に基づき、方法書及びこれを要約した書類を作成しましたので、電気事業法第46条の5の規定により、別添のとおり届け出ます。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の3(第61条の4関係)
環境影響評価方法書についての意見の概要等届出書
年 月 日
経済産業大臣 殿
住所
氏名(名称及び代表者の氏名)
環境影響評価法第9条に規定する書類を作成しましたので、電気事業法第46条の6第2項の規定により、別添のとおり届け出ます。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の4(第61条の6関係)
環境影響評価準備書届出書
年 月 日
経済産業大臣 殿
住所
氏名(名称及び代表者の氏名)
環境影響評価法第14条第1項及び15条に基づき、準備書及びこれを要約した書類を作成しましたので、電気事業法第46条の11の規定により、別添のとおり届け出ます。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の5(第61条の7関係)
環境影響評価準備書についての意見の概要等届出書
年 月 日
経済産業大臣 殿
住所
氏名(名称及び代表者の氏名)
環境影響評価法第19条に規定する書類を作成しましたので、電気事業法第46条の12の規定により、別添のとおり届け出ます。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第46の6(第61条の9関係)

環境影響評価書届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

環境影響評価法第21条第2項に基づき、評価書を作成しましたので、電気事業法第46条の1
6の規定により、別添のとおり届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第47(第63条関係)

工事計画(変更)認可申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第47条第1項(第47条第2項)の規定により別紙工事計画書とのおり工事の計画(工事の計
画の変更)の認可を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第48(第64条関係)

工事計画軽微変更届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり工事の計画を変更したので、電気事業法第47条第5項の規定により届け出ます。

工事の計画の変更に係る事業場の名称及び所在地	
工 事 の 計 画 の 変 更 の 内 容	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第49(第66条関係)

工事計画(変更)届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第48条第1項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画(工事の計画の変更)を届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第49の2 (第67条の3関係)

適合性確認証明書

年 月 日

殿

登録適合性確認機関名

下記のとおり適合性確認の申請があつた特殊電気工作物について、技術基準に適合することを確認したので、電気事業法第48条の2第2項の規定に基づき、証明書を交付いたします。

記

1. 適合性確認の申請の概要

- 1-1 適合性確認を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
1-2 適合性確認を行つた特殊電気工作物に係る事業場の名称及び所在地
1-3 適合性確認の申請を受けた年月日

2. 適合性確認の業務の概要

- 2-1 適合性確認を行つた特殊電気工作物の概要
2-2 適合性確認を行つた年月日
2-3 適合性確認員の氏名
2-4 適合性確認の結果

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第50(第71条関係)

使用前検査申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする電気工作物に係る事業場の名称及び所在地	
電 气 工 作 物 の 概 要	
検 査 を 受 け よう と す る 工 事 の 工 程	
検 査 希 望 年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	

備考 1 電気工作物の概要の欄には、法第47条第1項若しくは第2項の認可番号及び認可年月日又は法第48条第1項の規定による届出年月日を付記すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第51(第七十二条関係)

使用承認申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法施行規則第70条第2号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

使用しようとする電気工作物に係る事業場の名称及び所在地	
使用しようとする電気工作物の概要	
使用開始予定年月日及び使用期間	
使 用 の 方 法	

備考 1 使用しようとする電気工作物の概要の欄には、法第47条第1項若しくは第2項の認可番号及び認可年月日又は法第48条第1項の規定による届出年月日を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第52の2(第七十三条の七関係)

使用前安全管理審査申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第51条第3項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称及び使用前自主検査の場所	
直近の使用前安全管理審査が終了した日以降使用前自主検査を行った電気工作物の概要	
審査を受けようとする工事の工程	
審査希望年月日	
使用開始(予定)年月日	

備考 1 直近の使用前安全管理審査が終了した日以降使用前自主検査を行った電気工作物の概要の欄には、法第48条第1項の規定による届出年月日を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第53 (第78条関係)

使用前自己確認結果届出書

年 月 日

殿

住 所
 氏 名 (氏名又は名称及び代表者の氏名)
 連絡先 (電話番号、メールアドレスその他の
 連絡先)

電気事業法第51条の2第3項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け出ます。

1. 確認年月日
2. 確認の対象
3. 確認の方法
4. 確認の結果
5. 確認を実施した者及び主任技術者 (当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。) の氏名
6. 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、確認に係る業務を委託して行った場合においては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
7. 確認の結果に基づいて補助などの措置を講じたときは、その内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第60 (第88条関係)
 自家用電気工作物使用開始届出書
 年 月 日
 殿

住 所
 氏 名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり自家用電気工作物の使用を開始したので、電気事業法第53条の規定により届け出ます。

電気工作物を設置する事業場の名称 及び所在地	
電 气 工 作 物 の 概 要	
使 用 開 始 年 月 日	

削除 削除 削除 削除 削除
 (第88条関係)
 様式第54・様式第55

削除

備考 1 謙受け又は借受けに係る電気工作物の場合は、その旨及び謙受け先又は借受け先の氏名又は

名称を電気工作物の概要の欄に付記すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第61の2削除
(第94条の2関係)

様式第61の2 (第94条の2関係)

定期自主検査時期変更承認申請書

年 月 日

段	住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)										
電気事業法施行規則第94条の2第3項の規定により次のとおり定期自主検査の時期変更の承認を受けたいので申請します。											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">電気工作物を設置する発電所の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気工作物の種類及び施設番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直近の定期自主検査等終了年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期自主検査開始希望年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">定期自主検査を行う時期を変更しないければならない理由</td> </tr> </table>		電気工作物を設置する発電所の名称		電気工作物の種類及び施設番号		直近の定期自主検査等終了年月日		定期自主検査開始希望年月日		定期自主検査を行う時期を変更しないければならない理由	
電気工作物を設置する発電所の名称											
電気工作物の種類及び施設番号											
直近の定期自主検査等終了年月日											
定期自主検査開始希望年月日											
定期自主検査を行う時期を変更しないければならない理由											

備考 1 電気工作物の種類及び施設番号の欄には、当該電気工作物の出力、基準等を付記すること。
2 直近の定期自主検査等終了年月日の欄には、当該電気工作物に係る直近の定期自主検査等の試運転終了日等を付記すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第62 (第94条の6関係)

様式第62 (第94条の6関係)

定期安全管理審査申請書

年 月 日

段	住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)						
電気事業法第55条第4項の規定により次のとおり審査を受けたいで申請します。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">審査を受けようとする組織の名称及び定期安全管理審査の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直近の定期安全管理審査が終了した日以降定期自主検査を行った電気工作物の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">審査希望年月日</td> </tr> </table>		審査を受けようとする組織の名称及び定期安全管理審査の場所		直近の定期安全管理審査が終了した日以降定期自主検査を行った電気工作物の概要		審査希望年月日	
審査を受けようとする組織の名称及び定期安全管理審査の場所							
直近の定期安全管理審査が終了した日以降定期自主検査を行った電気工作物の概要							
審査希望年月日							

備考 1 直近の定期安全管理審査が終了した日以降定期自主検査の概要の欄には、当該電気工作物の出力、最大発電量等を付記すること。
2 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第62の2(第95条関係)

事業用電気工作物設置者地位承継届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

事業用電気工作物を設置する者の地位を承継したので、電気事業法第55条の2第2項の規定により次のとおり届け出ます。

被承継者の氏名又は名称及び住所	
承継の原因	
承継に係る事業用電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第62の3(第95条関係)

事業用電気工作物設置者相続同意証明書

年 月 日

殿

住 所

証明者

氏 名

次のとおり事業用電気工作物を設置する者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した者として選定された者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第62の4(第95条関係)

事業用電気工作物設置者相続証明書

年 月 日

殿

住 所

證明者

氏 名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり事業用電気工作物を設置する者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第62の5(第95条の3関係)

認定高度保安実施設置者認定申請書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者、認定に係る組織の長の氏名

電気事業法第55条の3の規定により次のとおり同条の認定を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称	
申請の種類	
遵守事項 (注)	<p>法人の代表者は、申請者を第95条の4に規定する基準に適合させる責任を有すること。<input type="checkbox"/></p> <p>認定に係る組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となること。<input type="checkbox"/></p>

(注)右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

備考 1 申請の種類の欄には、当該認定が新規又は更新のいずれであるかを記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格Mとすること。

様式第62の6（第95条の4関係）

認定高度保安実施設置者認定証

年　月　日

殿

経済産業大臣　名

電気事業法第55条の3の規定により次のとおり認定します。

組織の名称	
認定年月日	
認定の有効期限	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第62の7（第95条の6関係）

認定高度保安実施設置者変更届出書

年　月　日

殿

住所

名称及び代表者、認定に係る組織の長の氏名

次のとおり認定に係る事項（保安の確保のための組織又は保安の確保の方法）を変更したので、電気事業法第55条の7の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	

備考　1　変更を必要とする理由を記載した書類を添付すること。

2　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第63(第97条関係)

点検業務受託事業登録申請書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

電気事業法施行規則第96条第1号の規定により点検業務を受託する事業を行うことの登録を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第63の2(第97条の5関係)

登録点検業務受託法人名称等変更届出書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

次のとおり名称(事業所の所在地又は業務区域)の変更をしたいので、電気事業法施行規則第97条の5の規定により届け出ます。

変 更 前	
変 更 後	
変更予定年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第64(第98条関係)

点検業務受託事業規程届出書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

別紙のとおり点検業務受託事業規程を定めたので、電気事業法施行規則第98条第1項の規定により届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第65(第98条関係)

点検業務受託事業規程変更届出書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

別紙のとおり点検業務受託事業規程を変更したので、電気事業法施行規則第98条第1項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更予定年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第66(第99条関係)

点検業務受託事業廃止届出書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

次のとおり点検業務を受託する事業を廃止したので、電気事業法施行規則第99条第1項の規定により届け出ます。

廃 止 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第67(第104条関係)

調査業務委託(委託廃止)届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり調査業務を委託(の委託を廃止)したので、電気事業法第57条の2第2項の規定により届け出ます。

委託先(委託廃止先)の登録 調査機関	
委託(委託廃止)に係る調査 区域(都道府県都市区町村字 を記載すること。)	
委託(委託廃止)年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第67の2(第104条の2関係)

土地等一時使用許可申請書

年 月 日

殿

住 所
氏 名(名称及び代表者の氏名)電気事業法第58条第2項の規定により、次のとおり土地等の一時使用の許可を受けたい
ので申請します。

一 時 使 用 の 目 的	
土 地 等 の 所 在 地	
土地等の所有者の住所及び氏名	
一 時 使 用 の 期 間	
許 可 申 請 の 事 情	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第67の3(第104条の3関係)

土地立入許可申請書

年 月 日

殿

住 所
氏 名(名称及び代表者の氏名)電気事業法第59条第1項の規定により、次のとおり土地の立入許可を受けたいので申請
します。

立 入 り の 目 的	
土 地 の 所 在 地	
土地の所有者の住所及び氏名	
立 入 り の 期 間	
許 可 申 請 の 事 情	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第67の4(第104条の4関係)
植物の伐採又は移植許可申請書

年 月 日

殿

住 所
氏 名(名称及び代表者の氏名)電気事業法第61条第1項の規定により、次のとおり植物の伐採又は移植許可を受けたい
ので申請します。

伐採又は移植の目的				
植物の所在地				
植物の種類及び数量 (許可対象(伐採等の対象となる植物の種類及び数量)を記載する。なお、法定離隔距離内に進入している植物と進入するおそれのある植物がある場合には、別に記載する。)	種類区分			合計
	法定離隔距離を保てないもの			
	法定離隔距離を保てないおそれのあるもの			
	合 計			
植物の所有者の住所及び氏名				
伐採又は移植の方法				
伐採又は移植の時期				
許可申請の事情				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第67の5(第104条の5関係)

植物の伐採又は移植届出書

年 月 日

殿

住 所
氏 名(名称及び代表者の氏名)電気事業法第61条第3項の規定により、次のとおり植物の伐採又は移植を実施しました
ので届け出ます。

伐採又は移植の目的				
植物の所在地				
植物の種類及び数量				
植物の所有者の住所及び氏名				
伐採又は移植の方法				
伐採又は移植の時期				
伐採又は移植した事情				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第68(第104条の6関係)

裁 定 申 請 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第63条第1項の規定により、次のとおり裁定を申請します。

相 手 方	住 所	
	氏名(名称及び代表者の氏名)	
裁 定 を 求 め る 事 項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第69(第106条関係)

登録適合性確認機関登録申請書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

電気事業法第67条の規定により次のとおり同法第48条の2第1項の登録を受けたいので申請します。

適合性確認の業務を開始しようとする年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第70(第109条、第118条の2及び第120条関係)

変更届出書

年月日

殿

住所
名称及び代表者の氏名次のとおりを称等の変更をしたいので、電気事業法第72条(同法第80条の6において準用する場合を含む)、
(指定試験機関にあっては、電気事業法施行規則第120条)の規定により届け出ます。

変更の内容
変更予定年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第71(第110条関係)

業務規程届出書

年月日

殿

住所
名称及び代表者の氏名

別紙業務規程のとおり業務規程を定めたので電気事業法第73条第1項の規定により届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第72(第110条関係)

業務規程変更届出書

年 月 日

殿

住所

名称及び代表者の氏名

別紙業務規程のとおり業務規程を変更したので電気事業法第73条第1項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更予定年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第73(第111条関係)

適合性確認業務休止(廃止)届出書

年 月 日

殿

住所

名称及び代表者の氏名

次のとおり適合性確認の業務の一部(全部)を休止(廃止)するので電気事業法第74条の規定により届け出ます。

休止の予定年月日及び予定期間 (廃止の予定年月日)	
休止(廃止)しようとする適合性 確認の業務の内容	

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第74(第116条関係)

登録安全管理審査機関登録申請書

年 月 日

照

住所
名称及び代表者の氏名

電気事業法第80条の2の規定により次のとおり同法第51条第3項又は第55条第4項の登録を受けたいので申請します。

審査の区分	
審査の業務を開始しようとする年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第75(第118条関係)

業務規程届出書

年 月 日

照

住所
名称及び代表者の氏名

別添業務規程のとおり業務規程を定めたので電気事業法第80条の4第1項の規定により届け出ます。

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第76 (第118条関係)

業務規程変更届出書

年 月 日

様

住所
名称及び代表者の氏名

別紙業務規程のとおり業務規程を変更したので電気事業法第80条の4第1項の規定により届け出ます。

変更の内容
変更予定期間

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第76の2 (第118条の2関係)

安全管理審査業務休止(廃止)届出書

年 月 日

様

住所
名称及び代表者の氏名

次のとおり審査の業務の一部(全部)を休止(廃止)するので電気事業法第80条の6において準用する同法第74条の規定により届け出ます。

休止の予定期間(廃止の予定期間)
休止(廃止)しようとする審査の業務の内容

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第77(第119条関係)

指定試験機関指定申請書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

電気事業法第81条第1項の規定により次のとおり同法第45条第2項の指定を受けたいので申請します。

電気主任技術者試験の種類	試験事務を開始しようとする年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

様式第78(第122条関係)

試験員の選任(変更)届出書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

次のとおり試験員の選任をした(試験員に変更があった)ので、電気事業法第84条第3項の規定により届け出ます。

選任した(変更があった)試験員の氏名及び略歴	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

様式第78の2(第122条の2関係)
試験事務休止(廃止)許可申請書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

電気事業法第84条の2の2の規定により次のとおり試験事務の一部(全部)を休止(廃止)の許可を受けたいので申請します。

休止の予定年月日及び予定期間 (廃止の予定年月日)	
休止(廃止)しようとする試験 事務の内容	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第78の3(第122条の3関係)
事業計画及び収支予算認可申請書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

電気事業法第84条の3第1項の規定により別紙のとおり事業計画及び収支予算の認可を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第78の4(第122条の3関係)
事業計画(収支予算)変更認可申請書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

電気事業法第84条の3第1項の規定により別紙のとおり事業計画(収支予算)の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第78の5(第122条の4関係)

役員の選任(解任)認可申請書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

電気事業法第84条の4の規定により次のとおり役員の選任(解任)の認可を受けたいので申請します。

選任(解任)しようとする役員の氏名及び略歴

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第78の6(第123条関係)

業務規程設定認可申請書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

電気事業法第84条の2第1項の規定により別紙業務規程のとおり業務規程の設定の認可を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第78の7(第123条関係)

業務規程変更認可申請書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

電気事業法第84条の2第1項の規定により次のとおり業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容	
変更予定年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第79(第124条関係)

試験結果報告書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

電気事業法施行規則第124条の規定により次のとおり報告します。

実施年月日	
試験の種類	
申請者数	
受験者数	
合格者数	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第80(第127条関係)

登録調査機関登録申請書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

電気事業法第89条の規定により次のとおり同法第57条の2第1項の登録を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第83(第130条関係)
 様式第83(第131条関係)

(削除
 第130条関係)

様式第83(第130条関係)
 調査業務廃止届出書

年月日

殿

住所

名称及び代表者の氏名

次のとおり調査業務を廃止したので、電気事業法第93条の規定により届け出ます。

廃止年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第83の2(第131条関係)

業務規程届出書

年月日

殿

住所

名称及び代表者の氏名

別紙業務規程のとおり業務規程を定めたので電気事業法第94条第1項の規定により届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第83の3(第131条関係)

業務規程変更届出書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

別紙業務規程のとおり業務規程を変更したので電気事業法第94条第1項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更予定年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第83の4(第132条の2関係)

卸電力取引所指定申請書

年 月 日

殿

申請者の住所

申請者の名称

代表者の氏名

電気事業法第97条第1項の規定により、下記のとおり卸電力取引所の指定を受けたいので申請します。

記

1. 市場開設業務を行う事務所の所在地

2. 市場開設業務を開始しようとする年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の5(第132条の3関係)
卸電力取引所名称等変更届出書

年 月 日

殿

届出者の住所
届出者の名称
代表者の氏名

- (1) 卸電力取引所の名称又は住所
 (2) 市場開設業務を行う事務所の所在地
 を変更したいので、電気事業法第97条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の6(第132条の5関係)
業務規程認可申請書

年 月 日

殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名

電気事業法第99条第1項前段の規定により、別紙のとおり業務規程の認可を受けたいので
 申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の7(第132条の5関係)

業務規程変更認可申請書

年 月 日

殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名

電気事業法第99条第1項後段の規定により、下記のとおり業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更の理由

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 変更の明細を記載した書面を添付すること。

様式第83の8(第132条の9関係)

卸電力取引所事業計画及び収支予算認可申請書

年 月 日

殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名

電気事業法第99条の7第1項前段の規定により、別添のとおり事業計画及び収支予算の認可を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の9(第132条の9関係)

卸電力取引事業計画(収支予算)変更認可申請書

年 月 日

殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名

電気事業法第99条の7第1項後段の規定により、下記のとおり事業計画(収支予算)の変更の認可を受けたいので申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更の理由

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 変更の明細を記載した書面を添付すること。

様式第83の10(第132条の12関係)

市場開設業務休止(廃止)許可申請書

年 月 日

殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名

電気事業法第99条の9第1項の規定により、下記のとおり市場開設業務の一部(全部)の休止(廃止)の許可を受けたいので申請します。

記

1. 休止(廃止)しようとする市場開設業務の範囲
2. 休止(廃止)しようとする年月日
3. 休止しようとする場合にあっては、その期間
4. 休止(廃止)の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の11(第132条の13関係)

役員選任(解任)認可申請書

年 月 日

殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名

電気事業法第99条の10の規定により、別添のとおり卸電力取引所の役員の選任(解任)の認可を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第83の12(第132条の15関係)

特定計量届出書

年 月 日

殿

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第103条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

主たる営業所	名称	
	所在地	
その他の営業所	名称	
	所在地	
特定計量の内容		
特定計量の適正を確保するための措置の内容		
特定計量の開始の予定年月日		
電話番号、電子メールアドレス		
その他の連絡先		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第83の13 (第132条の15関係)

電気事業法第103条の2第1項第3号 説明書

年 月 日

殿

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

1. 使用する電気計器の概要

電気計器の種別	
型名	
製造事業者名	
精度階級	
定格値	
変成器の概要	

2. 計量対象

--

3. 取引規模

--

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「変成器の概要」の欄については、電気計器と合わせて変成器を使用する場合にのみ記載すること。

様式第83の14 (第132条の15関係)

電気事業法第103条の2第1項第4号 説明書

年 月 日

殿

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

1. 特定計量に係る取引又は証明の相手方に対する苦情及び問合せに関する事項

(1) 特定計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び問合せの方法

--

(2) 特定計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制の概要

--

(3) 特定計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制図

--

2. 使用期間の設定方法

対象範囲	
使用期間	
使用期間の設定根拠	

3. 基準適合検査及び使用前等検査の検査主体等

基準適合検査	
使用前等検査	
使用中検査	
サンプル検査を実施する場合にはその内容	

4. 検査主体の適切性に関する事項

検査主体名	
届出者、製造事業者、第三者機関の別	
必要な能力に関する事項	
必要な体制に関する事項	

5. 実施する試験に関する事項

試験項目	検査結果	参照する規格番号
誤差及び基本性能		
安全性能		
耐ノイズ性能		
耐久性能		
耐候性能		
その他性能		

6. 準拠する他の規格等に関する事項

規格番号	規格名称	成立年月日	委員会等の名称	主要な計量に関する知見を有する有識者	対象機器例

7. 差分計量、按分計量を行う場合はその方法及び適切性

--

備考 1 該当事項のない欄は、省略すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第83の15 (第132条の16関係)

特定計量変更届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第103条の2第1項の規定により、次のとおり変更したいので届け出ます。

1. 変更の内容

--

2. 変更の予定年月日

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第84(第133条関係)

表面

電気事業法第107条の規定による立入検査証		第号
職名	氏名	年月日生
押出スタンプ		年月日發行
写		発行者印
真		

裏面

(立入検査)

第107条 主務大臣は、第39条、第40条、第47条、第49条及び第50条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者はボイラー等(原子力発電工作物に係るものに限る。)の溶解をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、機器、書類その他の工作物を検査させることができる。

2 電気事業大臣は、前項の規定により立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、機器、書類その他の工作物を検査させることができる。

3 電気事業大臣は、第22条の3から第23条の3まで、第27条の11の3から第27条の11の6まで又は第27条の11の13において準用する第22条の3条、第25条(第4項を除く。)、第23条の2若しくは第23条の3の規定の施行に必要な限度において、その職員に、一般送配電事業者の特定關係事業者、送電事業者の特定關係事業者又は配電事業者の特定關係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は財産、業務その他の工作物を検査させることができる。

4 電気事業大臣は、第一項の規定により立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行った事業者はボイラー等の溶解をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、機器、書類その他の工作物を検査させることができる。

5 電気事業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所(当該一般用電気工作物が小規模施設以外のものである場合にあっては、居宅の用に供されているものを除く。)に立ち入り、一般用電気工作物を検査せることができる。ただし、居宅の用に供されている場所に立ち入り、あらかじめ、その居宅の所有者をなければならぬ。

6 電気事業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、推進機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は財産、書類その他の工作物を検査せることができる。

7 電気事業大臣は、第37条の4から第37条の12までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、認定電気使用登録者等協会の事務所に立ち入り、業務の状況又は財産、書類その他の工作物を検査せることができる。

8 電気事業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録適合性認機関、登録安全認理委員会又は登録検査機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は財産、書類その他の工作物を検査せることができる。

9 電気事業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定送配電機関又は別電力取引所の事務所に立ち入り、業務の状況又は財産、書類その他の工作物を検査せることができる。

10 電気事業大臣は、第107条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、届出者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況又は財産、書類その他の工作物を検査せることができる。

11 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第117条の4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

十二 第107条第1項の規定による検査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第117条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発行人、役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

四 第107条第6号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第119条の4 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした認定電気使用登録者等協会、指定試験機関又は登録電力取引所の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

五 第107条第7項又は第9項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第120条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者には、30万円以下の罰金に処する。

九 第51条第3項、第54条若しくは第55条第4項(原子力発電工作物に係る場合を除く。)又は第107条第2項から第5項まで、第8項若しくは第10項の規定による書面又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

様式第84の2 (第133条の2関係)

表面

第 号	
電気事業法第107条の規定による立入検査証	
独立行政法人製品評価技術基盤機構	
写 真	押出スタンプ
氏名	年 月 日生
	年 月 日発行
発行者	印

裏面

電気事業法抜粋	
(立入検査)	
第107条	
4 経済産業大臣は、第1項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又はボイラー等の取扱をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	
5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所(当該一般用電気工作物が規格発電設備以外のものである場合にあっては、居住の用に供されているものを除く)に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。ただし、居住の用に供されている場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。	
13 経済産業大臣は、前項の規定により推進機関に立入検査を行わせる場合には、当該立入検査の場所その他の必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。	
14 推進機関は、前項の指示に従つて第12項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。	
15 第12項の規定により立入検査をする推進機関の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	
16 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(次項、次条及び第127条において「機構」という。)に、第4項(ボイラー等の取扱をする者に係る部分を除く。)又は第5項の規定による立入検査を行わせることができる。	
17 第13項から第15項までの規定は、機構の行う立入検査に準用する。	
第129条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 九 第51条第3項、第54条若しくは第55条第4項(電子力発電工作物に係る場合を除く。)又は第107条第2項から第5項まで、第8項若しくは第10項の規定による審査又は検査を組み、妨げ、又は忌避したとき。	

附則様式第一(附則第2条関係)

供給規程以外の供給条件承認申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法の一部を改正する法律附則第5条第1項の承認を受けたいでの次のとおり申請します。

料金その他の供給条件の内容
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間

備考 1 料金その他の供給条件の内容の欄には、旧法第21条ただし書の認可番号及び認可年月日を付記すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

附則様式第二(附則第18条関係)

電気事業法附則第17項から第19項までの規定を適用することが
適当である旨の認定申請書

年 月 日

四

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

第3条新法附則第10項の規定により、同法附則第12項の認定を受けたいので申請します。

前

1. 商号
 2. 電気事業以外の事業を営む場合にあっては、その概要
(申請者は電気事業法附則第10項第4号に掲げる者である場合は、その子会社たる同項第1号から第3号までに掲げる者の内容を含む。)
 3. 電気事業法附則第12項各号に掲げる要件に適合することの説明

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

区域	離島
北海道	礼文島、利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御藏島、神奈川県、山梨県	島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
静岡県のうち 熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和三十一年九月二十九日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成二十年十月三十日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡	島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。）	島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
岐阜県のうち 飛騨市（平成十六年一月三十一日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和三十一年九月二十九日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成十六年二月二十九日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）	島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
愛媛県のうち 今治市（平成十七年一月十五日における旧越智及び関前村の区域に限る。）、越智郡	島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 兵庫県のうち 赤穂市（昭和三十八年九月一日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）	島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
香川県のうち 小豆郡、香川郡	島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
粟国島、渡名喜島、久米島、奥武島、大東島、南大東島、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島、水納島、石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒	島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
沖縄県	島、八丈島、青ヶ島、父島、母島

別表第一の二（第六十一条の二関係）	
項目	島、新城島（上地）、新城島（下地）、波照間島、与那国島
一 電所	調査及び予測の内容
（一）騒音	1 調査項目 （1）騒音の諸元 イ 建設機械の稼働の状況 ロ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況 （2）騒音の状況 国又は地方公共団体の測定している騒音の測定点（以下「騒音の測定点」という。）の測定値及び位置 （3）地形 騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況 （4）地域の基準 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（以下「騒音に係る環境基準」という。） （5）保全対象 イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの（以下「学校等」と総称する。） ロ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第一項から第七項までに定める地域ハ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路 ニ 騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点 ホ 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年總理府令第十五号）に規定する限度を超えている地域
（二）振動	1 調査項目 （1）振動の諸元 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況 （2）保全対象
二 水力発電所	調査及び予測の内容
（三）水質	1 調査項目 （1）排水の諸元 イ 排水の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量並びに排出量 （2）水質の状況 （3）地域の基準 環境基本法第十六条第一項の規定による水質汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。） （4）保全対象 イ 排水基準を定める省令（昭和四十六年總理府令第三十五号）別表第二備考6及び7に規定する湖沼 ロ 水道原水取水地点 ハ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の二第一項に規定する指定水域又は指定地域 ニ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定する指定地域 ホ 水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐の水質汚濁に係る環境基準が確保されていない地点 2 調査地域 1 調査項目 （1）排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域及び減水区間 3 予測 （1）調査により確認された保全対象（保全対象のロを除く。）における排水の排出による生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水口直近の水質の測定点において定量的に予測する。 （2）排水の排出によって、調査により確認された保全対象のロに影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。 （3）調査により確認された保全対象のロが存在する水域が減水区間となる場合については、当該保全対象（ただし、当該保全対象での測定が困難な場合、当該保全対象の直近の水質の測定点）において影響の程度を定量的に予測する。
（四）植物	調査及び予測の内容
1 調査項目	1 調査項目 （1）調査地域 国又は地方公共団体の調査により確認された自然林及び野生植物の重要な生育の場の状況

		(五) 動物 に関する項目	(1) 国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生育の場に影響が及ぶかどうかを予測する。 (2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林又は野生植物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測する。
3	予測	1 調査項目 2 調査地域 3 予測	事業実施区域及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域及び減水区間
		(1) 国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場の状況 (2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。	(1) 国又は地方公共団体の調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況 (2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変を受けていない自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況
		1 調査項目 2 調査地域 3 予測	事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域
		(1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。 (2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変を受けていない自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けない河岸が存在するかどうかを予測する。	(1) 地形及び風速 (2) 大気の拡散に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況 (3) 気象 (4) 地形 (5) 地域の基準
	二 電所(地熱を利用するものを除く) 二 火力発電所 二 保護に関する項目 (六) 自然 二 项目	(1) 調査項目 イ 排ガスの諸元 ロ 煙突の出口のガスの排出量、速度及び温度、地表上の高さ並びに個数 (2) 大気質の状況 国又は地方公共団体の測定している大気の測定点(以下「大気の測定点」という。)の二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の地上濃度並びに位置	(1) 大気 質に関する項目 二 项目

(二)	騒音 に関する項	(二)	騒音 に関する項目	(二)	騒音 に関する項目
イ	学校等	ハ	都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第五条の二第一項に規定する指定地域	地 域	環境基本法第十六条第一項の規定による大気の汚染（二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「大気の汚染に係る環境基準」という。）
(6)	保全対象				
ロ					
都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第五条の二第一項に規定する指定地域					
ハ	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域	二	地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域	本大気の測定点における二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質の大気の汚染に係る環境基準が確保されていない地点	環境基本法第十六条第一項の規定による大気の汚染（二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「大気の汚染に係る環境基準」という。）
イ	調査地域	3	発電所を設置する区域の周囲二十キロメートルの範囲内の区域	3	調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。
イ	調査項目	1	騒音の諸元	1	騒音の測定点における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の汚染に係る環境基準が確保されていない地点
イ	建設機械及び発電所の施設の稼働の状況	2	発電所を設置する区域の周囲二十キロメートルの範囲内の区域	2	調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。
ロ	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況	3	発電所を設置する区域の周囲二十キロメートルの範囲内の区域	3	調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。
イ	地形	1	騒音の諸元	1	騒音の測定点における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の汚染に係る環境基準が確保されていない地点
イ	騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況	2	建設機械及び発電所の施設の稼働の状況	2	調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。
イ	保全対象	3	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況	3	調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。
ロ	都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域	1	騒音の測定点における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の汚染に係る環境基準が確保されていない地点	1	騒音の測定点における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の汚染に係る環境基準が確保されていない地点
ハ	幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路	2	建設機械及び発電所の施設の稼働の状況	2	調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。
ロ	騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地域	3	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況	3	調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。
ハ	騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する限度を超えている地域	1	騒音の測定点における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の汚染に係る環境基準が確保されていない地点	1	騒音の測定点における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の汚染に係る環境基準が確保されていない地点
ロ	調査地	2	建設機械及び発電所の施設の稼働の状況	2	調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。
ハ	調査地	3	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況	3	調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。
ロ	事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域	1	騒音の測定点における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の汚染に係る環境基準が確保されていない地点	1	騒音の測定点における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の汚染に係る環境基準が確保されていない地点
ハ	保全対象のハからホまでについては、事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域	2	建設機械及び発電所の施設の稼働の状況	2	調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。
ロ	予測	3	工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認された保全対象のハからホまでが存在する地域における騒音が最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。	3	調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。
ハ	(1) 工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全対象のイ、ロ又はニが存在する地域における騒音が最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。	1	騒音の測定点における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の汚染に係る環境基準が確保されていない地点	1	騒音の測定点における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の汚染に係る環境基準が確保されていない地点
ロ	(2) 保全対象のハからホまでが存在する地域における騒音が最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。	2	建設機械及び発電所の施設の稼働の状況	2	調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。
ロ	(1) 工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認された保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数がそれぞれ最大となる日の道路交通騒音の影響の程度を定量的に予測する。	3	工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認された保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数がそれぞれ最大となる日の道路交通騒音の影響の程度を定量的に予測する。	3	調査により確認された保全対象が存在する地域における二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気の測定点への影響を定量的に予測する。

(二) 振動に関する項目	
1 調査項目	(1) 振動の諸元 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
2 調査地域	(2) 保全対象 事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域
3 予測	振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域
(四) 水質に関する項目	
1 調査項目	調査により確認された保全対象が存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。
2 調査地域	事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場又は野生植物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測する。
3 予測	調査により確認された保全対象が存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。
(五) 植物に関する項目	
1 調査項目	水道原水取水地点及び水質の測定点の生物化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量並びに水温排水の排出量及び排水の温度
2 調査地域	水道原水取水地点及び水質の測定点の生物化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量並びに水温排水の排出量及び排水の温度
3 予測	水道原水取水地点及び水質の測定点の生物化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量並びに水温排水の排出量及び排水の温度
(六) 動物に関する項目	
1 調査項目	(1) 国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集及び野生動物の重要な生息の場に影響が及ぶかどうかを予測する。
2 調査地域	(2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。
3 予測	(1) 国又は地方公共団体の調査により確認された環境の状況 (2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。
(七) 自然保護に関する項目	
1 調査項目	(1) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況 (2) 国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けない自然海岸、自然湖岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況
2 調査地域	事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域並びに排水の排出により水温の状態が一定程度以上変化するおそれのある水域
3 予測	(1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。 (2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。 (3) 調査により確認された干潟に影響が及ぶかどうかを予測する。
(八) 大気に関する項目	
1 調査項目	水道原水取水地点及び水質の測定点において定量的に予測する。
2 調査地域	事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場又は野生植物の重要な生育の場が存在するおそれのある水域
3 予測	水道原水取水地点及び水質の測定点において定量的に予測する。
(九) 地形に関する項目	
1 調査項目	水道原水取水地点及び水質の測定点において定量的に予測する。
2 調査地域	事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場及び野生植物の重要な生育の場が存在するおそれのある水域
3 予測	水道原水取水地点及び水質の測定点において定量的に予測する。

			(二) 騒音に関する項目
		1 調査項目	2 の区域における硫化水素の濃度を定量的に予測する。
	(1) 騒音の諸元	3 建設機械及び発電所の施設の稼働の状況	予測
	(2) 地形	4 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況	
	(3) 保全対象	5 騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況	
	イ 学校等	6 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域	
	ロ 道路	7 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路	
	ハ 道路	8 騒音の測定期において騒音に係る環境基準が確保されていない地点	
	ホ 道路	9 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する限度を超えている地域	
	2 調査地域		
	(1) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域		
	(2) 保全対象のハからホまでについては、事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域		
	3 予測		
	(1) 工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全対象のイ、ロ又はニが存在する地域における騒音が最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。		
	(2) 工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認された保全対象のハからホまでが存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数がそれぞれ最大となる日の自動車騒音の影響の程度を定量的に予測する。		
	振動		
	1 調査項目		
	(1) 振動の諸元		
	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況		
	(2) 保全対象		
	振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域		
	2 調査地域		
	事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域		
	3 予測		
	調査により確認された保全対象が存在する地域における工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。		
	水質		
	1 調査項目		
	(1) 排水の諸元		
	イ 排水の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量並びに排出量		
	ロ 温排水の排出量及び排水の温度		
	(2) 水質の状況		
	水道原水取水地点及び水質の測定期の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素、全燐、水温並びに位置		

(一) 驚音に関する項目	(二) 振動に関する項目	(三) 水質に関する項目	(四) 植物に関する項目	(五) 動物に関する項目	
3 予測 調査により確認された保全対象が存在する地域において工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。	2 調査地域 工事を行う場所の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域	3 予測 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域	1 調査項目 騒音の諸元	1 調査項目 騒音の諸元	
4 太陽電池発電所	5 関連する項目	6 関連する項目	7 関連する項目	8 関連する項目	
3 予測 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。 (1) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変を受けていない自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。	2 調査地域 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。	3 予測 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。 (1) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変を受けていない自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。	4 太陽電池発電所	5 関連する項目	

(六) 自然保護に関する項目		(二) 振動に関する項目	
1 調査項目	(1) 国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場に影響が及ぶかどうかを予測する。	1 調査項目	(1) 振動の諸元
2 調査地域	(2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。	2 調査地域	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
3 予測	(1) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況 (2) 国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けない自然海岸、自然湖岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況 (3) 調査により確認された干潟に影響が及ぶかどうかを予測する。	3 予測	(2) 保全対象
事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内の区域	事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けない自然海岸、自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。	工事を行う場所の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域	振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域
1 調査項目	(1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。	1 調査項目	振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域
2 調査地域	(2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けない自然海岸、自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況	2 調査地域	工事を行う場所の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域
3 予測	(3) 調査により確認された干潟に影響が及ぶかどうかを予測する。	3 予測	工事を行う場所の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域
五 風力発電所に関する項目	(一) 騒音 1 調査項目 (1) 騒音の諸元 イ 建設機械及び発電所の施設の稼働の状況 ロ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況 (2) 地形 騒音の伝搬に影響を及ぼす地形及び大規模な建築物の状況 (3) 保全対象 イ 学校等 ロ 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域 ハ 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路 ニ 騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点 ホ 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する限度を超えている地域	(二) 水質に関する項目 1 排水の諸元 (1) 排水の諸元 イ 排水基準を定める省令別表第一備考6及び7に規定する湖沼及び海域 ロ 水道原水取水地点 ハ 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定水域又は指定地域 ニ 湖沼水質保全特別措置法第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定する指定地域 ホ 瀬戸内海環境保全特別措置法第二条第一項に規定する瀬戸内海又は同条第二項の関係府県の区域（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第三条の区域を除く。） ヘ 水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に係る環境基準が確保されていない地域	1 調査項目 (1) 振動の諸元 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
1 調査項目	(1) 調査により確認された環境の保全を目的として指定された地域その他の対象への影響の程度を予測する。	1 調査項目	(1) 振動の諸元 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
2 調査地域	(2) 事業実施区域の周囲十キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けない自然海岸、自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況	2 調査地域	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
3 予測	(3) 調査により確認された干潟に影響が及ぶかどうかを予測する。	3 予測	工事を行う場所の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域
六 植物に関する項目	(一) 植物 1 調査項目 2 調査地域 3 予測 (1) 工事及び発電所の施設の稼働による影響については、調査により確認された保全対象のイ、ロ又はニが存在する地域における騒音がそれぞれ最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。 (2) 工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認された保全対象のハからホまでに存在する地域における騒音の影響がそれぞれ最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。 (3) 工事用資材等の搬出入に使用する自動車による影響については、調査により確認された保全対象のハからホまでに存在する地域における騒音がそれぞれ最大となる日の騒音の影響の程度を定量的に予測する。	(二) 水質に関する項目 1 排水の諸元 (1) 排水の諸元 イ 排水基準を定める省令別表第一備考6及び7に規定する湖沼及び海域 ロ 水道原水取水地点 ハ 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定水域又は指定地域 ニ 湖沼水質保全特別措置法第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定する指定地域 ホ 瀬戸内海環境保全特別措置法第二条第一項に規定する瀬戸内海又は同条第二項の関係府県の区域（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第三条の区域を除く。） ヘ 水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に係る環境基準が確保されていない地域	1 調査項目 (1) 振動の諸元 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
1 調査項目	(1) 調査により確認された保全対象（保全対象のロを除く。）に対する排水の排出による生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水口直近の水質の測定点において定量的に予測する。	1 調査項目	(1) 振動の諸元 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
2 調査地域	(2) 排水の排出によって、調査により確認された保全対象のロに影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。	2 調査地域	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
3 予測		3 予測	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
事業実施区域の周囲区域及び排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域	事業実施区域の周囲区域及び排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域	事業実施区域の周囲区域及び排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
1 調査項目	(1) 調査により確認された保全対象（保全対象のロを除く。）に対する排水の排出による生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水口直近の水質の測定点において定量的に予測する。	1 調査項目	(1) 振動の諸元 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
2 調査地域	(2) 排水の排出によって、調査により確認された保全対象のロに影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。	2 調査地域	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
3 予測		3 予測	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
事業実施区域の周囲区域及び排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域	事業実施区域の周囲区域及び排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域	事業実施区域の周囲区域及び排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
1 調査項目	(1) 国又は地方公共団体の調査により確認された藻場又は野生植物の重要な生育の場に影響が及ぶかどうかを予測する。	1 調査項目	(1) 振動の諸元 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
2 調査地域	(2) 国又は地方公共団体の調査により確認された藻場又は野生植物の重要な生育の場に影響が及ぶかどうかを予測する。	2 調査地域	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況
3 予測		3 予測	工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況

(五) 動物に関する項目	(2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された自然林、藻場又は野生植物の重要な生育の場が存在するかどうかを予測する。
1 調査項目	国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集及び野生動物の重要な生息の場の状況
2 調査地域	事業実施区域及びその周辺区域並びに排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域
3 予測	(1) 国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場に影響が及ぶかどうかを予測する。 (2) 事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認されたさんご群集又は野生動物の重要な生息の場が存在するかどうかを予測する。
(六) 自然保護に関する項目	(1) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象の状況 (2) 国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けている自然海岸、自然湖岸及び河川の水際線が人工改変を受けていない河岸の状況 (3) 調査地域

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）		工事の種類	所発電工事	設置の	1 認可をするもの	要事前届出を要するもの
1 出力	1 十キロワット以上	1 発電所の設置であつて、次に掲げるもの	1 発電所の設置であつて、次に掲げるもの	1 発電所の設置であつて、次に掲げるもの	1 発電所の設置であつて、次に掲げるもの	1 発電所の設置であつて、次に掲げるもの
2 ワット以下	(1) 水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するものを除く。）の設置	(1) 水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するものを除く。）の設置	(1) 水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するものを除く。）の設置	(1) 水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するものを除く。）の設置	(1) 水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するものを除く。）の設置	(1) 水力発電所（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するものを除く。）の設置
3 燃料電池発電所の設置	(2) 火力発電所であつて汽力を原動力とするもの（小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く。）の設置	(2) 火力発電所であつて汽力を原動力とするもの（小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く。）の設置	(2) 火力発電所（汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く。）の設置	(2) 火力発電所（汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く。）の設置	(2) 火力発電所（汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く。）の設置	(2) 火力発電所（汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く。）の設置
4 火力発電所の設置	(3) 出力一万キロワット以上の火力発電所であつてガスタービンを原動力とするものの設置	(3) 出力一万キロワット以上の火力発電所であつてガスタービンを原動力とするものの設置	(3) 出力一万キロワット以上の火力発電所であつてガスタービンを原動力とするものの設置	(3) 出力一万キロワット以上の火力発電所（汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く。）の設置	(3) 出力一万キロワット以上の火力発電所（汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く。）の設置	(3) 出力一万キロワット以上の火力発電所（汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く。）の設置
5 火力発電所の設置	(4) 出力一万キロワット以上の火力発電所の設置であつて内燃力を原動力とするものの設置	(4) 出力一万キロワット以上の火力発電所の設置であつて内燃力を原動力とするものの設置	(4) 太陽電池発電所の設置	(4) 太陽電池発電所の設置	(4) 太陽電池発電所の設置	(4) 太陽電池発電所の設置
6 火力発電所の設置	(5) アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電所の設置	(5) アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電所の設置	(5) 風力発電所の設置	(5) 風力発電所の設置	(5) 風力発電所の設置	(5) 風力発電所の設置
7 火力発電所の設置	(6) ガススタービン又は内燃力を原動力とするもの（（2）から（4）までの掲げるものを除く。）の設置	(6) ガススタービン又は内燃力を原動力とするもの（（2）から（4）までの掲げるものを除く。）の設置	(6) 太陽電池発電所の設置	(6) 太陽電池発電所の設置	(6) 太陽電池発電所の設置	(6) 太陽電池発電所の設置
8 火力発電所の設置	(7) 火力発電所であつて汽力、ガスタービン及び内燃力を原動力とするものの設置	(7) 火力発電所であつて汽力、ガスタービン及び内燃力を原動力とするものの設置	(7) 火力発電所の設置	(7) 火力発電所の設置	(7) 火力発電所の設置	(7) 火力発電所の設置
9 火力発電所の設置	(8) 火力発電所であつて二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とするものの設置	(8) 火力発電所であつて二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とするものの設置	(8) 火力発電所の設置	(8) 火力発電所の設置	(8) 火力発電所の設置	(8) 火力発電所の設置
10 火力発電所の設置	(9) 火力発電所であつて汽力、ガスタービン及び内燃力を原動力とするものの設置	(9) 火力発電所であつて汽力、ガスタービン及び内燃力を原動力とするものの設置	(9) 太陽電池発電所の設置	(9) 太陽電池発電所の設置	(9) 太陽電池発電所の設置	(9) 太陽電池発電所の設置

電所の設置	(8) 出力五百キロワット以上の燃料電池発電所（別表第六に掲げるも
の設置	のを除く。）の設置
(4) 太陽電池発電所の設置	(9) 出力二千キロワット以上の太陽電池発電所の設置
(4) 太陽電池発電所の設置	(10) 出力五百キロワット以上の風力発電所の設置
(5) 風力発電所の設置	(11) (1)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる原
(5) 風力発電所の設置	動力のうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上のものに
(5) 風力発電所の設置	係る送電線出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものに
(5) 風力発電所の設置	除く。）の設置

機関本内燃機	ハス蒸気井 ニガスタービン(空気圧縮機、ガス発生機及び燃焼器を含む。以同じ。)	ロボイラ ー若しくは独立過熱器(バーナー)を含む。以 下同じ。)又は蒸気貯	(2)火力設備 イ蒸気タービン	21改 2貯水池又は調整池の設置
			(3)調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの	出力三千キロワット以上の発電設備に係る蒸気タービンの設置
			(3)出力一千キロワット以上の発電設備に係るボイラの改造であつて、次に掲げるもの	出力一千キロワット以上の発電設備に係る蒸気タービンの改造であつて、次に掲げるもの
			(1)主蒸気止め弁の入口の圧力又は温度の変更を伴うもの	(1)主蒸気止め弁の入口の圧力又は温度の変更を伴うもの
			(2)回転速度の変更又は五パー セント以上の定格出力の変更を伴うもの	(2)回転速度の変更又は五パー セント以上の定格出力の変更を伴うもの
			(3)安全弁の能力の変更を伴うもの	(3)安全弁の能力の変更を伴うもの
			ボイラ、独立過熱器又は蒸気貯藏器の取替え	ボイラ、独立過熱器又は蒸気貯藏器の取替え
			4出力一千キロワット以上の発電設備に係るボイラの改造であつて、燃料の種類の変更又は追加を伴うもの(石炭、石油、液化ガス、アンモニア、水素及びガス以外のものに係る場合に限る。)	4出力一千キロワット以上の発電設備に係るボイラの改造であつて、燃料の種類の変更又は追加を伴うもの(石炭、石油、液化ガス、アンモニア、水素及びガス以外のものに係る場合に限る。)
			5アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電所の発電設備に係るボイラの改造であつて、燃料の種類の変更又は追加を伴うもの	5アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電所の発電設備に係るボイラの改造であつて、燃料の種類の変更又は追加を伴うもの
			設置1ガススタービン(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力一千キロワット以上の発電設備に係るものに限る。2において同じ。)の設置	設置1ガススタービン(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。2において同じ。)の設置
			2ガススタービンに属するガス圧縮機の設置	2ガススタービンに属するガス圧縮機の設置
			3ガススタービン(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。4において同じ。)の改造であつて、次に掲げるもの	3ガススタービン(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。4において同じ。)の改造であつて、次に掲げるもの
			(1)入口の圧力又は温度の変更を伴うもの	(1)入口の圧力又は温度の変更を伴うもの
			(2)回転速度の変更又は五パー セント以上の定格出力の変更を伴うもの	(2)回転速度の変更又は五パー セント以上の定格出力の変更を伴うもの
			(3)調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの	(3)調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの
			4ガススタービンの取替え	4ガススタービンの取替え
			内燃機関(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。)の設置又は取替え	内燃機関(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。)の設置又は取替え

燃料設備（内燃力）へ
発電設備に係るものとを除く。)

所の発電設備にあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るものに限る。2において同じ。)の設置

2 燃料設備の改造であつて、次に掲げるもの

(1) 液化ガス用燃料設備に属するものであつて、ガス・液化ガス用容器(液化ガス用貯槽、液化ガス用気化器、ガスホルダー、熱交換器(ガス又は液化ガス用のものに限る)、冷凍設備(受液器、油分離器又は凝縮器に限る)及びその他のガス又は液化ガス用の容器をいう。以下別表第二及び別表第三において同じ)、冷凍設備に係る冷媒ガス圧縮機(最高使用圧力が九百八十キロパスカル以上のものに限る。以下別表第一及び別表第三において同じ)、液化ガス用配管(外径が百五十ミリメートル以上のガス又は液化ガスを通ずる配管をいう。以下別表第二及び別表第三において同じ)又は導管の設置

(2) 液化ガス用燃料設備に属するものであつて、ガス・液化ガス用容器若しくは配管の最高使用圧力、最高使用温度若しくは最低使用温度(通常の使用状態の温度が零度以下のものに限る。以下別表第二及び別表第三において同じ)又は導管の最高使用圧力の変更を伴うもの

(3) 液化ガス用燃料設備に属するものであつて、低温貯槽(圧力が零キロパスカルにおける沸点が零度以下の液化ガスを温度が零度以下又は当該液化ガスの気相部における通常の使用状態での圧力が九十八キロパスカル以下の液体の状態で貯蔵する貯槽をいう。以下同じ)に係る防液堤の容量の変更又は冷凍設備に係る冷媒ガス圧縮機、液化ガス用ポンプ若しくは圧送機の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの

(4) 液化ガス用燃料設備に属するガス・液化ガス用容器の胴又は安全弁に係るもの

(5) 液化ガス用燃料設備に属するガス・液化ガス用配管又は導管の変更に係る長さが百メートル以上もの

(6) 液化ガス用燃料設備に属する液化ガス用気化器、ガス若しくは液化ガス用の熱交換器又は冷凍設備に係る凝縮器の伝熱面積の変更を伴うもの

(7) 液化ガス用燃料設備に属する導管の位置の変更が二十メートル以上のもの

3 可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料(以下「廃棄物固形化燃料」という。)の貯蔵設備の改造であつて、次に掲げるもの

(1) 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備的主要寸法、材料又は個数の変更を伴うもの

(2) 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の湿度、温度若しくは酸素若しくは可燃性のガスの濃度を測定するための装置、これらの測定の結果を記録するための装置、不活性ガスを封入するための装置その他燃焼を防止するための装置又は消火のための装置の種類、能力、個数又は取付箇所の変更を伴うもの

(3) 廃棄物固形化燃料の貯蔵設備において、当該燃料を受け入れるための装置、当該燃料の全部を撤去するための装置又は当該撤去の実施後の点検のための装置の種類、能力、個数又は取付箇所の変更を伴うもの

		リ 脱 水 素 設 備	チ ガ ス 化 炉 設 備	ト 液 化 ガ ス 設 備 を 除 く。
(3)	(3)	(4) その他廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の安全を確保するための装置に係る変更を伴うもの	(4) 液化ガス設備（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るものに限る。2において同じ。）の設置	
(3)	(2)	(2) 液化ガス設備の改造であって、次に掲げるもの	(1) ガス・液化ガス用容器、液化ガス用ポンプ、ガス圧縮機（最高使用圧力が九百八十キロ・パスカル以上のものに限る。以下別表第二及び別表第三において同じ。）、ガス・液化ガス用配管又は導管の設置	1 液化ガス設備（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るものに限る。2において同じ。）の設置
(3)	(2)	(5) ガス・液化ガス用配管の最高使用圧力、最高使用温度又は最低使用温度の変更を伴うもの	(2) ガス・液化ガス用容器の最高使用圧力、最高使用温度若しくは最低使用温度又は導管の最高使用圧力の変更を伴うもの	
(3)	(2)	(6) 液化ガス用気化器又は熱交換器の伝熱面積の変更を伴うもの	(3) 液化ガス用ポンプ又はガス圧縮機の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの	
(3)	(2)	(7) ガス・液化ガス用配管又は導管の変更に係る長さが百メートル以上るもの	(4) 液化ガス用容器の胴又は安全弁に係るもの	
(3)	(2)	(8) 導管の位置の変更が二十メートル以上のもの	(5) ガス・液化ガス用配管の最高使用圧力、最高使用温度又は最低使用温度の変更を伴うもの	
(3)	(2)	(1) ガス化炉用容器（ガス化炉、蒸気発生器、熱交換器その他のガス化炉用の容器の最高使用圧力が九百八十キロ・パスカル以上のものをいう。以下別表第二及び別表第三において同じ。）、ガス圧縮機又はガス用配管（外径が百五十ミリメートル以上のガスを通ずる配管であつて、最高使用圧力が九百八十キロ・パスカル以上のものをいう。以下別表第二及び別表第三において同じ。）の設置	(1) ガス化炉用容器（ガス化炉、蒸気発生器、熱交換器その他のガス化炉用の容器の最高使用圧力が九百八十キロ・パスカル以上のものをいう。以下別表第二及び別表第三において同じ。）、ガス圧縮機又はガス用配管（外径が百五十ミリメートル以上のガスを通ずる配管であつて、最高使用圧力が九百八十キロ・パスカル以上のものをいう。以下別表第二及び別表第三において同じ。）の設置	2 液化ガス設備の改造であって、次に掲げるもの
(3)	(2)	(2) ガス化炉用容器又は再熱器の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの	(2) ガス化炉用容器の胴又は安全弁に係るもの	
(3)	(2)	(3) ガス圧縮機の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの	(3) ガス圧縮機の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの	
(3)	(2)	(4) ガス化炉用容器の胴又は安全弁に係るもの	(4) ガス化炉用容器の胴又は安全弁に係るもの	
(3)	(2)	(5) ガス用配管の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの	(5) ガス用配管の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの	
(3)	(2)	(6) 热交換器の伝熱面積の変更を伴うもの	(6) 热交換器の伝熱面積の変更を伴うもの	
(3)	(2)	(7) ガス用配管の変更に係る長さが百メートル以上のもの	(7) ガス用配管の変更に係る長さが百メートル以上のもの	
(3)	(2)	(8) 蒸気発生器の取替え	(8) 蒸気発生器の取替え	
(1)	(1)	1 発電設備に係る脱水素設備の改造であって、次に掲げるもの	1 発電設備に係る脱水素設備（最高使用圧力が九百八十キロ・パスカル以上のものを製造する設備をいう。以下別表第二及び別表第三において同じ。）、ガス用配管	1 液化ガス設備（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るものに限る。2において同じ。）の設置
(1)	(1)	2 脱水素設備用容器（最高使用圧力が九百八十キロ・パスカル以上のものを製造する設備をいう。以下別表第二及び別表第三において同じ。）、ガス用配管	2 脱水素設備用容器（最高使用圧力が九百八十キロ・パスカル以上のものを製造する設備をいう。以下別表第二及び別表第三において同じ。）、ガス用配管	2 液化ガス設備の改造であって、次に掲げるもの
(1)	(1)	3 ガス圧縮機の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの	3 ガス圧縮機の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの	3 ガス圧縮機の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの

(三) 機器	(四) 電力用コンデンサー	(五) 分路リアクトル	(六) 周波数変換機器又は整流機	(七) 遮断器	(八) 換装置
--------	---------------	-------------	------------------	---------	---------

3 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の取替え 1 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上の調相機の設置 2 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上の調相機の改造であつて、二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの 3 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上の調相機の取替え 1 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群の設置 2 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群の改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの 3 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群の取替え 1 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの設置 2 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの 3 電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの取替え 1 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上の周波数変換機器又は整流機器の設置 2 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上の周波数変換機器又は整流機器の改造であつて、二十パーセント以上の電圧の変更又は二十パーセント以上の容量若しくは出力の変更を伴うもの 3 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上の周波数変換機器又は整流機器の取替え 1 送電線引出口の遮断器(需要設備と電気的に接続するためのものを除く。)であつて、電圧十七万ボルト以上のものの設置(ガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。) 2 送電線引出口の遮断器(需要設備と電気的に接続するためのものを除く。)であつて、電圧十七万ボルト以上のものの改造のうち、二十パーセント(ガス遮断器及び真空遮断機にあつては、三十パーセント)以上上の遮断電流の変更を伴うもの 3 周波数低下による事故の拡大を防止するため設置する遮断器であつて、法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置 4 他の者が設置する電気工作物(需要設備を除く。)と電気的に接続するための遮断器であつて、電圧十七万ボルト以上のものの取替え 装置に係る逆変換装置の設置、取替え又は改造であつて、二十パーセント以上の電圧若しくは出力の変更を伴うもの
--

(九) 電力貯蔵装置	附帯設備	三	備(二) 蓄電所の運転を管理するための制御装置	所(一) 変電工事	二	工事でありますて、次の設備に係るもの	備(一) の設置のための工事	機(三) 整器	(二) 電圧調整器又は電圧位相調整器	(一) 變圧
------------	------	---	-------------------------	-----------	---	--------------------	----------------	---------	--------------------	--------

1 出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の電力貯蔵装置の設置 2 出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の電力貯蔵装置の改造であつて、二十パーセント以上の出力又は容量の変更を伴うもの	出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の蓄電所に係る制御装置の改造であつて、制御方式の変更を伴うもの	1 出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の電力貯蔵装置の設置 2 出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の電力貯蔵装置の改造であつて、二十パーセント以上の出力又は容量の変更を伴うもの
---	--	---

(一) 容量 の変更を伴うもの	容量一万キロボルトアンペア以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上の調相機(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の調相機)の改造であつて、二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの
(二) 電力 用コンデン サー	電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上の調相機(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の調相機)の取替え
(三) 分路 リアクトル	電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群の設置
(四) 電力	電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群の設置
(五) 分路 リアクトル	電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群の改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの
(六) 限流 リアクトル	電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の群の取替え
(七) 周波 数変換機器 又は整流機 器(鉄道營業法、軌道法又は鉄道法又は鐵道事業法が適用され又は準用される流き電側の変電所の直用を除く)	電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の分路リアクトルの改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの
替え	電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の分路リアクトルの設置
1 電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の分路リアクトルの取替え	電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量十万キロボルトアンペア以上の分路リアクトルの改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの
2 電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の限流リアクトルの改造であつて、二十パーセント以上の容量の変更を伴うもの	電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の限流リアクトルの取替え
3 電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の限流リアクトルの取替え	電圧十七万ボルト以上(受電所にあつては、電圧十万ボルト以上)の変電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の限流リアクトルの取替え
1 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上(受電所にあつては、容量十万キロボルトアンペア以上又は出力十万キロワット以上)の周波数変換機器又は整流機器の設置	容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上(受電所にあつては、容量十万キロボルトアンペア以上又は出力十万キロワット以上)の周波数変換機器又は整流機器の改造であつて、二十パーセント以上の電圧の変更又は二十パーセント以上の容量若しくは出力の変更を伴うもの
2 容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上(受電所にあつては、容量十万キロボルトアンペア以上又は出力十万キロワット以上)の周波数変換機器又は整流機器の改造であつて、二十パーセント以上の電圧の変更又は二十パーセント以上の容量若しくは出力の変更を伴うもの	容量十五万キロボルトアンペア以上又は出力十五万キロワット以上(受電所にあつては、容量十万キロボルトアンペア以上又は出力十万キロワット以上)の周波数変換機器又は整流機器の取替え

じてお項こ以むを
。同いにの下。含

別表第三（第六十三条、第六十六条、第七十八条関係）		電気工作物の種類	記載すべき事項	一般記載事項 （認可の申請又は届出に係る工事の内容に関するものに限る。）	設備別記載事項 （認可の申請又は届出に係る工事の内容に関するものに限る。）	備 一 又 は 發 電 所	一 發 電 所
論及効量使合所力3波及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所						
水及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所	記力ん常力常合所力の發	村市府へ都位置及	記載字区縣都道	名稱	電線路の布設方式の変更を伴うもの	電線の種類又は一回線当たりの条数の変更を伴うもの
水及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所	記力ん常力常合所力の發	村市府へ都位置及	記載字区縣都道	名稱	電圧十万ボルト未満の電線路の電圧を十万ボルト以上とする改造電圧十万ボルト以上の電線路の左右五十メートル以上の位置変更	二十パーセント以上の電線の太さの変更を伴うもの
水及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所	記力ん常力常合所力の發	村市府へ都位置及	記載字区縣都道	名稱	地中電線路の布設方式の変更を伴うもの	支持物に係るもの
水及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所	記力ん常力常合所力の發	村市府へ都位置及	記載字区縣都道	名稱	（6）電圧十万ボルト未満の電線路の電圧を十万ボルト以上とする改造電圧十万ボルト以上の電線路の左右五十メートル以上の位置変更	（2）電気方式又は回線数の変更を伴うもの
水及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所	記力ん常力常合所力の發	村市府へ都位置及	記載字区縣都道	名稱	（5）地中電線路の布設方式の変更を伴うもの	（3）電線の種類又は一回線当たりの条数の変更を伴うもの
水及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所	記力ん常力常合所力の發	村市府へ都位置及	記載字区縣都道	名稱	（4）二十パーセント以上の電線の太さの変更を伴うもの	（4）支持物に係るもの
水及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所	記力ん常力常合所力の發	村市府へ都位置及	記載字区縣都道	名稱	（5）支持物に係るもの	（5）支持物に係るもの
水及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所	記力ん常力常合所力の發	村市府へ都位置及	記載字区縣都道	名稱	（6）地中電線路の布設方式の変更を伴うもの	（6）地中電線路の布設方式の変更を伴うもの
水及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所	記力ん常力常合所力の發	村市府へ都位置及	記載字区縣都道	名稱	（7）送電関係一覧図（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合を除く。）	（7）送電関係一覧図（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合を除く。）
水及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所	記力ん常力常合所力の發	村市府へ都位置及	記載字区縣都道	名稱	（8）事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であつて、一般送配電事業又は配電事業の用に供されるものに係る場合に限り、別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合を除く。）	（8）事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であつて、一般送配電事業又は配電事業の用に供されるものに係る場合に限り、別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合を除く。）
水及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所	記力ん常力常合所力の發	村市府へ都位置及	記載字区縣都道	名稱	（9）特定対象事業に係るものにあつては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図（水力発電所の場合には、減水区間の長さも併せて記載すること。）	（9）特定対象事業に係るものにあつては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図（水力発電所の場合には、減水区間の長さも併せて記載すること。）
水及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所	記力ん常力常合所力の發	村市府へ都位置及	記載字区縣都道	名稱	（10）特定対象事業に係るものにあつては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図（水力発電所の場合には、減水区間の長さも併せて記載すること。）	（10）特定対象事業に係るものにあつては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図（水力発電所の場合には、減水区間の長さも併せて記載すること。）
水及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所	記力ん常力常合所力の發	村市府へ都位置及	記載字区縣都道	名稱	（11）環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業（特定対象事業を除く。）に係るものにあつては、同法第四十六条第三項第二号（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置に関する説明書	（11）環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業（特定対象事業を除く。）に係るものにあつては、同法第四十六条第三項第二号（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置に関する説明書
水及び落用はの發力水び有水力差周	及とすを付とすを頭時及時はの發電所の場所	記力ん常力常合所力の發	村市府へ都位置及	記載字区縣都道	名稱	（12）大気汚染防止法第二条第十四項の大気汚染防止設施（以下「水銀排出施設」）に関する説明書	（12）大気汚染防止法第二条第十四項の大気汚染防止設施（以下「水銀排出施設」）に関する説明書

(二) 水力								
(二) 水力								
(二) 水力								
1 ダム	2 ダム	3 ダム	4 ダム	5 ダム	6 ダム	7 ダム	8 ダム	備 2 取水設
(1) 基礎地盤の処理方法 (2) コンクリートの材料の種類、コンクリート一立方メートル当たりのセメント使用量及びコンクリート以外の堤体材料の材料試験の結果 (3) ゲート操作用常用動力設備の種類及び容量並びに制御方法	1 種類、高さ、余裕高、頂長、頂幅、越流頂標高、越流幅及び越流水深 2 堤体の体積、最大敷幅並びに上下流面こう配又は中心角及び半径 3 高さ十五メートル以上のダムに係る次の事項	1 土砂堆積量計算書 2 揚水発電所の揚水量の決定に関する説明書 3 堤体の強度及び安定度についての計算書	1 流量資料 2 揚水発電所の揚水量の決定に関する説明書 3 土砂堆積量計算書 4 揚水発電所の揚水量の決定に関する説明書	1 流用水量の決定に関する説明書 2 揚水発電所の揚水量の決定に関する説明書 3 揚水発電所の揚水量の決定に関する説明書	1 放水路 2 放水路 3 放水路	1 沈砂池 2 導水路	1 記載すること。 2 こう長（本水路及び支水路の別並びにトンネル、暗きよ、開きよ、水路橋、サイホン及びその他の別に記載すること。）及水路橋及びサイホンの構造計算書 3 地點の位置（都道府県郡市町村字番地を記載すること。） 4 こう配、標準断面形及び標準断面寸法 5 水路橋、サイホンの標準巻厚及び標準断面寸法	1 主 要寸法 2 取水口の主要寸法及び取水口敷標高 3 制水門の種類及び主要寸法 4 取水方法
(1) 基礎地盤の処理方法 (2) コンクリートの材料の種類、コンクリート一立方メートル当たりのセメント使用量及びコンクリート以外の堤体材料の材料試験の結果 (3) ゲート操作用常用動力設備の種類及び容量並びに制御方法	1 高さ十五メートル以上のダムの基礎地盤の地質及び処理の方法に関する説明書 2 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 3 種類及び容量	1 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 2 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 3 揚水吐きの構造図並びに容量、強度	1 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 2 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 3 揚水吐きの構造図並びに容量、強度	1 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 2 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 3 揚水吐きの構造図並びに容量、強度	1 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 2 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 3 揚水吐きの構造図並びに容量、強度	1 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 2 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 3 揚水吐きの構造図並びに容量、強度	1 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 2 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 3 揚水吐きの構造図並びに容量、強度	1 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 2 揚水吐きの構造図並びに容量、強度 3 揚水吐きの構造図並びに容量、強度

電気工作物の変更をしようとする場合を除く。)

(4) ゲート操作用予備動力設備の制御方 (5) 水たたき以外の放流設備の種類、主要寸法及び設置箇所の標高 (6) 取水する河川又は湖沼の名称及び取水地点の位置（都道府県郡市町村字番地を記載すること。）	(7) 法、常用との切換方法の他 (8) 1の中欄に準ずるもの (9) 水たたきの減勢方式	(10) 1の下欄に準ずる (11) ものの減勢についての水理模型実験の結果を記載した書類
(1) 基礎地盤の処理方法 (2) コンクリートの材料の種類、コンクリート一立方メートル当たりのセメント使用量及びコンクリート以外の堤体材料の材料試験の結果 (3) ゲート操作用常用動力設備の種類及び容量並びに制御方法	(1) 基礎地盤の処理方法 (2) コンクリートの材料の種類、コンクリート一立方メートル当たりのセメント使用量及びコンクリート以外の堤体材料の材料試験の結果 (3) ゲート操作用常用動力設備の種類及び容量並びに制御方法	(1) 基礎地盤の処理方法 (2) コンクリートの材料の種類、コンクリート一立方メートル当たりのセメント使用量及びコンクリート以外の堤体材料の材料試験の結果 (3) ゲート操作用常用動力設備の種類及び容量並びに制御方法
(4) ゲート操作用予備動力設備の制御方 (5) 水たたき以外の放流設備の種類、主要寸法及び設置箇所の標高 (6) 取水する河川又は湖沼の名称及び取水地点の位置（都道府県郡市町村字番地を記載すること。）	(7) 法、常用との切換方法の他 (8) 1の中欄に準ずるもの (9) 水たたきの減勢方式	(10) 1の下欄に準ずる (11) ものの減勢についての水理模型実験の結果を記載した書類
(1) 基礎地盤の処理方法 (2) コンクリートの材料の種類、コンクリート一立方メートル当たりのセメント使用量及びコンクリート以外の堤体材料の材料試験の結果 (3) ゲート操作用常用動力設備の種類及び容量並びに制御方法	(1) 基礎地盤の処理方法 (2) コンクリートの材料の種類、コンクリート一立方メートル当たりのセメント使用量及びコンクリート以外の堤体材料の材料試験の結果 (3) ゲート操作用常用動力設備の種類及び容量並びに制御方法	(1) 基礎地盤の処理方法 (2) コンクリートの材料の種類、コンクリート一立方メートル当たりのセメント使用量及びコンクリート以外の堤体材料の材料試験の結果 (3) ゲート操作用常用動力設備の種類及び容量並びに制御方法
(4) ゲート操作用予備動力設備の制御方 (5) 水たたき以外の放流設備の種類、主要寸法及び設置箇所の標高 (6) 取水する河川又は湖沼の名称及び取水地点の位置（都道府県郡市町村字番地を記載すること。）	(7) 法、常用との切換方法の他 (8) 1の中欄に準ずるもの (9) 水たたきの減勢方式	(10) 1の下欄に準ずる (11) ものの減勢についての水理模型実験の結果を記載した書類

最ボイラーの構造図
制御方法に関する説明書
ボイラーに附属する管の配置の概要
を明示した図面

4	安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
5	ボイラेに附属する給水設備に係るポンプの種類、個数及び原動機の種類
6	ボイラेに附属する熱交換器に係る次の事項
(1)	種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料及び個数
(2)	蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
7	ボイラेに附属する通風設備に係る次の事項
(1)	通風機の種類及び個数
(2)	煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ、有効高さ並びに個数
8	ボイラेに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項
(1)	空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数
(2)	空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
(3)	空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数
9	ボイラेに附属する管に係る次の事項
(1)	主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
(2)	安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
10	アンモニアを燃料として使用する火力発電所の発電設備に係るボイラेに附属するガス漏えい検知警報設備の種類並びに除害設備の種類、能力、個数及び取付箇所
11	微粉炭燃焼用機器に係る乾燥機、給炭機、粉碎機、輸送装置及びバーナーの種類、容量及び個数並びに微粉炭の発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分
12	微粉炭以外の石炭の燃焼用機器に係るストーカーの種類、燃焼容量、火床の幅及び長さ、個数並びに石炭の発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分

1 3	油燃焼用機器に係る次の事項
(1)	原油用又は原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）用の別
(2)	輸送装置及びバーナーの種類、容量及び個数並びに原油及び原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）の発热量、硫黄分、窒素分及び灰分
(3)	熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法並びに個数
1 4	ガス燃焼用機器に係る輸送装置及びバーナーの種類、容量及び個数並びにガスの発热量、硫黄分、窒素分及び灰分
1 5	液化ガス用燃料設備に属する燃焼用機器に係る次の事項
(1)	液化ガスに係るガスの種類、発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分
(2)	バーナーの種類、容量及び個数
(3)	ガス又は液化ガス用の容器（熱交換器を除く。）の種類、最高使用圧力、最高使用温度、最低使用温度、主要寸法、材料及び個数
(4)	ガス又は液化ガス用の熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最低使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法並びに個数並びに当該容器及び熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
(5)	ガス・液化ガス用配管の最高使用圧力、最高使用温度、最低使用温度、外径、厚さ及び材料
1 6	その他燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその他燃料の発热量、硫黄分、窒素分及び灰分
1 7	ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格
1	種類、最大通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積
2	管寄せ及び主要な管の主要寸法及び
材料	独立過熱器に附属する管の配置の概要を明示した図面

独立過熱器の構造図
制御方法に関する説明書
独立過熱器に附属する管の配置の概要を明示した図面

3	安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
4	独立過熱器に附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料並びに個数
5	独立過熱器に附属する通風設備に係る次の事項
(1)	通風機の種類及び個数
(2)	煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ並びに個数
6	独立過熱器に附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項
(1)	空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数
(2)	空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
(3)	空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数
7	独立過熱器に附属する管に係る次の事項
(4)	主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
(5)	安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
8	(二) 2の中欄 11から16までに準ずるもの
9	独立過熱器の基本設計方針、適用基準及び適用規格

3	安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
4	独立過熱器に附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料並びに個数
5	独立過熱器に附属する通風設備に係る次の事項
(1)	通風機の種類及び個数
(2)	煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ並びに個数
6	独立過熱器に附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項
(1)	空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数
(2)	空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
(3)	空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数
7	独立過熱器に附属する管に係る次の事項
(4)	主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
(5)	安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
8	(二) 2の中欄 11から16までに準ずるもの
9	独立過熱器の基本設計方針、適用基準及び適用規格

3	安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
4	独立過熱器に附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料並びに個数
5	独立過熱器に附属する通風設備に係る次の事項
(1)	通風機の種類及び個数
(2)	煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ並びに個数
6	独立過熱器に附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項
(1)	空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数
(2)	空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
(3)	空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数
7	独立過熱器に附属する管に係る次の事項
(4)	主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
(5)	安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
8	(二) 2の中欄 11から16までに準ずるもの
9	独立過熱器の基本設計方針、適用基準及び適用規格

4 蒸気貯蔵器

3 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所

4 蒸気貯蔵器に附属する管に係る次の事項

1 1 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

2 2 脊の主要寸法及び材料

3 3 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所

4 4 蒸気貯蔵器に附属する管に係る次の事項

5 5 力、吹出量、個数及び取付箇所

6 6 温度、外径、厚さ及び材料

7 7 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所

8 8 蒸気貯蔵器の基本設計方針、適用基準及び適用規格

9 9 独立過熱器の基本設計方針、適用基準及び適用規格

10 10 制御方法に関する説明書

11 11 蒸気貯蔵器に附属する管の配置の概要を明示した図面

12 12 蒸気貯蔵器の構造図

6
ガス
ビン(空)
気圧縮機
ガス発生機
燃焼器を含
む。以下同
じ。)

1 孔径、深さ並びに噴出蒸気の圧力、温度及び量	蒸気井の構造図 蒸気井に附属する管の配置の概要を明示した図面
2 蒸気井に附属する蒸気分離器の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	蒸気井に附属する熱交換器に係る次の事項
3 蒸気井に附属する熱交換器に係る次の事項	(1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること)、主要寸法、材料並びに個数
4 蒸気井に附属する管に係る次の事項	(2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
5 蒸気井の基本設計方針、適用基準及び適用規格	(1) 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (2) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
6 調速装置及び非常調速装置の種類	1 種類、出力、入口及び出口の圧力及びガススタービンの構造図 2 主要な管の主要寸法及び材料 3 測定装置及び非常調速装置の種類 4 ガススタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること)、主要寸法、材料並びに個数
7 空気冷却器に係る次の事項	(1) 種類、入口及び出口の温度並びに中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料 (2) 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法、材料並びに個数
8 ガススタービンに附属する管に係る次の事項	(1) 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (2) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
9 アンモニアを燃料として使用する火力発電所の発電設備に係るガススタービンに附属するガス漏えい検知警報設備の種類並びに除害設備の種類、能力、個数及び取付箇所	10 (二) 2の中欄 11から 16までに準ずるもの
11 ガススタービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格	11 ガススタービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格
12 濃度	12 調速装置及び非常調速装置の種類
13 発熱量、硫黄分、窒素分、灰分及び使用量、排出ガス量、ばい煙量並びにばい煙濃度	13 内燃機関に附属する冷却水設備の容量
14 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項	14 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項
15 (1) 空気だめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数 (2) 空気だめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 (3) 空気圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数	(1) 空気だめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数 (2) 空気だめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 (3) 空気圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数
16 内燃機関に附属する煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ、有効高さ並びに個数	15 内燃機関に附属する煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ、有効高さ並びに個数
17 (1) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 (2) 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数	(1) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 (2) 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数
18 次の事項	18 次の事項
19 (1) 種類、容量、入口及び出口におけるばい煙量、ばい煙濃度及びガスの温度、アシモニアの注入量並びにアンモニアの注入により発生するばいじんに係るばい煙濃度	(1) 種類、容量、入口及び出口におけるばい煙量、ばい煙濃度及びガスの温度、アシモニアの注入量並びにアンモニアの注入により発生するばいじんに係るばい煙濃度

関 7

内燃機

燃料系統図

1 種類、入口及び出口におけるばい煙量、ばい煙濃度及びガスの温度、アシモニアの注入量並びにアンモニアの注入により発生するばいじんに係るばい煙濃度	1 種類、入口及び出口におけるばい煙量、ばい煙濃度及びガスの温度、アシモニアの注入量並びにアンモニアの注入により発生するばいじんに係るばい煙濃度
2 調速装置及び非常調速装置の種類	2 調速装置及び非常調速装置の種類
3 内燃機関に附属する冷却水設備の容量	3 内燃機関に附属する冷却水設備の容量
4 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項	4 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項
5 内燃機関に附属する煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ、有効高さ並びに個数	5 内燃機関に附属する煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ、有効高さ並びに個数
6 内燃機関に附属するばい煙の処理設備(以下「ばい煙処理設備」という。)に係る次	6 内燃機関に附属するばい煙の処理設備(以下「ばい煙処理設備」という。)に係る次

(2) ばい煙処理設備に附属する空気圧縮機、通風機、破碎機又は摩擦機の種類、容量及び個数	7 アンモニアを燃料として使用する火力発電所の発電設備に係る内燃機関に附屬するガス漏えい検知警報設備の種類並びに除害設備の種類、能力、個数及び取付箇所
8 内燃機関の基本設計方針、適用基準及び適用規格	8 内燃機関の基本設計方針、適用基準及び適用規格
1 燃料運搬設備に係る次の事項	1 燃料運搬設備に係る次の事項
(1) 煤炭機及び燃炭機の種類、容量及び個数	(1) 煤炭機及び燃炭機の種類、容量及び個数

(2) 油又はガスの輸送管 (液化ガス用燃料設備に属するもの除外) であつて、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	(2) 油又はガスの輸送管 (液化ガス用燃料設備に属するもの除外) であつて、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
(3) 液化ガス用燃料設備に属する配管及び導管の始点及び終点の位置 (導管に係るものに限る)、延長 (導管に係るものに限る) (地中、水底及びその他の別に記載すること)、最高使用圧力、外径、厚さ及び外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	(3) 液化ガス用燃料設備に属する配管及び導管の始点及び終点の位置 (導管に係るものに限る)、延長 (導管に係るものに限る) (地中、水底及びその他の別に記載すること)、最高使用圧力、外径、厚さ及び外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
2 液化ガス用燃料設備に属するガス発生設備に係る次の事項	2 液化ガス用燃料設備に属するガス発生設備に係る次の事項
(1) 液化ガス用気化器の種類、能力、加熱用熱源の種類及び容量、出口の圧力及び温度、最高使用圧力 (一次側及び二次側の別に記載すること)、最高使用温度 (一次側及び二次側の別に記載すること) 及び最低使用温度 (一次側及び二次側の別に記載すること)、主要寸法、材料並びに個数 (一次側及び二次側の別に記載すること)、並びに当該液化ガス用気化器の安全弁の種類、吹出量、個数及び取付箇所 (二) 2 の中欄 1 5 (3) 及び (4) に準ずるもの (液化ガス用気化器に係るものを除く)。	(1) 液化ガス用気化器の種類、能力、加熱用熱源の種類及び容量、出口の圧力及び温度、最高使用圧力 (一次側及び二次側の別に記載すること)、最高使用温度 (一次側及び二次側の別に記載すること) 及び最低使用温度 (一次側及び二次側の別に記載すること)、主要寸法、材料並びに個数 (一次側及び二次側の別に記載すること)、並びに当該液化ガス用気化器の安全弁の種類、吹出量、個数及び取付箇所 (二) 2 の中欄 1 5 (3) 及び (4) に準ずるもの (液化ガス用気化器に係るものを除く)。
3 燃料貯蔵設備に係る次の事項	3 燃料貯蔵設備に係る次の事項

(1) 貯炭場の面積及び貯炭容量及び個数	(1) 貯炭場の面積及び貯炭容量及び個数
(2) 油タンク及びガスタンク (液化ガス用燃料設備に属するものを除く) の種類、容量及び個数	(2) 油タンク及びガスタンク (液化ガス用燃料設備に属するものを除く) の種類、容量及び個数
4 燃料貯蔵設備に属する液化ガス用貯槽及び導管の緊急遮断装置並	4 燃料貯蔵設備に属する液化ガス用貯槽及び導管の緊急遮断装置並

(3) 液化ガス用燃料設備に属するガスホルダーの種類、容量及び個数	(3) 液化ガス用燃料設備に属するガスホルダーの種類、容量及び個数
(4) 液化ガス用燃料設備に属する液化ガス用貯槽及び圧縮機 (最高使用圧力が九百八十キロパスカル每平方センチメートル以上のもに限る) の保安物	(4) 液化ガス用燃料設備に属する液化ガス用貯槽及び圧縮機 (最高使用圧力が九百八十キロパスカル每平方センチメートル以上のもに限る) の保安物
(5) 液化ガス用燃料設備に属する冷凍設備の冷媒ガスの種類、当該冷凍設備に係る伸縮吸収装置及び凝縮器に係る受液器、油分離器及び凝縮器に係る中衝撃に対する防護措置に関する説明書	(5) 液化ガス用燃料設備に属する冷凍設備の冷媒ガスの種類、当該冷凍設備に係る伸縮吸収装置及び凝縮器に係る受液器、油分離器及び凝縮器に係る中衝撃に対する防護措置に関する説明書
(6) 液化ガス用燃料設備に属する液化ガス用ポンプの種類、能力、吐出圧力及び個数 (常用及び予備の別に記載すること)	(6) 液化ガス用燃料設備に属する液化ガス用ポンプの種類、能力、吐出圧力及び個数 (常用及び予備の別に記載すること)
(7) アンモニアを燃料として使用する火力発電所の発電設備に係る液化ガス用燃料設備に属するガス漏えい検知警報設備の種類並びに除害設備の種類、能力、個数及び取付箇所	(7) アンモニアを燃料として使用する火力発電所の発電設備に係る液化ガス用燃料設備に属するガス漏えい検知警報設備の種類並びに除害設備の種類、能力、個数及び取付箇所

(8) 2 の中欄 1 4 (3) 及び (4) に準ずるもの (ガスホルダー、液化ガス用貯槽又は冷凍設備に係るガス漏えい検知警報設備の種類並びに除害設備の種類、能力、個数及び取付箇所	(8) 2 の中欄 1 4 (3) 及び (4) に準ずるもの (ガスホルダー、液化ガス用貯槽又は冷凍設備に係るガス漏えい検知警報設備の種類並びに除害設備の種類、能力、個数及び取付箇所
(9) 廃棄物固化形化燃料の貯蔵設備の主要な装置及び取付箇所	(9) 廃棄物固化形化燃料の貯蔵設備の主要な装置及び取付箇所
(10) 廃棄物固化形化燃料の貯蔵設備の湿度、温度及び酸素及び可燃性のガスの濃度を測定するための装置、これらの測定結果を記録するための装置、不活性ガスを封入するための装置その他燃焼を防止するための装置並びに消火のための装置の種類能力、個数及び取付箇所	(10) 廃棄物固化形化燃料の貯蔵設備の湿度、温度及び酸素及び可燃性のガスの濃度を測定するための装置、これらの測定結果を記録するための装置、不活性ガスを封入するための装置その他燃焼を防止するための装置並びに消火のための装置に関する説明書
(11) 廃棄物固化形化燃料の貯蔵設備において、当該燃料を受け入れるための装置、封入するための装置その他燃焼を防止するための装置並びに消火のための装置の種類能力、個数及び取付箇所	(11) 廃棄物固化形化燃料の貯蔵設備において、当該燃料を受け入れるための装置、封入するための装置その他燃焼を防止するための装置並びに消火のための装置に関する説明書

10 ガス設 備を 除く。) 液化 ガス用 燃料設 備を 除く。)	9 ばい煙 處理設備	(12) その他廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の安全を確保するための装置の種類、能力、個数及び取付箇所
1 ばい煙處理設備に係る次の事項 (1) 種類、容量、入口及び出口における ばい煙量、ばい煙濃度及びガスの速度、出 口のガスの温度、地表上の高さ及び有効高さ 濃度並びに煙突の出口のガスの速度、出口 のガスの温度、地表上の高さ及び有効高さ 微粉炭燃焼用機器に係る乾燥機に附属 する空気圧縮機又は通風機の種類、容量及 び個数	7 微粉炭燃焼用機器に係る乾燥機の燃料 の種類、硫黄分、窒素分、灰分、発熱量及 び使用量、排出ガス量、ばい煙量、ばい煙 濃度並びに煙突の出口のガスの速度、出口 のガスの温度、地表上の高さ及び有効高さ 微粉炭燃焼用機器に係る乾燥機に附属 する空気圧縮機又は通風機の種類、容量及 び個数	(12) その他廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の安全を確保するための装置の種類、能力、個数及び取付箇所
1 ばい煙處理設備に係る次の事項 (2) 廃ガス洗浄施設(石炭を燃料とする 火力設備に係るものに限る。)に係る用水 及び排水の系統	8 ばい煙 處理設備に係る次の事項 (1) 種類、容量、入口及び出口における ばい煙量、ばい煙濃度及びガスの速度、ア ンモニアの注入量、アンモニアの注入によ り発生するばいじんに係るばい煙濃度並び に個数 (2) 廃ガス洗浄施設(石炭を燃料とする 火力設備に係るものに限る。)に係る用水 及び排水の系統	(12) その他廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の安全を確保するための装置の種類、能力、個数及び取付箇所
1 液化ガス用気化器の種類、能力、加熱ガス、 用熱源の種類及び容量、出口の圧力及び溫 度、最高使用圧力、(一次側及び二次側の別) に記載すること。(一)、最高使用温度(一次側 及び二次側の別に記載すること。)及び最 低使用温度(一次側及び二次側の別に記載 すること。)、主要寸法、材料及び個数並び に当該液化ガス用気化器の安全弁の種類、 吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	2 液化ガス用貯槽の種類、容量及び個 数、最高使用圧力、最高使用溫度、最低使 用溫度、主要寸法及び材料、低温貯槽に係 る保冷の形式、保冷材の種類及び充てん厚 さ並びに液化ガス用貯槽に係る防液堤の容 量、主要寸法及び伸縮吸収装置の位 置及び個数(常用及び予備の別に記載す ること)。	(12) その他廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の安全を確保するための装置の種類、能力、個数及び取付箇所
3 ガス圧縮機による中欄1 (4) に 掲げる事項に準ずるもの 4 液化ガス用ポンプの種類、能力、吐出 圧力及び個数(常用及び予備の別に記載す ること)。	5 ばい煙 處理設備	(12) その他廃棄物固形化燃料の貯蔵設備の安全を確保するための装置の種類、能力、個数及び取付箇所

1 1 ガ ス 化 炉 設 備	5 ガス・液化ガス用配管及び導管の最高 使用圧力、最高使用温度、最低使用温度 外径、厚さ及び材料 6 (二) 2の中欄1 (4) に準ずるもの (液化ガス用気化器又は液化ガス用貯槽 に係るもの)を除く。 (二) 8の中欄1 (3) に準ずるもの	5 ガス・液化ガス用配管及び導管の最高 使用圧力、最高使用温度、最低使用温度 外径、厚さ及び材料 6 (二) 2の中欄1 (4) に準ずるもの (液化ガス用気化器又は液化ガス用貯槽 に係るもの)を除く。 (二) 8の中欄1 (3) に準ずるもの
1 ガス化炉に係る次の事項 (1) 種類、最大ガス発生量、最高使用圧 力及び最高使用温度 (2) 主要寸法及び材料	1 ばい煙處理設備の構造図 水質汚濁防止法第二条第一項の特定 施設を設置する場合は、汚水等に関する 説明書	1 ガス化炉用容器及びガス圧縮機の構 造図 制御方法に関する説明書 ガス化炉及びガス圧縮機の保安物件 に対する離隔距離に関する説明書
2 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、 個数及び取付箇所 (4) (二) 2の中欄1から16までに 準ずるもの (5) ガス化炉に附属する給水設備に係 る給水ポンプの種類、個数及び原動機の種類 (4) (二) 2の中欄1から16までに 準ずるもの (5) ガス化炉用容器及びガス用配管の強 度計算に関する説明書	2 蒸気発生器に係る次の事項 (1) 種類、最大蒸発量、最高使用圧力、 最高使用温度及び伝熱面積 (2) 再熱器の通過蒸気量、最高使用圧 力、最高使用温度 (3) 脱、管寄せ及び主要な管の主要寸法 及び材料 (4) 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、 個数及び取付箇所 (5) 蒸気発生器に附属する給水設備に係 る給水ポンプの種類、個数及び原動機の 種類 (4) (二) 2の中欄1から16までに 準ずるもの (5) ガス化炉設備に附属する管の配置の 概要を明示した図面	2 蒸気発生器に係る次の事項 (1) 種類、最大蒸発量、最高使用圧力、 最高使用温度及び伝熱面積 (2) 再熱器の通過蒸気量、最高使用圧 力、最高使用温度 (3) 脱、管寄せ及び主要な管の主要寸法 及び材料 (4) 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、 個数及び取付箇所 (5) 蒸気発生器に附属する給水設備に係 る給水ポンプの種類、個数及び原動機の 種類 (4) (二) 2の中欄1から16までに 準ずるもの (5) ガス化炉設備に附属する管の配置の 概要を明示した図面
3 熱交換器に係る次の事項 (1) 種類、發生蒸気量、入口及び出口の 温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の 別に記載すること。)、最高使用温度(一次 側及び二次側の別に記載すること。)、主要 寸法、材料及び個数 (2) 热交換器の安全弁の種類、吹出压 力、吹出量、個数及び取付箇所 (3) 热交換器に係る次の事項 (1) 種類、發生蒸气量、入口及び出口的 温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の 別に記載すること。)、最高使用温度(一次 側及び二次側の別に記載すること。)、主要 寸法、材料及び個数 (2) 热交換器の安全弁の種類、吹出压 力、吹出量、個数及び取付箇所 (4) ガス化炉用容器(ガス化炉、蒸氣發生 器及び熱交換器を除く。)の種類、最高使 用圧力、最高使用温度、主用寸法、材料及 び個数 (5) ガス圧縮機の種類、型式、能力、入口 及び出口の圧力、回転速度、個数(常用及 び予備の別に記載すること。)並びに原動 機の種類及び出力	3 熱交換器に係る次の事項 (1) 種類、發生蒸气量、入口及び出口的 温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の 別に記載すること。)、最高使用温度(一次 側及び二次側の別に記載すること。)、主要 寸法、材料及び個数 (2) 热交換器の安全弁の種類、吹出压 力、吹出量、個数及び取付箇所 (3) 热交換器に係る次の事項 (1) 種類、發生蒸气量、入口及び出口的 温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の 別に記載すること。)、最高使用温度(一次 側及び二次側の別に記載すること。)、主要 寸法、材料及び個数 (2) 热交換器の安全弁の種類、吹出压 力、吹出量、個数及び取付箇所 (4) ガス化炉用容器(ガス化炉、蒸氣發生 器及び熱交換器を除く。)の種類、最高使 用圧力、最高使用温度、主用寸法、材料及 び個数 (5) ガス圧縮機の種類、型式、能力、入口 及び出口の圧力、回転速度、個数(常用及 び予備の別に記載すること。)並びに原動 機の種類及び出力	3 熱交換器に係る次の事項 (1) 種類、發生蒸气量、入口及び出口的 温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の 別に記載すること。)、最高使用温度(一次 側及び二次側の別に記載すること。)、主要 寸法、材料及び個数 (2) 热交換器の安全弁の種類、吹出压 力、吹出量、個数及び取付箇所 (3) 热交換器に係る次の事項 (1) 種類、發生蒸气量、入口及び出口的 温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の 別に記載すること。)、最高使用温度(一次 側及び二次側の別に記載すること。)、主要 寸法、材料及び個数 (2) 热交換器の安全弁の種類、吹出压 力、吹出量、個数及び取付箇所 (4) ガス化炉用容器(ガス化炉、蒸氣發生 器及び熱交換器を除く。)の種類、最高使 用圧力、最高使用温度、主用寸法、材料及 び個数 (5) ガス圧縮機の種類、型式、能力、入口 及び出口の圧力、回転速度、個数(常用及 び予備の別に記載すること。)並びに原動 機の種類及び出力

素設備 脱水		12	6
1 汽力、ガススター、内燃及び火力設備	13	(1) 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (2) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数並びに取付箇所 (3) ガス化炉設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	ガス化炉設備に属する配管に係る次の事項 (1) 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (2) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数並びに取付箇所 (3) ガス化炉設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
2 温度、外径を原動力とする火	2 温度、外径、厚さ及び材料	(1) 種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること)、主要寸法、材料並びに個数 (2) 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 (3) 蒸発器に係る次の事項 (1) 種類、能力、加熱用熱源の種類及び容量、入口及び出口の圧力及び温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること)、主要寸法、材料並びに個数 (2) 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 (3) ガス圧縮機の種類、型式、能力、入口及び出口の圧力、回転速度、個数並びに原動機の種類及び出力 (4) 脱水素設備に属する配管に係る次の事項 (1) 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (2) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数並びに取付箇所 (5) 脱水素設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	脱水素設備(蒸発器を除く)に係る次の事項 (1) 種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること)、主要寸法、材料並びに個数 (2) 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 (3) 蒸発器に係る次の事項 (1) 種類、能力、加熱用熱源の種類及び容量、入口及び出口の圧力及び温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること)、主要寸法、材料並びに個数 (2) 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 (3) ガス圧縮機の種類、型式、能力、入口及び出口の圧力、回転速度、個数並びに原動機の種類及び出力 (4) 脱水素設備に属する配管に係る次の事項 (1) 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (2) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数並びに取付箇所 (5) 脱水素設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
3 高使用温度、主要寸法、材料及び個数	3 濃度	脱水素設備に属する配管の配置の概要を明示した図面	脱水素設備及びガス圧縮機の構造図 制御方法に関する説明書 脱水素設備の保安物件に対する離隔距離に関する説明書 脱水素設備及びガス用配管の強度計算に関する説明書 脱水素設備の緊急停止装置に関する説明書
4 黃分、窒素分及び灰分	4 強度計算に関する説明書	脱水素設備に属する管の配置の概要を明示した図面	脱水素設備の緊急停止装置に関する説明書 脱水素設備及びガス圧縮機の構造図 制御方法に関する説明書 脱水素設備の保安物件に対する離隔距離に関する説明書 脱水素設備及びガス用配管の強度計算に関する説明書 脱水素設備の緊急停止装置に関する説明書

(三) 燃料電池設備

1 汽力、ガススター、内燃及び火力設備	1 汽力、ガススター、内燃及び火力設備	3 熱交換器(内径が二百ミリメートルを超えるものであつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。下欄において同じ。)の種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	3 熱交換器(内径が二百ミリメートルを超えるものであつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。下欄において同じ。)の種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
2 温度、外径を原動力とする火	2 温度、外径、厚さ及び材料	(1) 容器(内径が二百ミリメートルを超えるものであつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。下欄において同じ。)の種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 (2) 容器(内径が二百ミリメートルを超えるものであつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。下欄において同じ。)の種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 (3) 容器(内径が二百ミリメートルを超えるものであつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。下欄において同じ。)の種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 (4) 熱交換器(内径が二百ミリメートルを超えるものであつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。下欄において同じ。)の種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 (5) 改質器に係る次の事項 (1) 燃料の種類、発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分 (2) 種類、容量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること)、加熱面積、主要寸法、材料、個数、排出ガス量、ばい煙量並びにばい煙濃度 (3) バーナーの燃料の種類、発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分	(1) 容器(内径が二百ミリメートルを超えるものであつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。下欄において同じ。)の種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 (2) 容器(内径が二百ミリメートルを超えるものであつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。下欄において同じ。)の種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 (3) 容器(内径が二百ミリメートルを超えるものであつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。下欄において同じ。)の種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 (4) 熱交換器(内径が二百ミリメートルを超えるものであつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。下欄において同じ。)の種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 (5) 改質器に係る次の事項 (1) 燃料の種類、発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分 (2) 種類、容量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること)、加熱面積、主要寸法、材料、個数、排出ガス量、ばい煙量並びにばい煙濃度 (3) バーナーの燃料の種類、発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分
3 高使用温度、主要寸法、材料及び個数	3 濃度	脱水素設備に属する管の配置の概要を明示した図面	脱水素設備に属する管の配置の概要を明示した図面
4 黃分、窒素分及び灰分	4 強度計算に関する説明書	脱水素設備に属する管の配置の概要を明示した図面	脱水素設備に属する管の配置の概要を明示した図面

制御方法に関する説明書

(四) 太陽
太陽電池
電池設備

(4) 通風設備の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ、有効煙突高さ並びに個数

6 燃料貯蔵設備に係る (二) 8の中欄に準ずるもの

7 液体窒素用貯槽 (内径が二百ミリメートルを超えるか長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの)

8 気化器 (内径が二百ミリメートルを超えるか長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が〇・〇四立方メートルを超えるものであつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。下欄において同じ。) の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、最低使用温度、主寸法、材料及び個数並びに低温貯槽に係る保冷の形式並びに保冷材の種類及び充てん厚さ

9 窒素ガス用ガスだめ (内径が二百ミリメートルを超えるか長さが千ミリメートルを超えるもの及び内容積が〇・〇四立方メートルを超えるものであつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。下欄において同じ。) の種類、能力、加熱用熱源の種類及び容量、出口の圧力及び温度、最高使用圧力 (一次側及び二次側の別に記載すること)、主要寸法、材料並びに個数

10 管 (外径三百ミリメートル以上かつ最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。下欄において同じ。) の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料種類、出力、開放電圧、短絡電流及びモジュールの個数

支第6条第2項に掲げる電気工作物の設置及び別表第7条第3項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合
は、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定された砂防指定地、地すべり等防止法

(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域に設置する場合に限る。

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が砂防法第四条(同法第三条において準用する場合を含む。)の規定による許可をする行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときには、当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときには、当該許可を受けたことを証する書類、法第五十二条の二第三項の規定による届出をしようとするときには、当該許可を受けたところに従つて行われたことを示す書類。

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときには、当該許可を受けたことを証する書類、法第五十二条の二第三項の規定による届出をしようとするときには、当該許可を受けたところに従つて行われたことを示す書類。

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第十八条第一項の許可をする行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による届出をしようとするときには、当該許可を受けたことを証する書類、法第五十二条の二第三項の規定による届出をしようとするときには、当該許可を受けたところに従つて行われたことを示す書類。

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第十八条第一項の許可をする行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の認可の申請又は法第五十二条の二第三項の規定による届出をしようとするときには、当該許可を受けたことを証する書類、法第五十二条の二第三項の規定による届出をしようとするときには、当該許可を受けたところに従つて行われたことを示す書類。

ときには、太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第四十二条第一項の許可を受けていたところに従つて行われたことを示す書類を有する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による届出をしよるときは、当該行為が当該許可を受けたところに従つて行われたことを示す書類。

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項の許可をする工事を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしよるとするときには、太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十七条第二項の規定により交付された検査済証の写し。

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の許可をする工事を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしよるとするときには、太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が森林法第十条の二第一項の許可をする行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしよるとするときには、太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第十八条第一項の許可を受けることを示す書類。

(五) 設備 風力機関 風力

種類、出力、回転速度及び台数
ロータの直径並びに翼の枚数及び材料
調速装置及び非常調速装置の種類

風車の構造図及び強度計算書
支持物の構造図及び强度計算書
雷撃からの風車の保護に関する説明書
風車の回転速度が著しく上昇し、又は風車の制御装置の機能が著しく低下した場合において風車を安全かつ自動的に停止させるための措置に関する説明書（常用電源の停電時の措置を含めて記載すること。）

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可をする行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしよるとするときには、太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第四十二条第一項の許可を受けていたところに従つて行われたことを示す書類。

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の許可をする工事を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしよるとするときには、太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が森林法第十条の二第一項の許可をする行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしよるとするときには、太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第十八条第一項の許可を受けることを示す書類。

の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の許可をする行為を伴う場合において、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしよるとするときは、当該行為が当該許可を受けたところに従つて行われたことを示す書類。

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第四十二条第一項の許可を受けていたところに従つて行われたことを示す書類。

を伴う場合において、法第四十七条
第一項若しくは第二項の認可の申請
又は法第四十八条第一項の規定によ
る届出をしようとするときにつては、
当該行為が当該許可を受けたこと
を示す書類

風力発電所又は風力発電設備の設置
又は変更の工事が地すべり等防止法
第四十二条第一項の許可を要する行
為を伴う場合において、法第四十七
条第一項若しくは第二項の認可の申
請又は法第四十八条第一項の規定に
よる届出をしようとするときにつては、
当該許可を受けたことを証する書
類、法第五十五条の二第三項の規定
による届出をしようとするときにつては、
当該行為が当該許可を受けたこと
を示す書類

風力発電所又は風力発電設備の設置
又は変更の工事が宅地造成及び特定
盛土等規制法第十二条第一項の許可
を要する工事を伴う場合において、
法第四十七条第一項若しくは第二項
の認可の申請又は法第四十八条第一
項の規定による届出をしようとする
ときにつては、当該許可を受けたこと
を証する書類、法第五十五条の二
第三項の規定による届出をしようと
するときにつては、宅地造成及び特
定盛土等規制法第十七条第二項の規
定により交付された検査済証の写し
風力発電所又は風力発電設備の設置
又は変更の工事が宅地造成及び特定
盛土等規制法第三十条第一項の許可
を要する工事を伴う場合において、
法第四十七条第一項若しくは第二項
の認可の申請又は法第四十八条第一
項の規定による届出をしようと
するときにつては、宅地造成及び特

貯 藏 裝 置	電 力	1 0	裝 置	9 8 7 6 5 4 3 2	電 力 用 器 具 相 調 整 壓 器	電 壓 調 整 壓 器	發 電 機	(六) 電 氣
				は 整 流 機 器 又 逆 變 換 器	ア ク ト ル リ ア ク ト ル 又 は 限 流 リ ア ク ト ル	電 力 用 器 具 相 調 整 壓 器		

(一) 器	(二) 變圧	(三) 機	(四) 電力	(五) 分路	(六) 周波	(七) 遮断	(八) 電力	(九) 管理するたを
整器	調整器又は相調	機	用コンデン	又は限流リ	アクトル	のを除く	電所の直	変電所の直

1	種類、容量、電圧（一次、二次及び三次）、短絡強度計算書	1	種類、容量、電圧（一次、二次及び三次）、短絡強度計算書	1	種類、容量、電圧（一次、二次及び三次）、短絡強度計算書	1	種類、容量、電圧（一次、二次及び三次）、短絡強度計算書
2	別に記載し、電圧調整装置を有するもの場合は、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること。）、相、周波数、結線法、冷却法並びに電気事業の用に供するものについては、常用及び予備の別	2	保護電気装置の種類	2	保護電気装置の種類	2	保護電気装置の種類
3	タップ数を付記すること。）、相、周波数、結線法及び冷却法	3	保護電気装置の種類	3	保護電気装置の種類	3	保護電気装置の種類
4	冷却法	4	励磁装置の種類及び容量	4	並列用及び直列用の別、一群の容量、電圧並びに結線法	4	並列用及び直列用の別、一群の容量、電圧並びに結線法
5	保護電気装置の種類	5	保護電気装置の種類	5	保護電気装置の種類	5	保護電気装置の種類
6	冷却法	6	容量、電圧、相、周波数、結線法及び保護継電装置の種類	6	容量、電圧、相、周波数、結線法及び保護継電装置の種類	6	容量、電圧、相、周波数、結線法及び保護継電装置の種類
7	時間	7	種類、電圧、電流、遮断電流及び遮断時間	7	種類、電圧、電流、遮断電流及び遮断時間	7	種類、電圧、電流、遮断電流及び遮断時間
8	保護継電装置の種類	8	保護継電装置の種類	8	保護継電装置の種類	8	保護継電装置の種類
9	種類、容量、主要寸法、電圧、電流	9	種類、容量又は出力、電圧、電流、周波数、回転速度、結線法及び保護継電装置の種類	9	種類、容量又は出力、電圧、電流、周波数、回転速度、結線法及び保護継電装置の種類	9	種類、容量又は出力、電圧、電流、周波数、回転速度、結線法及び保護継電装置の種類
10	個数及び用途	10	ボルト以上のものに係る場合に限る。	10	ボルト以上のものに係る場合に限る。	10	ボルト以上のものに係る場合に限る。
11	保護継電装置の種類	11	電波障害の防止措置に関する説明書（電圧十万ボルト以上のものに係る場合に限る。）	11	電波障害の防止措置に関する説明書（電圧十万ボルト以上のものに係る場合に限る。）	11	電波障害の防止措置に関する説明書（電圧十万ボルト以上のものに係る場合に限る。）
12	第一号（七）1の中欄に準ずるもの	12	電力貯蔵方式に関する説明書	12	電力貯蔵方式に関する説明書	12	電力貯蔵装置の用途に関する説明書
13	第一号（七）1の下欄に準ずるもの	13	電力貯蔵装置の用途に関する説明書	13	電力貯蔵装置の用途に関する説明書	13	電力貯蔵装置の用途に関する説明書

送電関係一覧図
事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであるとの説明書(電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であつて、一般送配電事業又は配電事業の用に供されるものに係る場合に限る)。
急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地の崩壊の防止措置に関する説明書
送電線路の経路及び開閉所の位置並びにその送電線路の維持のための保安通信設備の通信経路を明示した縮尺二十万分の一以上の地形図
気候及び立地条件についての説明書
(地中電線路及び開閉所に係るもの)を除く。
新技術の内容を十分に説明した書類
電線路の中心線(架空、地中、水底及びその他の別を表示すること)、
経過する都道府県市町村の境界
及び名称並びに電線路から左右百メートル以内にある弱電流電線路、鉄道、道路、建造物その他の工作物
(架空電線路以外の電線路にあつては、電線路に接近又は交さするもの)
の位置を明示した縮尺五千分の一以上(市街地における架空電線路及び架空電線路以外の電線路の場合は、二千分の一以上)の地形図(架空電線路にあつては、航空障害灯、昇塔、防止設備を、架空電線路以外の電線路にあつては、電線路の布設図を併せて記載すること)。
支持物の構造図及び強度計算書(設計条件に関する説明も併せて記載すること)。
がいしの種類、大きさ及び懸垂型のものの一連の個数の決定に関する説明書
ケーブル構造図
電磁誘導電圧計算書

(二) 開閉所	備四 需要設	備四 需要設									
		(二) 電力の機器(計外)	(二) 電力遮断器	(二) 貯蔵装置	(二) 電力	1 要設備需	2 記すこと。	3 電圧	4 電力	5 電力	6 電力
(2) 波数、回転速度及び結線法 保護継電装置の種類	第一号(七)の中欄に準ずるもの の事項	1 種類、容量、主要寸法、電圧、電流、電力貯蔵方式に関する説明書 電力貯蔵装置の用途に関する説明書	第二号(七)の下欄に準ずるもの の事項	1 個数及び用途 保護継電装置の種類	(一) 電圧、電流、電力の機器(計外)	1 開閉所の位置(都道府県郡市町村字を記載すること。)	2 遮断器に係る事項であつて、第二号(七)の中欄に準ずるもの	3 電気供給所又は電気を直接供給する場所	4 電力需	5 電力需	6 電力需
(1) ボイラー	第一号(七)の下欄に準ずるもの の事項	2 保護継電装置の種類 電圧一万ボルト以上の機器に係る次の事項 短絡強度計算書	第二号(七)の下欄に準ずるもの の事項	2 保護継電装置の種類 電圧一万ボルト以上の機器に係る次の事項 短絡強度計算書	(一) 電圧、電流、電力の機器(計外)	1 開閉所の位置(都道府県郡市町村字を記載すること。)	2 遮断器に係る事項であつて、第二号(七)の中欄に準ずるもの	3 電気供給所又は電気を直接供給する場所	4 電力需	5 電力需	6 電力需
(1) ボイラー	第一号(七)の下欄に準ずるもの の事項	2 保護継電装置の種類 電圧一万ボルト以上の機器に係る次の事項 短絡強度計算書	第二号(七)の下欄に準ずるもの の事項	2 保護継電装置の種類 電圧一万ボルト以上の機器に係る次の事項 短絡強度計算書	(一) 電圧、電流、電力の機器(計外)	1 開閉所の位置(都道府県郡市町村字を記載すること。)	2 遮断器に係る事項であつて、第二号(七)の中欄に準ずるもの	3 電気供給所又は電気を直接供給する場所	4 電力需	5 電力需	6 電力需

別表第四(第六十五条関係)		工事の種類	工事	路(四)電線	器用変成器
事前届出を要するもの	事項の別	一ぱい煙発生施設に該当する電気工作物に係る工事	1 水力発電所におけるダムに附属する洪水吐きゲート操作用予備動力設備の設置又は改造であつて原動機の出力の変更を伴うもの	(1) 架空、屋側、屋上、地中及びその他支持物の構造図及び強度計算書(電圧十万ボルト以上のものに係る場合に限る)。	電波障害の防止措置に関する説明書
(7) 地中電線路の布設方式	(2) 電気方式及び中性点接地方式	2 ガスター・ビン又は内燃機関の設置又は改造であつて燃料の燃焼能力若しくは燃料の種類の変更を伴うもの	2 遮断器に係る事項であつて、第二号(七)の中欄に準ずるもの	(2) 電気方式及び中性点接地方式	遮断器に係る第二号(七)の下欄に記載した平面図及び断面図
(8) 保護継電装置の種類	(3) 電線相互間の間隔	3 火力発電所におけるボイラーや独立過熱器の改造であつて伝熱面積又は乾燥能力の変更を伴うもの	3 電線の種類及び大きさ	(3) 架空電線路の電線の最低の高さ及び電線相互間の間隔	主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図
地中電線路の布設図	(4) 電線相互間の間隔	4 燃料電池発電設備に係る改質器の設置又は改造であつてバーナーの燃料の燃焼能力若しくは燃料の種類の変更を伴うもの	4 支持物の種類	(4) 架空電線路の電線の最低の高さ及び電線相互間の間隔	主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図
地中電線路の布設図	(5) 支持物の種類	5 発電所におけるボイラーや独立過熱器の改造であつて伝熱面積又はバーナーの燃料の燃焼能力若しくは燃料の種類の変更を伴うもの	5 支持物の種類	(5) 支持物の種類	主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図
地中電線路の布設図	(6) がいしの種類、大きさ及び懸垂型のものにあつては、一連の個数	6 発電所における廃棄物焼却炉の設置又は改造であつて焼却能力の変更を伴うもの	6 がいしの種類、大きさ及び懸垂型のものにあつては、一連の個数	(6) がいしの種類、大きさ及び懸垂型のものにあつては、一連の個数	主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図
地中電線路の布設図	(7) 地中電線路の布設方式	7 非常用予備発電装置又は非常用予備動力装置の設置又は改造であつて原動機の出力の変更を伴うもの	7 非常用予備発電装置又は非常用予備動力装置の設置又は改造であつて原動機の出力の変更を伴うもの	(7) 地中電線路の布設方式	主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図
地中電線路の布設図	(8) 保護継電装置の種類	8 次に掲げる設備に附属する通風設備の設置、改造又は廃止であつて、煙突の種類、出口におけるガスの速度、温度若しくは大気污染防治法第六条第二項に規定するばい煙濃度、口径、地表上の高さ又は排出ガス量の変更を伴うもの	8 次に掲げる設備に附属する通風設備の設置、改造又は廃止であつて、煙突の種類、出口におけるガスの速度、温度若しくは大気污染防治法第六条第二項に規定するばい煙濃度、口径、地表上の高さ又は排出ガス量の変更を伴うもの	(8) 保護継電装置の種類	主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図

(2) 独立過熱器	(3) ガススターバーン
(5) ばい煙処理設備	(6) 燃料電池発電設備に属する改質器
(4) 内燃機関	(7) 発電所における廃棄物焼却炉
(8) 非常用予備発電装置	(9) 非常用予備動力装置
(10) ガス化炉設備	
三 大気汚染防止法第二 条 第九項に規定する一般 粉じん発生施設（以下「般 「般粉じん発生施設」と いう。）に該当する電気工 作物に係る工事	第一条に規定する一般 粉じん発生施設から飛散する粉じんを防止するための設備（一 般粉じん飛散防止の能力の変更を伴うもの若し くは廃止 2 火力発電所における貯炭場若しくは灰じんの堆積場の設置若しくは改造であつて堆積能力の変更を伴うもの又はこれに係る粉じん防止設備の設置若しくは改造であつて粉じん処理能力の変更を伴うもの若しくは廃止 3 火力発電所における破碎機、粉碎機又は磨碎機の設置若しくは改造であつて能力の変更を伴うもの又はこれに係る粉じん防止設備の設置若しくは改造であつて粉じん飛散防止能力の変更を伴うもの若しくは廃止 水銀排出施設に該当する電気工作物の設置又は改造であつて、構造、使 用の方法又は水銀等の処理の方法の変更を伴うもの
四 水銀排出施設に該当 する電気工作物に係る工 事	1 発電所における廃棄物焼却炉の設置又は改造であつて焼却能力の変 更を伴うもの 2 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて污水又は 廃液を排出するものの設置又は改造であつて污水又は廃液の排出量の変 更を伴うもの (1) 廃ガス洗浄施設 (2) 湿式集じん施設
五 ダイオキシン類対策 特別措置法第二条第二項 に規定する特定施設に該 当する電気工作物に係る 工事	1 発電所における廃棄物焼却炉の設置又は改造であつて焼却能力の変 更を伴うもの 2 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて污水又は 廃液を排出するものの設置又は改造であつて污水又は廃液の排出量の変 更を伴うもの
六 水質汚濁防止法第二 条 第二項に規定する特定 施設に該当する電気工 作物を設置する事業場の電 気工作物に係る工事	1 廃ガス洗浄施設（水質汚濁防止法第一條第二項に規定する特定施設に該当するものに限る。）若しくはこれに係る設備の設置又は改造であつて、構造、設備（当該廃ガス洗浄施設が同法第二条第八項に規定する有害物質を使用特定施設に該当しない場合又は同法第五条第二項の規定に該当する場合を除く。）、使用の方法、污水等の処理の方法、排出水の汚染状態若しくは量（同法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあっては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む。）、同法第二条第二項第一号に規定する有害物質（以下「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統の変更を伴うもの 2 有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の設置又は改造であつて、構造、設備、使用の方法又は当該施設において貯蔵される水質汚濁防止法第二条第二項第一号に規定する有害物質（以下「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統の変更を伴うもの
七 有害物質貯蔵指定施 設に該当する電気工作物 を設置する事業場の電気 工作物に係る工事	

		八 騒音規制法第二条第第一項に規定する特定施設 に該当する電気工作物 (同法第三条第一項の規定 により指定された地域内 に設置するものに限る。)の数に増加する場合を除く。)又はこれらに係る騒音防止設備の廃止若し くは改修であつて騒音防止の能力の減少を伴うもの
別表第五 (第六十六条関係)	電気工作物の重量 （已載ナシ）事項	九 振動規制法第二条第第一項に規定する特定施設 に該当する電気工作物 (同法第三条第一項の規定 により指定された地域内 に設置するものに限る。)の設置若しくは改修であつて能力の変更を により指定された地域内 に設置するものに限る。)の設置若しくは改修であつて振動防止設備の廃止若しくは改修であつて振 動防止の能力の減少を伴うもの
	十 鉱山保安法第二条第内燃機関 二項に規定する鉱山に属する工作物（海域にあり、八年の議定書によつて修正された同條約附屬書六第三章第十三規則1. 定置式のものに限る。）に 設置する電気工作物に係る工事	十 鉱山保安法第二条第内燃機関（ディーゼル発電機に限る。）の設置又は改修であつて、一千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十二年 の議定書によつて修正された同條約附屬書六第三章第十三規則1. 1、1. 2及び1. 3並びに2. 1の要件を満たすもの

(三) 粉じん発生施設	(四) 水銀排出施設	(五) ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設	(六) 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設
1 地表上の高さ、有効高さ並びに個数	1 水銀排出施設の種類、容量及び個数	1 廃棄物焼却炉に係る次の事項 (1) 廃棄物焼却炉の種類、火床面積、焼却能力及び個数 (2) 廃ガス洗浄施設の種類、容量及び個数 (3) 湿式集じん施設の種類、容量及び個数 (4) 灰の貯留施設の面積及び容量	1 廃棄物焼却炉に係る次の事項 (1) 廃棄物焼却炉の種類、火床面積、焼却能力及び個数 (2) 廃ガス洗浄施設の種類、容量及び個数 (3) 湿式集じん施設の種類、容量及び個数 (4) 灰の貯留施設の面積及び容量
2 運炭機又は灰じん輸送装置の種類、容量及び個数	2 粉じん防止設備の種類型式及び個数	2 質炭場又は灰じん堆積場の面積及び容量	2 破碎機、粉碎機又は摩碎機の種類、容量及び個数
3 粉じん防止設備の種類型式及び個数	3 粉じん防止設備の種類型式及び個数	3 粉じん防止設備の種類型式及び個数	3 粉じん防止設備の種類型式及び個数
4 水銀排出施設の種類、容量及び個数	4 水銀排出施設の種類、容量及び個数	4 水銀排出施設の種類、容量及び個数	4 水銀排出施設の種類、容量及び個数
5 水銀等に関する説明書	5 水銀等に関する説明書	5 水銀等に関する説明書	5 水銀等に関する説明書
6 粉じんに関する説明書	6 粉じんに関する説明書	6 粉じんに関する説明書	6 粉じんに関する説明書
7 水力発電所	7 水力発電所	7 水力発電所	7 水力発電所
8 火力発電所	8 火力発電所	8 火力発電所	8 火力発電所
9 燃料電池発電所	9 燃料電池発電所	9 燃料電池発電所	9 燃料電池発電所
10 太陽電池発電所	10 太陽電池発電所	10 太陽電池発電所	10 太陽電池発電所
11 風力発電所	11 風力発電所	11 風力発電所	11 風力発電所

別表第六（第七十四条関係）

1 次の各号のいずれにも適合する燃料電池発電所であつて、出力五百キロワット以上二千キロワット未満のもの	1 次の各号のいずれにも適合する燃料電池発電所であつて、出力五百キロワット以上二千キロワット未満のもの
一 当該燃料電池発電所が、複数の燃料電池筐体（燃料電池設備、電気設備その他の電気工作物を格納する筐体をいう。以下同じ。）及び当該燃料電池筐体に接続する電線、ガス導管その他の附属設備のみで構成されていること。	一 当該燃料電池発電所が、複数の燃料電池筐体（燃料電池設備、電気設備その他の電気工作物を格納する筐体をいう。以下同じ。）及び当該燃料電池筐体に接続する電線、ガス導管その他の附属設備のみで構成されていること。
二 当該燃料電池発電所を構成する全ての燃料電池設備が、燃料電池筐体内に格納されていること。	二 当該燃料電池発電所を構成する全ての燃料電池設備が、燃料電池筐体内に格納されていること。
三 当該燃料電池発電設備を構成する全ての燃料電池筐体に格納される燃料電池設備が、出力五百キロワット未満であること。	三 当該燃料電池発電設備を構成する全ての燃料電池筐体に格納される燃料電池設備が、出力五百キロワット未満であること。
2 太陽電池発電所又は太陽電池発電設備であつて、出力十キロワット以上二千キロワット未満のもの	2 太陽電池発電所又は太陽電池発電設備であつて、出力十キロワット以上二千キロワット未満のもの
3 風力発電所又は風力発電設備であつて、出力五百キロワット未満のもの	3 風力発電所又は風力発電設備であつて、出力五百キロワット未満のもの

別表第七（第七十七条関係）

1 水力発電所のダムの洪水吐きゲート操作用予備動力設備の設置又は取替え（出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）	1 水力発電所のダムの洪水吐きゲート操作用予備動力設備の設置又は取替え（出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）
2 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の燃料電池発電所における燃料電池発電設備の設置であつて次の各号のいすれにも適合するもの	2 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の燃料電池発電所における燃料電池発電設備の設置であつて次の各号のいすれにも適合するもの
一 当該設置に係る燃料電池発電設備が、複数の燃料電池筐体及び当該燃料電池筐体に接続する電線、ガス導管その他の附属設備のみで構成されていること。	一 当該設置に係る燃料電池発電設備が、複数の燃料電池筐体及び当該燃料電池筐体に接続する電線、ガス導管その他の附属設備のみで構成されていること。
二 当該燃料電池発電所を構成する全ての燃料電池設備が、燃料電池筐体内に格納されていること。	二 当該燃料電池発電所を構成する全ての燃料電池設備が、燃料電池筐体内に格納されていること。
三 当該設置に係る燃料電池発電設備を構成する全ての燃料電池筐体に格納される燃料電池設備が、出力五百キロワット未満であること。	三 当該設置に係る燃料電池発電設備を構成する全ての燃料電池筐体に格納される燃料電池設備が、出力五百キロワット未満であること。
4	4
一 出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の設置	一 出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の設置
二 支持物の工事を伴うもの	二 支持物の工事を伴うもの
三 支持物の強度の変更を伴うもの	三 支持物の強度の変更を伴うもの
四 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの	四 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの
五 調速装置又は非常調速装置の取替え	五 調速装置又は非常調速装置の取替え

1 次の各号のいずれにも適合する燃料電池発電所であつて、出力五百キロワット以上二千キロワット未満のもの

一 当該燃料電池発電所が、複数の燃料電池筐体（燃料電池設備、電気設備その他の電気工作物を格納する筐体をいう。以下同じ。）及び当該燃料電池筐体に接続する電線、ガス導管その他の附属設備のみで構成されていること。

二 当該燃料電池発電所を構成する全ての燃料電池設備が、燃料電池筐体内に格納されていること。

三 当該燃料電池発電設備を構成する全ての燃料電池筐体に格納される燃料電池設備が、出力五百キロワット未満であること。

2 太陽電池発電所又は太陽電池発電設備であつて、出力十キロワット以上二千キロワット未満のもの

3 風力発電所又は風力発電設備であつて、出力五百キロワット未満のもの

5 (2)
一 風車又は支持物の強度に影響を及ぼすもの

一 出力二十キロワット未満の発電所における変更であつて、次に掲げるものの
出力二十キロワット未満の発電設備の設置であつて、次に掲げるもの以外のもの

火力発電所の発電設備の設置

風力発電所の発電設備の設置

燃料電池発電所の発電設備の設置
太陽電池発電所の発電設備の設置

水力発電所の発電設備の設置

風力発電所の発電設備の設置

二 前号の発電設備における発電設備の設置以外の変更であつて、次に掲げるもの

回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの

改造であつて次に掲げるもの

强度の変更を伴うもの

安全装置の種類の変更を伴うもの

取替え

(4) (3) 修理であつて、次に掲げるもの

强度に影響を及ぼすもの

安全装置の取替えを伴うもの

取替え

		別表第八（第九十五条の四関係）			（テイをいう。）の 確保
項目	認定の基準	一 本社の関与及び法令遵守の確保	二 保安に係るリスク管理の体制	三 サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基盤）	